

学問のすゝめ

合本学問之勸序

本編は余が読書の余暇随時に記すところにして、明治五年二月第一編を初として、同九年十一月第十七編をもって終わり、発兌の全数、今日に至るまで凡そ七十万冊にして、そのうち初編は二十万冊に下らず。これに加うるに、前年は版權の法厳ならずして偽版の流行盛んなりしことなれば、その数もまた十数万なるべし。仮に初編の真偽版本を合して二十二万冊とすれば、これを日本の人口三千五百万に比例して、国民百六十名のうち一名は必ずこの書を読みたる者なり。古来稀有の発兌にして、またもって文学急進の大勢を見るに足るべし。書中書記の論説は、随時、急須の爲にするとところもあり、また遠く見るところもありて、忽々を筆を下したるものなれば、每編意味の甚だ近浅なるあらん、また迂闊なるが如きもあらん。今これを合して一本となし、一時合本を通読するときは、或いは前後の論脈相通ぜざるに似たるものあるを覚うべしと雖ども、少しく心を潜めてその文を外にしその意を玩味せば、論の主義においては決して違ふなきを發明すべきのみ。発兌後すでに九年を経たり。先進の学者、苟も前の散本を見たるものは固よりこの合本を読むべきに非ず。合本はただ今後進歩の輩の爲にするものなれば、いささか本編の履歴及びその体裁の事を記すこと斯の如し。

明治十三年七月三十日

学問のすゝめ 初編

福沢諭吉

小幡篤次郎同著

天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと言えり。されば天より人を生ずるには、万人は万人皆同じ位にして、生れながら貴賤上下の差別なく、万物の靈たる身と心との働きをもつて天地の間にあるよるずの者を資り、もつて衣食住の用を達し、自由自在、互いに人の妨げをなさずして各々安楽にこの世を渡らしめ給うの趣意なり。されども今広くこの人間世界を見渡すに、かしこき人あり、おろかなる人あり、貧しきもあり、富めるものあり、貴人もあり、下人もありて、その有様雲と泥との相違あるに似たるは何ぞや。その次第甚だ明らかなり。実語教に、人学ばざれば智なし、智なき者は愚人なりとあり。されば賢人と愚人との別は、学ぶと学ばざるとに由つて出来るものなり。また世の中にむつかしき仕事もあり、やすき仕事もあり。そのむつかしき仕事をする者を身分重き人と名づけ、やすき仕事をする者を身分軽き人という。すべて心を用い心配する仕事はむつかしくして、手足を用いる力役はやすし。故に、医学、学者、政府の役人、または大なる商売をする町人、*多の奉公人を召使う大百姓などは、身分重くして貴き者というべし。身分重くして貴ければ自ずからその家も富んで、下々の者より見れば及ぶべからざるようなれども、その本を尋ねればただその人に学問の力あるとなきとに由つてその相違も出来たるのみにて、天より定めたる約束にあらず。諺に云く、天は富貴を人に与えずしてこれをその人の働きに与うるものなりと。されば前にも言える通り、人は生まれながらにして貴賤貧富の別なし。ただ学問を勤めて物事をよく知る者は貴人となり富人となり、無学なる者は貧人となり下人となるなり。

学問とは、ただむつかしき字を知り、解し難き古文を読み、和歌を楽しみ、詩を作るなど、世上に実のなき文学を言うにあらざ。これらの文学も自ずから人の心を悦ばしめ随分調法なるものなれども、古来世間の儒者和学者などの申すよう、さまであがめ貴むべきものにあらざ。古来漢学者に世帯持の上手なる者も少なく、和歌をよくして商売に巧者なる町人も稀なり。これがため心ある町人百姓は、その子の学問に出精するを見て、やがて身代を持ち崩すならんとて親心に心配する者あり。無理ならぬことなり。畢竟その学問の実に遠くして日用の間に合わぬ証拠なり。されば今かかる実なき学問は先ず次にし、専ら勤むべきは人間普通日用に近き実学なり。譬えば、いろは四十七文字を習い、手紙の文言、帳合の仕方、算盤の稽古、天秤の取扱い等を心得、なおまた進んで学ぶべき箇条は甚だ多し。地理学とは日本国中は勿論世界万国の風土道案内なり。究理学とは天地万物の性質を見てその働きを知る学問なり。歴史とは年代記のくわしきものにて万国古今の有様を詮索する書物なり。経済学とは一身一家の世帯より天下の世帯を説きたるものなり。修身学とは身の行いを修め人に交わりこの世を渡るべき天然の道理を述べたるものなり。これらの学問をするに、いずれも西洋の翻訳書を取調べ、大抵の事は日本の仮名にて用を便じ、或いは年少にして文才ある者へは横文字をも読ませ、一科一学も実事を押え、その事に就きその物に従い、近く物事の道理を求めて今日の用を達すべきなり。右は人間普通の実学にて、人たる者は貴賤上下の区別なく皆悉くたしなむべき心得なれば、この心得ありて後に士農工商各々その分を尽し銘々の家業を営み、身も独立し家も独立し天下国家も独立すべきなり。学問するには分限を知ること肝要なり。人の天然生まれ附は、繋がれず縛られず、一人前の男は男、一人前の女は女にて、自由自在なる者なれども、ただ自由自在とのみ唱えて分限を知らざれば我侭放蕩に陥ること多し。即ちその分限とは、天の道理に基づき人の情に従い、他人の妨げをなさずして我一身の自由を達することなり。自由と我侭との界は、他人の妨げをなすとなさざるとの間にある。

譬えば自分の金銀を費やしてなすことなれば、仮令い酒色に耽り放蕩を尽すも自由自在なるべきに似たれども、決して然らず、一人の放蕩は諸人の手本となり遂に世間の風俗を乱りて人の教えに妨げをなすがゆえに、その費やすところの金銀はその人のものたりともその罪許すべからず。また自由独立の事は、人の一身に在るのみならず一国の上にもあることなり。我日本はアジア洲の東に離れたる一個の島国にて、古来外国と交わりを結ばず独り自国の産物のみを衣食して不足と思ひしこともなかりしが、嘉永年中アメリカ人渡来せしより外国交易の事始まり今日の有様に及びしことにて、開港の後も色々と議論多く、鎖国攘夷などとやかましく言ひし者もありしかども、その見るところ甚だ狭く、諺にいう井の底の蛙にて、その議論取るに足らず。日本とても西洋諸国とても同じ天地の間にありて、同じ日輪に照らされ、同じ月を*め、海を共にし、空気を共にし、情合相同じき人民なれば、ここに余るものは彼に渡し、彼に余るものは我に取り、互いに相教え互いに相学び、恥ずることもなく誇ることもなく、互いに便利を達し互いにその幸を祈り、天理人道に従つて互いの交わりを結び、理のためにはアフリカの黒奴にも恐れ入り、道のためにはイギリス、アメリカの軍艦をも恐れず、国の恥辱とありては日本国中の人民一人も残らず命を棄てて国の威光を落さざるこそ、一国の自由独立と申すべきなり。然るをシナ人などの如く、我より外に国なき如く、外国の人を見ればひとくちに夷狄々と唱え、四足にてあるく畜類のようにこれを賤しめこれを嫌い、自国の力をも計らずして妄に外国人を追い払わんとし、却つてその夷狄に窘めらるるなどの始末は、実に国の分限を知らず、一人の身の上にて言えば天然の自由を達せずして我俛放蕩に陥る者というべし。王制一度新たなりしより以来、我日本の政風大いに改まり、外は万国の公法をもつて外国に交わり、内は人民に自由独立の趣旨を示し、既に平民へ苗字乗馬を許せしが如きは開闢以来の一美事、士農工商四民の位を一様にするの基ここに定まりたりと言うべきなり。されば今より後は日本国中の人民に、生まれながらその身に附たる位な

どと申すは先ずなき姿にて、ただその人の才徳とその居処とに由つて位もあるものなり。譬えば政府の官吏を粗略にせざるは当然の事なれども、こはその人の身の貴きにあらず、その人の才徳をもつてその役義を勧め、国民のために貴き国法を取扱うがゆえにこれを貴ぶのみ。人の貴きにあらず、国法の貴きになり。旧幕府の時代、東海道に御茶壺の通行せしは、皆人の知るところなり。その外御用の鷹は人よりも貴く、御用の馬には往来の旅人も路を避くる等、すべて御用の二字を附くれば石にても瓦にても恐ろしく貴きもののように見え、世の中の人も数千百年の古よりこれを嫌いながらまた自然にその仕来たりに慣れ、上下互いに見苦しき風俗を成せしことなれども、畢竟これらは皆法の貴きにもあらず、品物の貴きにもあらず、ただ徒に政府の威光を張り人を畏して人の自由を妨げんとする卑怯なる仕方にて、実なき虚威というものなり。今日にいたりては最早全日本国内にかかる浅ましき制度風俗は絶えてなき筈なれば、人々安心いたし、かりそめにも政府に対して不平を抱くことあらば、これを包みかくして暗に上を怨むることなく、その路を求めその筋に由り、静かにこれを訴えて遠慮なく議論すべし。天理人情にさえ叶う事ならば、一命をも抛て争うべきなり。これ即ち一国人民たる者の分限と申すものなり。

前条に言える通り、人の一身も一国も、天の道理に基づきて不羈自由なるものなれば、もしこの一国の自由を妨げんとする者あらば世界万国を敵とするも恐るるに足らず、この一身の自由を妨げんとする者あらば政府の官吏も憚るに足らず。ましてこのごろは四民同等の基本も立ちしことなれば、何れも安心いたし、ただ天理に従つて存分に事をなすべしとは申しながら、凡そ人たる者はそれぞれの身分あれば、またその身分に従い相応の才徳なかるべからず。身に才徳を備えんとするには物事の理を知らざるべからず。物事の理を知らんとするには字を学ばざるべからず。これ即ち学問の急務なる訳なり。昨今の有様を見るに、農工商の三民はその身分以前に百倍し、やがて士族と肩を並ぶるの勢いに至り、今日にても三民の内に

人物あれば政府の上に採用せらるべき道既に開けたることなれば、よくその身分を顧み、我身分を重きものと思ひ、卑劣の所行あるべからず。凡そ世の中に無知文盲の民ほど憐れむべくまた悪むべきものはあらず。智恵なきの極は恥を知らざるに至り、己が無智をもつて貧究に陥り飢寒に迫るときは、己が身を罪せずして妄に傍の富める人を怨み、甚だしきは徒党を結び強訴一揆などとして乱妨に及ぶことあり。恥を知らざるとや言わん、法を恐れずとや言わん。天下の法度を頼みてその身の安全を保ちその家の渡世をいたしながら、その頼むところのみを頼みて、己が私欲のためにはまたこれを破る、前後不都合の次第ならずや。或いはたまたま身本慥にして相應の身代ある者も、金銭を貯つることを知りて子孫を教つることを知らず。教えざる子孫なればその愚なるもまた怪しむに足らず。遂には遊惰放蕩に流れ、先祖の家督をも一朝の煙となす者なからず。かかる愚民を支配するには、逆も道理をもつて諭すべき方便なければ、ただ威をもつて畏すのみ。西洋の諺に愚民の上に苛き政府ありとはこの事なり。こは政府の苛きにあらず、愚民の自ら招く災いなり。愚民の上に苛き政府あれば、良民の上には良き政府あるの理なり。故に今、我日本国においてもこの人民ありてこの政府あるなり。仮に人民の徳義今日よりも衰えてなお無学文盲に沈むことあらば、政府の法も今一段嚴重になるべく、もしまた人民皆學問に志して物事の理を知り文明の風に赴くことあらば、政府の法もなおまた寛仁大度の場合に及ぶべし。法の苛きと寛やかなるとは、ただ人民の徳不徳に由つて自ずから加減あるのみ。人誰か苛政を好みて良政を悪む者あらん、誰か本国の富強を祈らざる者あらん、誰か外国の侮を甘んずる者あらん、これ即ち人たる者の常の情なり。今の世に生れ報国の心あらん者は、必ずしも身を苦しめ思いを焦がすほどの心配あるにあらず。ただその大切なる目当ては、この人情に基づきて先ず一身の行いを正しく、厚く學に志し博く事を知り、銘々の身分に相應すべきほどの智徳を備えて、政府はその政を施すに易く諸民はその支配を受けて苦しみなきよう、互いにその所を得て共に全国の太平を

護らんとするの一事のみ、今余輩の勸むる学問も専らこの一事をもつて趣旨とせり。

端書

このたび余輩の故郷中津に学校を開くにつき、学問の趣意を記して旧く交わりたる同郷の友人へ示さんがため一冊を綴りしかば、或人これを見て云く、この冊子を独り中津の人へのみ示さんより、広く世間に布告せばその益もまた広がるべし、との勧めに由り、乃ち慶応義塾の活字版をもつてこれを摺り、同志の一覽に供うるなり。
明治四年未十二月

福沢諭吉

小幡篤次郎記

(明治五年二月出版)

学問のすゝめ 二編

福沢諭吉著

端書

学問とは広き言葉にて、無形の学問もあり、有形の学問もあり。心学、神学、理学等は形なき学問なり。天文、地理、窮理、化学等は形ある学問なり。何れにても皆知識見聞の領分を広くして、物事の道理を弁え、人たる者の職分を知ることなり。知識見聞を開くため

には、或いは人の言を聞き、或いは自ら工夫を運らし、或いは書物をも読まざるべからず。故に学問には文字を知ること必用なれども、古来世の人の思う如く、ただ文字を読むのみをもって学問とするは大なる心得違いなり。文字は学問をするための道具にて、譬えば家を建つるに槌鋸の入用なるが如し。槌鋸は普請に欠くべからざる道具なれども、その道具の名を知るのみにて家を建つることを知らざる者は、これを大工と云うべからず。正しくこの訳にて、文字を読むことのみを知つて物事の道理を弁えざる者は、これを学者と云うべからず。いわゆる論語よみの論語しらずとは即ちこれなり。我邦の古事記は諳誦すれば今日の米の相場を知らざる者は、これを世帯の学問に暗き男と云うべし。經書史類の奥義には達したれども、商売の法を心得て正しく取引をなすこと能わざる者は、これを帳合の学問に拙き人と言ふべし。数年の辛苦を嘗め数百の執行金を費やし、て洋学は成業したれども、なおも一個私立の活計をなし得ざる者は、時勢の学問に疎き人なり。これらの人物は、ただこれを文字の問屋と言ふべきのみ。その機能は飯を喰う字引きに異ならず。国のためには無用の長物、經濟を妨ぐる食客と言つて可なり。故に世帯も学問なり、帳合も学問なり、時勢を察するもまた学問なり。何ぞ必ずしも和漢洋の書を読むのみをもって学問と言ふの理あらんや。この書の表題は、学問のすゝめと名づけたれども、決して字を読むことのみを勧むるに非ず。書中に記すところは、西洋の諸書より或いはその文を直ちに訳し或いはその意を訳し、形あることにても形なきことにても、一般に人の心得となるべき事柄を挙げて学問の大趣意を示したるものなり。さきに著したる一冊を初編となし、なおその意を拡めてこのたびの二編を綴り、次で三、四編にも及ぶべし。

人は同等なる事

初編の首に、人は万人皆同じ位にて生れながら上下の別なく自由自在云々とあり。今この義を括めて言わん。人の生るるは天の然らしむるところにて人力に非ず。この人々互いに相敬愛して各*その職分を尽し互いに相妨ぐることなき所以は、もと同類の人間にして共に一天を与にし、共に与に天地の間の造物なればなり。譬えば一家の内にて兄弟相互に睦しくするは、もと同一家の兄弟にして共に一父一母を与にするの大倫あればなり。

故に今、人と人との釣合を問えばこれを同等と言わざるを得ず。但しその同等とは有様の等しきを言うに非ず、権理通義の等しきを言うなり。その有様を論ずるときは、貧富強弱智愚の差あること甚だしく、或いは大名華族とて御殿に住居し美服美食する物もあり、或いは人足とて裏店に借家して今日の衣食に差支うる者もあり、或いは才智逞しうして役人となり商人となりて天下を動かす者もあり、或いは智恵分別なくして生涯飴やおこしを売る者もあり、或いは強き相撲取りあり、或いは弱き御姫様あり、いわゆる雲と泥との相違なれども、また一方より見て、その人々持前の権利通義をもつて論ずるときは、如何にも同等にして一厘一毛の軽重あることなし。即ちその権理通義とは、人々その命を重んじ、その身代所持の物を守りその面目名誉を大切にすることの大義なり。天の人を生ずるや、これに体と心との働きを与えて、人々をしてこの通義を遂げしむるの仕掛を設けたるものなれば、何らの事あるも人力をもつてこれを害すべからず。大名の命も人足の命も、命の重きは同様なり。豪商百万両の金も、飴やおこし四文の銭も、己が物としてこれを守るの心は同様なり。世の悪しき諺に、泣く子と地頭には叶わずと。また云く、親と主人は無理を言うものなどとして、或いは人の権理通義をも枉ぐべきもののように唱うる者あれども、こは有様と通義とを取違えたる論なり。地頭と百姓とは、有様を異にすれどもその権理を異にするに非ず。百姓の身に痛きことは地頭の身に痛き筈なり、地頭の口に甘きものは百姓の口にも甘からん。痛きものを遠ざけ甘きものを取るは人の情欲なり、他の妨げをなさずして達すべきの情を達する

は即ち人の権理なり。この権理に至つては地頭も百姓も厘毛の軽重あることなし。ただ地頭は富みて強く、百姓は貧にして弱きのみ。貧富強弱は人の有様にて固より同じかるべからず。然るに今富強の勢いをもつて貧弱なる者へ無理を加えんとするは、有様の不同なるが故にとて他の権理を害するにあらずや。これを譬えば、力士が我に腕の力ありとて、その力の勢いをもつて隣の人の腕を捻り折るが如し。隣の人の力は固より力士よりも弱かるべけれども、弱ければ弱きままにてその腕を用い自分の便利を達して差支なき筈なるに、謂れなく力士のために腕を折らるるは迷惑至極というべし。

また右の議論を世の中の事に当てはめて言わん。旧幕府の時代には士民の区別甚だしく、士族は妄に権威を振り、百姓町人を取扱ふこと目の下の罪人の如くし、或いは切捨御免などの法あり。この法に拠れば、平民の生命は我生命に非ずして借物に異ならず。百姓町人は由縁もなき士族へ平身低頭し、外に存つては路を避け、内に存つて席を譲り、甚だしきは自分の家に飼いたる馬にも乗られぬ程の不便を受けたるは、けしからぬことならずや。

右は士族と平民と一人ずつ相對したる不公平なれども、政府と人民との間柄に至つては、なおこれよりも見苦しきことあり。幕府は勿論、三百諸侯の領分にも各々小政府を立てて、百姓町人を勝手次第に取扱ひ、或いは慈悲に似たることあるもその実は人に持前の権理通義を許すことなくして、実に見るに忍びざること多し。そもそも政府と人民との間柄は、前にも言える如く、ただ強弱の有様を異にするのみにて権理の異同あるの理なし。百姓は米を作つて人を養ひ、町人は物を売買して世の便利を達す。これ即ち百姓町人の商売なり。政府は法令を設けて悪人を制し善人を保護す。これ即ち政府の商売なり。この商売をなすには莫大の費なれども、政府には米もなく金もなきゆえ、百姓町人より年貢運上を出して政府の勝手方を賄わんと、双方一致の上、相談を取極めたり。これ即ち政府と人民との約束なり。故に百姓町人は年貢運上を出して固く国法を守れば、その職分を尽したりと言つべし。政府は年貢運上を取りて正しくそ

の使い払いを立て人民を保護すれば、その職分を尽したりと言うべし。双方既にその職分を尽して約束を違ふることなき上は、更に何らの申分もあるべからず、各々その権利通義を逞しうして少しも妨げをなすの理なし。然るに幕府のとき、政府のことを御上様と唱え、御上の御用とあれば馬鹿に威光を振うのみならず、道中の旅籠までもただ喰い倒し、川場に銭を払わず、人足に賃銭を与えず、甚だしきは旦那が人足をゆすりて酒代を取るに至れり。沙汰の限りと言うべし。或いは殿様のものずきにて普請をするか、または役人の取計いにていらざる事を起し、無益に金を費やして入用不足すれば、色々言葉を飾りて年貢を増し御用金を言い付け、これを御国恩に報いると言う。そもそも御国恩とは何事を指すや。百姓町人らが安隱に家業を営み盜賊ひとごろしの心配もなくして渡世するを、政府の御恩と言うことなるべし。固よりかく安隱に渡世するは政府の法あるがためなれども、法を設けて人民を保護するは、もと政府の商売柄にて当然の職分なり。これを御恩と言うべからず。政府もし人民に対しその保護をもつて御恩とせば、百姓町人は政府に対してその年貢運上をもつて御恩と言わん。政府もし人民の公事訴訟をもつて御上の御約介と言わば、人民もまた言うべし、十俵作り出したる米の内より五俵の年貢を取らるるは百姓のために大なる御約介なりといわゆる売言葉に買言葉にて、はてしもあらず。兎に角に等しく恩のあるものならば、一方より礼を言いて一方より礼を言わざるの理はなかるべし。

かかる悪風俗の起りし由縁を尋ねるに、その本は人間同等の大趣意を誤りて、貧富強弱の有様を悪しき道具に用い、政府富強の勢いをもつて貧弱なる人民の権理通義を妨ぐるの場合に至りたるなり。故に人たる者は、常に同位同等の趣意を忘るべからず。人間世界に最も大切なることなり。西洋の言葉にてこれを「レシプロシチ」または「エクウヲリチ」と言う。即ち、初編の首に言える万人同じ位とはこの事なり。

右は百姓町人に左袒して、思うさまに勢いを張れという議論なれ

ども、また一方より言えば、別に論ずることあり。凡そ人を取扱うには、その相手の人物次第にて自ずからその法の加減もなかるべからず。元来人民と政府との間柄は、もと同一体にてその職分を區別し、政府は人民の名代となりて法を施し、人民は必ずこの法を守べしと、固く約束したるものなり。譬えば今、日本国中にて明治の年号を奉ずる者は、今の政府の法に従うべしと条約を結びたる人民なり。故に一たび国法と定まりたることは、仮令い或いは人民一個のために不便利あるも、その改革まではこれを動かすを得ず。小心翼翼謹みて守らざるべからず。これ即ち人民の職分なり。然るに、無学文盲、理非の理の字も知らず、身に覚えたる芸は飲食と寝ると起きるとのみ、その無学のくせに慾は深く、目の前に人を欺きて巧みに政府の法を遁れ、国法の何物たるを知らず、己が職分の何物たるを知らず、子をばよく生めどもその子を教うるの道を知らず、いわゆる恥も法も知らざる馬鹿者にて、その子孫繁昌すれば一国の益は為さずして却つて害をなす者なきに非ず。かかる馬鹿者を取扱うには、抑も道理をもつてすべからず、不本意ながら力をもつて威し、一時の大害を鎮むるより外に方便あることなし。これ即ち世に暴政府のある所以なり。独り我旧幕府のみならず、アジア諸国古来皆然り。されば一国の暴政は、必ずしも暴君暴吏の所為のみに非ず、その実は人民の無智をもつて自ら招く禍なり。他人にけしかけられて暗殺を企つる者あり、新法を誤解して一揆を起す者あり、強訴を名として金持の家を毀ち酒を飲み錢を盗む者あり。その拳動は殆ど人間の所業と思われず。かかる賊民を取扱ふには、釈迦も孔子も銘案なき必定、是非とも苛刻の政を行なうことなるべし。故に云く、人民も暴政を避けんと欲せば、速やかに學問に志し自ら才徳を高くして、政府と相對し同位同等の地位に登らざるべからず。これ即ち余輩の勸むる學問の趣意なり。

(明治六年十一月出版)

福沢諭吉著

国は同等なる事

凡そ人とさえ名あれば、富める貧しきも、強気も弱気も、人民も政府も、その権義において異なるなしとのことは、第二編に記せり。二編にある権理通義の四字を略して、ここにはただ権義と記したり。いずれも英語の「ライト」という字に当たる。今この義を拡めて国と国との間柄を論ぜん。国とは人の集りたるものにて、日本国は日本人の集りたるものなり、英国は英国人の集りたるものなり。日本人も英国人も等しく天地の間の人なれば、互いにその権義を妨ぐるの理なし。一人が一人に向かつて害を加うる理なくば、二人が二人に向かつて害を加うるの理もなかるべし。百万人も千万人も同様のわけにて、物事の道理は人数の多少に由つて変ずべからず。今世界中を見渡すに、文明開化とて文学も武備も盛んにして富強なる国あり、或いは蛮野未開とて文武ともに不行届にして貧弱なる国あり。一般に、ヨーロッパ、アメリカの諸国は富んで強く、アジア、アフリカの諸国は貧にして弱し。されどもこの貧富強弱は国の有様なれば、固より同じかるべからず。然るに今、自国の富強なる勢いをもつて貧弱なる国へ無理を加えんとするは、いわゆる力士が腕の力をもつて病人の腕を握り折るに異ならず、国の権義において許すべからざることなり。近くは我日本国にても、今日の有様にては西洋諸国の富強に及ばざるところあれども、一国の権義においては厘毛の軽重あることなし。道理に戻りて曲を蒙るの日に至つては、世界中を敵にするも恐るるに足らず。初編第六葉（本書一四頁）にも言える如く、日本国中の人民一人も残らず命を棄てて国の威光を落とさずとはこの場合なり。しかのみならず貧富強弱の有様は、天然の約束に非ず、日との勉と不勉とに由つて移り変わるべきものにて、今日

の愚人も明日は智者となるべく、昔年の富強も今世の貧弱となるべし。古今その例少なからず。我日本国中も今より學問に志し、氣力を慥にして先ず一身の獨立を謀り、随つて一國の富強を致すことあらば、何ぞ西洋人の力を恐るるに足らん。道理あるものはこれに交わり、道理なきものはこれを打ち払わんのみ。一身獨立して一國獨立するとはこの事なり。

一身獨立して一國獨立する事

前条に言える如く、國と國とは同等なれども、國中の人民に獨立の氣力なきときは一國獨立の權義を伸ぶること能わず。その次第、三箇条あり。

第一条 獨立の氣力なき者は、國を思ふこと深切ならず。

獨立とは、自分にて自分の身を支配し、他に依りすぎる心なきを言ふ。自ら物事の理非を弁別して処置を誤ることなき者は、他人の智恵に依らざる獨立なり。自ら心身を勞して私立の活計をなす者は、他人の財に依らざる獨立なり。人々この獨立の心なくしてただ他人の力に依りすがらんとのみせば、全國の人は皆依りすぎる人のみにて、これを引受くる者はなかるべし。これを譬えば盲人の行列に手引なきが如し、甚だ不都合ならずや。或人云く、民はこれを由らしむべしこれを知らしむべからず、世の中は目くら千人目あき千人なれば、智者上に在つて諸民を支配し上の意に従わしめて可なりと。この議論は孔子様の流儀なれども、その実は大いに非なり。一國中に人を支配するほどの才徳を備うる者は千人の内一人に過ぎず。仮にここに人口百万人の國あらん、この内千人は智者にして九十九万余の者は無智の小民ならん。智者の才徳をもってこの小民を支配し、或いは子の如くして愛し、或いは羊の如くして養い、或いは威し或いは撫し、恩威共に行われてその向かうところを示すことあらば、

小民も識らず知らずして上の命に従い、盜賊、人ごろしの沙汰もなく、国内安穩に始まることあるべけれども、もとのこの国の人民、主客の二様に分れ、主人たる者は千人の智者にて、よきように国を支配し、その余の者は悉皆何も知らざる客分なり。既に客分とあれば固より心配も少なく、ただ主人にのみ依りすがりて身に引き受くることなきゆえ、国を患うることも主人の如くならざるは必然、実に水くさき有様なり。国内の事なれば兎も角もなれども、一旦外国と戦争などの事あらばその不都合なること思い見るべし。無智無力の小民等、戈を倒にすることも無かるべけれども、我々は客分のことなるゆえ一命を棄つるは過分なりとて逃げ走る者多かるべし。さすればこの国の人口、名は百万人なれども、国を守るの一段に至ってはその人数甚だ少なく、抑も一国の独立は叶い難きなり。

右の次第につき、外国に対して我国を守らんには、自由独立の氣風を全国に充滿せしめ、国中の人々貴賤上下の別なく、その国を自分の身の上に引き受け、智者も愚者も目くらも目あきも、各々その國中たるの分を尽さざるべからず。英人は英国をもつて我本国と思ひ、日本人は日本国をもつて我本国と思ひ、その本国の土地は他人の土地に非ず我国人の土地なれば、本国のためを思うこと我家を思うが如くし、国のためには財を失うのみならず、一命をも抛て惜しむに足らず。これ即ち報国の大義なり。固より国の政をなす者は政府にて、その支配を受くる者は人民なれども、こはただ便利のため双方の持場を分ちたるのみ。一国全体の面目に拘わることに至つては、人民の職分として政府のみに国を預け置き、傍よりこれを見物するの理あらんや。既に日本国の誰、英国の誰と、その姓名の肩書に国の名あれば、その国に住居し起居眠食自由自在なるの権義あり。既にその権義あれば、また随つてその職分なかるべからず。

昔戦国の時、駿河の今川義元、数万の兵を率いて織田信長を攻めんとせしとき、信長の策にて桶狭間に伏勢を設け、今川の本陣に迫つて義元の首を取りしかば、駿河の軍勢は蜘蛛の子を散らす如く、戦いもせずして逃げ走り、当時名高き駿河の今川政府も一朝に

亡びてその痕なし。近く両三年以前、フランスとプロイセンとの戦いに、両国接戦の初め、フランス帝ナポレオンはプロイセンに生捕られたれども、仏人はこれに由つて望みを失わざるのみならず、益々憤発して防ぎ戦い、骨をさらし血を流し、数月籠城の後和睦に及びたれども、フランスは依然として旧のフランスに異ならず。かの今川の始末に較ぶれば日を同じうして語るべからず。その故は何ぞや。駿河の人民は、ただ義元一人に依りすぎり、その身は客分の積りにて、駿河の国を我本国と想う者なく、フランスには報国の士民多くして国の難を銘々の身に引き受け、人の勧めを待たずして自ら本国のために戦うものあるゆえ、かかる相違も出来しことなり。これに由つて考うれば、外国へ対して自国を守るに当たり、その国人に独立の気力ある者は国を思うこと深切にして、独立の気力なき者は不深切なること推して知るべきなり。

第二条 内に居て独立の地位を得ざる者は、外に在つて外国人に接するときもまた独立の権義を伸ぶること能わず。

独立の気力なき者は必ず人に依頼す、人に依頼する者は必ず人を恐る、人を恐るる者は必ず人に諛うものなり。常に人を恐れ人に諛う者は次第にこれに慣れ、その面の皮鉄の如くなりて、恥ずべきを恥じず、論ずべきを論ぜず、人をさえ見ればただ腰を屈するのみ。いわゆる習い性となるとはこの事にて、慣れたることは容易に改め難きものなり。譬えば今、日本にて平民に名字乗馬を許し、裁判所の風も改まりて、表向は先ず士族と同等のようなれども、その習慣俄に変ぜず、平民の根性は依然として旧の平民に異ならず、言語も賤しく応接も賤しく、目上の人に逢えば一言半句の理屈を述ぶること能わず、立てて言えば立ち、舞えと言えば舞い、その柔順なること家に飼いたる瘦犬の如し。実に無気無力の鉄面皮と言うべし。昔鎖国の世に旧幕府の如き窮屈なる政を行う時代なれば、人民に気力なきその政事に差支えざるのみならず却つて便利なるゆえ、故さらにこれを無智に陥れ無理に柔順ならしむるをもつて役人の得意となせしことなれども、今外国と交わるの日に至つてはこれがため大なる

弊害あり。譬えば田舎商人等、恐れながら外国の交易に志して横浜などへ来る者あれば、先ず外国人の骨格逞しきを見てこれに驚き、金の多きを見てこれに驚き、商館の洪大なるに驚き、蒸気船の速きに驚き、既に已に胆を落して、追々この外国人に近づき取引するに及んでは、その掛引のするときに驚き、或いは無理なる理屈を言い掛けらるることあれば啻に驚くのみならず、その威力に震い懼れて、無理と知りながら大なる損亡を受け大なる恥辱を蒙ることあり。こは一人の損亡に非ず。一国の損亡なり。一人の恥辱に非ず、一国の恥辱なり。実に馬鹿らしきようなれども、先祖代々独立の気を吸わざる町人根性、武士には窘められ、裁判所には叱られ、一人扶持取る足軽に逢つても御旦那様とあがめし崇めし魂は腹の底まで腐れ付き、一朝一夕に洗うべからず、かかる臆病神の手下共が、かの大胆不敵なる外国人に逢つて、胆をぬかるるは無理ならぬことなり。これ即ち、内に居て独立を得ざる者は、外に在つても独立すること能わざるの証拠なり。

第三条 独立の気力なき者は、人に依頼して悪事をなすことあり。旧幕府の時代に名目金とて、御三家などと唱うる権威強き大名の名目を借りて金を貸し、随分無理なる取引をなせしことあり。その所業甚だ悪むべし。自分の金を貸して返さざる者あらば、再三再四力を尽して政府に訴うべきなり。然るにこの政府を恐れて訴うることを知らず、きたなくも他人の名目を借り他人の暴威に依つて返金を促すとは卑怯なる挙動ならずや。今日に至つては名目金の沙汰は聞かざれども、或いは世間に外国人の名目を借る者はあらずや。余輩未だその確証を得ざるゆえ、明らかにここに論ずること能わざれども、昔日の事を思えば今の世の中にも疑念なきを得ず。この後、万々一も外国人雑居などの場合に及び、その名目を借りて奸を働く者あらば、国の禍実に言うべからざるべし。故に人民に独立の気力なきは、その取扱い便利などとして油断すべからず。禍は思わぬところに起るものなり。国民に独立の気力愈々少なければ、国を売るの禍もまた随つて益々大なるべし。即ち、この条の初に言える、人に

依頼して悪事をなすはこの事なり。右三箇条に言つところは、皆人民に独立の心なきより生ずる災害なり。今の世に生れ苟も愛国の意あらん者は、官私を問わず先ず自己の独立を謀り、余力あらば他人の独立を助け成すべし。父兄は子弟に独立を教え、教師は生徒に独立を勧め、士農工商共に独立して国を守らざるべからず。概してこれを言えば、人を束縛して独り心配を求むるより、人を放ちて共に苦樂を与にするに若かざるなり。

(明治六年十二月出版)

学問のすゝめ 四編

福沢諭吉著

学者の職分を論ず

近来窃に識者の言を聞くに、今後日本の盛衰は人智をもつて明らか
に計り難しと雖ども、到底その独立を失うの患はなかるべしや、方
今日撃するところの勢いに由つて次第に進歩せば、必ず文明盛大の
域に至るべしやと言つて、これを問う者あり。或いはその独立の保
つべきと否とは、今より二、三十年を過ぎざれば明らかにこれを期
すること難かるべしと言つて、これを疑う者あり。或いは甚だしく
この国を蔑視したる外国人の説に従えば、抑も日本の独立は危しと
言つて、これを難ずる者あり。固より人の説を聞きて遽にこれを信
じ我望みを失するには非ざれども、畢竟この諸説は我独立の保つべ
きと否とについて疑問なり。事に疑いあらざれば問の由つて起るべ
き理なし。今試みに英国に行き、ブリテンの独立保つべきや否と
言つてこれを問わば、人皆笑つて答うる者なかるべし。その答うる
者なき何ぞや、これを疑わざればなり。然らば則ち我国文明の有様、
今日をもつて昨日に比すれば或いは進歩せしに似たることあるも、
その結局に至つては未だ一点の疑いあるを免れず。苟もこの国に生
まれて日本人の名ある者は、これに寒心せざるを得んや。今我輩も

この国に生まれて日本人の名あり、既にその名あればまた各々その分を明らかにして尽すところなかるべからず。固より政の字の義に限りたる事をなすは政府の任なれども、人間の事務には政府の関わるべからざるものもまた多し。故に一国の全体を整理するには、人民と政府と両立して始めてその成功を得べきものなれば、我輩は国民たるの分限を尽し、政府は政府たるの分限を尽し、互いに相助けもつて全国の独立を維持せざるべからず。

すべて物を維持するには力の平均なかるべからず。譬えば人身の如し。これを健康に保たんとするには、飲食なかるべからず、大気光線なかるべからず、寒熱痛痒外より刺衝して内よりこれに応じ、もつて一身の働きを調和するなり。今俄にこの外物の刺衝を去り、ただ生力の働くところに任してこれを放頓することあらば、人身の健康は一日も保つべからず。国もまた然り。政は一国の働きなり。この働きを調和して国の独立を保たんとするには、内に政府の力あり、外に人民の力あり、内外相応じてその力を平均せざるべからず。故に政府はなお生力の如く、人民はなお外物の刺衝の如し。今俄にこの刺衝を去り、ただ政府の働くところに任してこれを放頓することあらば、国の独立は一日も保つべからず。苟も人身窮理の義を明らかにし、その定則をもつて一國經濟の議論に施すことを知る者は、この理を疑うことなかるべし。

方今我國の形成を察し、その外国に及ばざるものを挙ぐれば、曰く學術、曰く商売、曰く法律、これなり。世の文明は専らこの三者に關し、三者挙げざれば国の独立を得ざること識者を俟たずして明らかなり。然るに今我國において一もその体を成したるものなし。

政府一新の時より、在官の人物力を尽さざるに非ず、その才力また拙劣なるに非ずと雖ども、事を行うに当り如何ともすべからざるの原因ありて意の如くならざるもの多し。その原因とは人民の無知文盲即ちこれなり。政府既にその原因の在るところを知り、頻りに學術を勧め法律を議し商法を立つるの道を示す等、或いは人民に説諭し或いは自ら先例を示し百万その術を尽すと雖ども、今日に至る

まで未だ実効の挙げるを見ず、政府は依然たる専制の政府、人民は依然たる無気無力の愚民のみ。或いは僅に進歩せしことあるも、これがため劣するところの力と費やすところの金とに比すれば、その奏功見るに足るもの少なきは何ぞや。蓋し一国の文明は、独り政府の力をもつて進むべきものに非ざるなり。

人或いは云く、政府は暫くこの愚民を御するに一時の術策を用い、その智徳の進むを待つて後に自ずから文明の域に入らしむるなりと。この説は言うべくして行うべからず。我全国の人民数千百年専制の政治に窘められ、人々その心に思うところを発露すること能わず、欺きて安全を偷み詐りて罪を遁れ、欺詐術策は人生必需の具となり、不誠不実は日常の習慣となり、恥ずる者もなく怪しむ者もなく、一身の廉恥すでに地を払つて尽きたり、豈国を思うに違あらんや。政府はこの悪弊を矯めんとして益*虚威を張り、これを嚇しこれを叱し、強いて誠実に移らしめんとして却つて益*不信に導き、その事情あたかも火をもつて火を救うが如し。遂に上下の間隔絶して各*一種無形の気風を成せり。その気風とはいわゆる「スピリット」なるものにて、俄にこれを動かすべからず。近日に至り政府の外形は大いに改まりたれども、その専制抑圧の気風は今なお存せり。人民もやや権利を得るに似たれども、その卑屈不信の気風は依然として旧に異ならず。この気風は無形無体にして、遽に一個の人につき一場の事を見て名状すべきものに非ざれども、その実の力は甚だ強くして、世間全体の事跡に顕わるるを見れば、明らかにその虚に非ざるを知るべし。試みにその一を挙げて言わん。今在官の人物少くなしとせず、私にその言を聞きその行いを見れば概ね皆闊達大度の士君子にて、我輩これを間然する能わざるのみならず、その言行或いは慕うべきものあり。また一方より言えば、平民と雖ども悉皆無気無力の愚民のみに非ず、万に一人は公明誠実の良民もあるべし。然るに今この士君子、政府に会して政をなすに当り、その為政の事跡を見れば我輩の悦ばざるもの甚だ多く、またかの誠実なる良民も、政府に接すれば忽ちその節を屈し、偽詐術策をもつて官を欺き、嘗

て恥ずるものなし。この土君子にしてこの政を施し、この民にしてこの賤劣に陥るは何ぞや。あたかも一身両頭あるが如し。私に在っては智なり、官に在っては愚なり。これを散ずれば明なり、これを集むれば暗なり。政府は衆智者の集まる所にして一愚人の事を行うものと言うべし。豈怪しまざるを得んや。畢竟その然る由縁は、かの気風なるものに制せられて人々自ら一個の働きを逞しうすること能わざるに由つて致すところならん乎。維新以来、政府にて、學術、法律、商売等の道を興さんとして効驗なきも、その病の原因は蓋しここに在るなり。然るに今一時の術を用いて下民を御しその知徳の進むを待つとは、威をもつて人を文明に強ゆるものか、然らざれば欺きて善に帰せしむるの策なるべし。政府威を用うれば人民は偽をもつてこれに応ぜん、政府欺を用うれば人民は容を作つてこれに従わんのみ。これを上策と言つべからず。仮令いその策は巧なるも、文明の事實に施して益なかるべし。故に云く、世の文明を進むるにはただ政府の力のみを依頼すべからざるなり。

右所論をもつて考うれば、方今我国の文明を進むるには、先ずかの人心に浸潤したる気風を一掃せざるべからず。これを一掃するの法、政府の命をもつてし難し、私の説諭をもつてし難し、必ずしも人に先つて私に事なし、もつて人民の由るべき標的を示す者なかるべからず。今この標的となるべき人物を求むるに、農の中にあらず、商の中にあらず、また和漢の学者中にも在らず、その任に当たる者はただ一種の洋学者流あるのみ。然るにまた、これに依頼すべからざるの事情あり。近来この流の人漸く世間に増加し、或いは横文を講地或いは訳書を読み、専ら力を尽すに似たりと雖ども、学者或いは字を読みて義を解さざるか、或いは義を解してこれを事實に施すの誠意なきか、その所業につき我輩の疑いを存するもの尠からず。この疑いを存するとは、この学者士君子、皆官あるを知つて私あるを知らず、政府の上に立つの術を知つて、政府の下に居るの道を知らざるの一事なり。畢竟漢学者流の悪習を免かれざるものにて、あたかも漢を体にして洋を衣にするが如し。試みにその実証を挙げて言

わん。方今世の洋学者流は概ね皆官途に就き、私に事をなす者は僅に指を屈するに足らず。蓋しその官に在るは、ただ利これ貪るのためのみ非ず、生来の教育に先入して只管政府に眼を着し、政府に非ざれば決して事をなすべからざるものと思ひ、これに依頼して宿昔青雲の志を遂げんと欲するのみ。或いは世に名望ある大家先生と雖どもこの範圍を脱するを得ず、その所業或いは賤しむべきに似たるも、その意は深く咎むるに足らず、蓋し意の悪しきに非ず、ただ世間の氣風に酔つて自ら知らざるなり。名望を得たる士君子にして斯の如し。天下の人豈その風に倣わざるを得んや。青年の書生僅に数巻の書を読めば乃ち官途に志し、有志の町人僅に数百の元金あれば乃ち官の名を仮りて商売を行わんとし、学校も官許なり、説教も官許なり、牧牛も官許、養蚕も官許、凡そ民間の事業、十に七、八は官の関せざるものなし。これをもって世の利益*その風に靡き、官を慕い官を頼み、官を恐れ官に諂ひ、毫も独立の丹心を発露する者なくして、その醜体見るに忍びざることなり。譬えば方今出版の新聞紙及び諸方の上書建白の類もその一例なり。出版の条令甚だしく厳なるに非ざれども、新聞紙の面を見れば政府の忌諱に触るるとは絶えて載せざるのみならず、官に一毫美事あれば慢にこれを称誉してその実に過ぎ、あたかも娼妓の客に媚びるが如し。また、かの上書建白を見ればその文常に卑劣を極め、妄に政府を尊崇すること鬼神の如く、自ら賤すること罪人の如くし、同等の人間世界にあるべからざる虚文を用い、恬として恥ずる者なし。この文を読みその人を想えば、ただ狂人をもつて評すべきのみ。然るに今、この新聞紙を出版し或いは政府に建白する者は、概ね皆世の洋学者流にて、その私について見れば必ずしも娼妓に非ず、また狂人にも非ず。然るにその不誠不実、かくの如きの甚だしきに至る所以は、未だ世間に民権を主唱する实例なきをもつて、ただかの卑屈の氣風に制せられその氣風に雷同して、国民の本音を見わし得ざるなり。これを概すれば、日本にはただ政府ありて未だ国民あらずと言つても可なり。故に云く、人民の氣風を一洗して世の文明を進むるには、今の洋学

者流にもまた依頼すべからざるなり。前条所記の論説果して是ならば、我国の文明を進めてその独立を維持するは、独り政府の能するところに非ず、また今の洋学者流も依頼するに足らず、必ず我輩の任ずるところにして、先ず我より事の端を開き、愚民の先をなすのみならず、またかの洋学者流のために先駆してその向かう所を示さざるべからず。今我輩の身分を考うるに、その学識固より浅劣なりと雖ども、洋学に示すこと日既に久しく、この国に在つては中人以上の地位にある者なり。輒近世の改革も、もし我輩の主として始めし事に非ざれば暗にこれを助け成したるものなり。或いは助成の力なきもその改革は我輩の悦ぶところなれば、世の人もまた我輩を目するに改革家流の名をもつてすること必せり。既に改革家の名ありて、またその身は中人以上の地位に在り、世人或いは我輩の所業をもつて標的となす者あるべし。然らば即ち、今、人に先つて事をなすは正にこれを我輩の任と言つべきなり。そもそも事をなすに、これを命ずるはこれを諭すに若かず、これを諭すは我よりその実の例を示すに若かず。然り而して政府はただ命ずるの権あるのみ、これを諭して実の例を示すは私の事なれば、我輩先ず私立の地位を占め、或いは學術を講じ、或いは商売に従事し、或いは法律を議し、或いは書を著し、或いは新聞紙を出版する等、凡そ国民たるの分限に越えざる事は忌諱を憚らずしてこれを行い、固く法を守つて正しく事を処し、或いは政令信ならずして曲を被ることあらば、我地位を屈せずしてこれを論じ、あたかも政府の頂門に一釘を加え、旧弊を除きて民権を恢復せんこと、方今至急の要務なるべし。固より私立の事業は多端、且つこれを行う人にも各*所長あるものなれば、僅に数輩の学者にて悉皆その事を非ざれども、我目的とするところは事を行うの巧みなるを示すに在らず、ただ天下の人に私立の方向を知らしめんとするのみ。百回の説諭を費やすは一回の実例を示すに若かず。今我より私立の実例を示し、人間の事業は独り政府の任にあらず、学者は学者にて私に事を行うべし、町人は町人にて私に事をなすべし、政府も日本の政府なり、人民も日本の人民なり、政府

は恐るべからず近づくべし、疑うべからず親しむべしとの趣を知らしめなば、人民漸く向かうところを明らかにし、上下固有の気風も次第に消滅して、始めて真の日本国民を生じ、政府の玩具たらずして政府の刺衝となり、學術以下三者も自ずからその所有に歸して、国民の力と政府の力と互いに相平均し、もつて全国の独立を維持すべきなり。

以上論ずるところを概すれば、今の世の学者、この国の独立を助け成さんとするに当たつて、政府の範囲に入り官に在つて事をなすと、その範囲を脱して私立するとの利害得失を述べ、本論は私立に左袒したるものなり。すべて世の事物を精しく論ずれば、利あらざるものは必ず害あり、得あらざるものは必ず失あり、利害得失相半ばするものはあるべからず。我輩固より為にするところありて私立を主張するに非ず、ただ平生の所見を証してこれを論じたるのみ。世人もし確証を掲げてこの論説を排し、明らかに私立の不利を述べる者あらば余輩は悦んでこれに従い、天下の害をなすことなかるべし。

附録

本論につき一、三の問答ありよつてこれを巻末に記す。その一に云く、事をなすは有力なる政府に依るの便利に若かずと。答云く、文明を進むるは独り政府の力のみ依頼すべからず、その弁論既に本文に明らかなり。且つ政府にて事をなすは既に数年の實驗あれども未だその奏功を見ず、或いは私の事も果してその功を期し難しと雖ども、議論上において明らかに見込みあればこれを試みざるべからず。未だ試みずして先ずその成否を疑う者は、これを勇者と言つべからず。二に云く、政府人に乏し、有力の人物政府を離れなば官務に差支あるべしと。答云く、決して然らず、今の政府は官員の多き

を患うるなり。事を簡にして官員を減ずれば、その事務はよく整理してその人員は世間の用をなすべし、一挙して兩得なり。故さらに政府の事務を多端にし、有用の人を取って無用の事をなさしむるは策の拙なるものと言ふべし。且つこの人物、政府を離るるも去つて外国に行くに非ず、日本に居て日本の事をなすのみ、何ぞ患うるに足らん。三に云く、政府の外に私立の人物集まることあらば、自ずから政府の如くなりて、本政府の権を落すに至らんと。答云く、この説は小人の説なり。私立の人も在官の人も等しく日本人なり。ただ地位を異にして事をなすのみ。その実は相助けて共に全国の便利を謀るものなれば、敵に非ず真の益友なり。且つこの私立の人物なる者、法を犯すことあらばこれを罰して可なり、毫も恐るるに足らず。四に云く、私立せんと欲する人物あるも、官途を離れば他に活計の道なしと。答云く、この言は士君子の言ふべき言に非ず。既に自ら学者と唱えて天下の事を患うる者、豈無芸の人物あらんや。芸をもつて口を糊するは難きに非ず。且つ官に在つて公務を司るも私に居て業を営むも、その難易なるを理なし。もし官の事務易くしてその利益私の営業よりも多きことあらば、即ちその利益は働きの実に過ぎたるものと言ふべし。実に過ぐるの利を貪るは君子のなさざるところなり。無芸無能、僥倖に由つて官途に就き、慢に給料を貪つて奢侈の資となし、戯れに天下の事を談ずる者は我輩の友に非ず。

(明治七年一月出版)

学問のすゝめ 五編

福沢諭吉著

学問のすゝめは、もと民間の読本または小学の教授本に供えたる

ものなれば、初編より二編三編までも勉めて俗語を用い文章を読み易くするを趣意となしたりしが、四編に至り少しく文の体を改めて或いはむつかしき文字を用いたる処もあり。またこの五編も、明治七年一月一日、社中会同の時に述べたる詞を文章に記したるものなれば、その文の体裁も四編に異ならずして或いは解し難きの恐れなきに非ず。畢竟四、五の二編は、学者を相手にして論を立てしものなるゆえこの次第に及びたるなり。世の学者は大概皆腰ぬけにてその気力は不慥なれども、文字を見る眼は中々慥にして、如何なる難文にても困る者なきゆえ、この二冊にも遠慮なく文章をむつかしく書きその意味も自ずから高上になりて、これがためもと民間の読本たるべき学問のすゝめの趣意を失いしは、初学の輩に対して甚だ気の毒なれども、六編より後はまたもとの体裁に復り、専ら解し易きを主として初学の便利に供し、更に難文を用いることなかるべきが故に、看官この二冊をもつて全部の難易を評するなかれ。

明治七年一月一日の詞

我輩今日慶応義塾に在りて明治七年一月一日に逢えり。この年号は我国独立の年号なり、この塾は我社中独立の塾なり。独立の塾に居て独立の新年に逢うを得るは、また悦ばしからずや。蓋しこれを得て悦ぶべきものは、これを失えば悲しみとなるべし、故に今日悦ぶの時に於いて他日悲しむの時あるを忘るべからず。古来我国治乱の沿革に由り政府は**改まりたれども、今日に至るまで国の独立を失わざりし由縁は、国民鎖国の風習に安んじ、治乱興廢外国に關することなかりしをもつてなり。外国に關係あらざれば、治も一国内の治なり、乱も一国内の乱なり、またこの治乱を経て失わざりし独立もただ一国内の独立にて、未だ他に対して鋒を争いしものに非ず。これを譬えば、小児の家内に育せられて未だ外人に接せざる

者の如し。その薄弱なること固より知るべきなり。

今や外国の交際俄に開け、国内の事務一としてこれに關せざるものなし。事々物々皆外国に比較して処置せざるべからざるの勢いに至り、古来我国人の力にて僅に達し得たる文明の有様をもって、西洋諸国の有様に比すれば、啻に三舍を譲るのみならず、これに倣わんとして或いは望洋の歎を免かれず、益々我独立の薄弱なるを覺ゆるなり。

国の文明は形をもつて評すべからず。学校といい、工業といい、陸軍といい、海軍というも、皆これ文明の形のみ。この形を作るは難きに非ず、ただ錢をもつて買うべしと雖ども、ここにまた無形の一物あり、この物たるや、目見るべからず、耳聞くべからず、売買すべからず、貸借すべからず、普く国人の間に位してその作用甚だ強く、この物あらざればかの学校以下の諸件も実の用をなさず、真にこれを文明の精神と言ふべき至大至重のものなり。蓋しその物とは何ぞや。云く、人民独立の氣力、即ちこれなり。

近来我政府、頻りに学校を建て工業を勧め、海陸軍の制も大いに面目を改め、文明の形、略備わりたれども、人民未だ外国へ対して我独立を固くし共に先を争わんとする者なし。啻にこれと争わざるのみならず、偶々彼の事情を知るべき機会を得たる人にて、未だこれを詳らかにせずして先ずこれを恐るのみ。他に対して既に恐怖の心を抱くときは、仮令我にいささか得るところあるもこれを外に施すに由なし。畢竟人民に独立の氣力あらざれば、かの文明の形も遂に無用の長物に属するなり。

そもそも我国の人民に氣力なきその原因を尋ぬるに、数千百年の古より全国の権柄を政府の一手に握り、武備文学より工業商売に至るまで、人間些末の事務と雖ども政府の関わらざるものなく、人民はただ政府の嗾するところに向かつて奔走するのみ。あたかも国は政府の私有にして、人民は国の食客たるが如し。既に無宿の食客となりて僅にこの国中に寄食するを得るものなれば、国を視ること逆旅の如く、嘗て深切の意を尽すことなく、またその氣力を見わすべ

き機会をも得ずして、遂に全国の気風を養い成したるなり。しかのみならず今日に至つては、なおこれより甚だしきことあり。大凡世間の事物、進まざる者は必ず退き、退かざる者は必ず進む。進まず退かずして滞滞する者はあるべからざるの理なり。今日日本の有様を見るに、文明の形は進むに似たれども、文明の精神たる人民の気力は日に退歩に赴けり。請う、試みにこれを論ぜん。在昔足利徳川の政府においては、民を御するにただ力を用い、人民の政府に服するは力足らざればなり。力足らざる者は心服するに非ず、ただこれを恐れて服従の容をなすのみ。今の政府はただ力あるのみならず、その智慧頗る敏捷にして、嘗て事の機に後ることなし。一新の後、未だ十年ならずして、学校兵備の改革あり、鉄道電信の設あり、その他石室を作り、鉄橋を架する等、その決断の神速なるとその成功の美なるとに至つては、実に人の耳目を驚かすに足れり。然るに、この学校兵備は政府の学校兵備なり、鉄道電信も政府の鉄道電信なり、石室鉄橋も政府の石室鉄橋なり。人民果して何の觀をなすべきや。人皆言わん、政府は啻に力あるのみならず兼ねてまた智あり、我輩の遠く及ぶところに非ず、政府は雲上に在りて国を司り、我輩は下に居てこれに依頼するのみ、国を患うるは上の任なり、下賤の関わりとところに非ずと。概してこれを言えば、古の政府は力を用い、今の政府は力と智とを用ゆ。古の政府は民を御するの術に乏しく、今の政府はこれに富めり。古の政府は民の力を挫き、今の政府はその心を奪う。古の政府は民の外を犯し、今の政府はその内を制す。古の民は政府を視ること鬼の如し、今の民はこれを視ること神の如くす。古の民は政府を恐れ、今の民は政府を拝む。この勢いに乗じて事の轍を改むることなくば、政府にて一事を起せば文明の形は次第に具わるに似たれども、人民には正しく一段と氣力を失い文明の精神は次第に衰うるのみ。いま政府に常備の兵隊あり、人民これを認めて護国の兵とし、その盛んなるを祝して意気揚々たるべき筈なるに、却つてこれを威民の具と視做して恐怖するのみ。今政府に学校鉄道あり、人民これを一國文明の微として誇るべき筈なるに、却つ

てこれを政府の私恩に帰し、益*その賜に依頼するの心を増すのみ。人民既に自国の政府に対して萎縮震慄の心を抱けり、豈外国に競うて文明を争うに違あらんや。故に云く、人民に独立の気力あらざれば文明の形を作るも啻に無用の長物のみならず、却つて民心を退縮せしむるの具となるべきなり。

右に論ずるところをもつて考うれば、国の文明は上政府より起るべからず、下小民より生ずべからず、必ずその中間より興りて衆庶の向かうところを示し、政府と並立ちて始めて成功を期すべきなり。西洋諸国の史類を案ずるに、商売工業の道一として政府の創造せしものなし、その本は皆中等の地位にある学者の心匠に成りしもののみ。蒸気機関はワットの発明なり、鉄道はステフェンソンの工夫なり、始めて経済の定則を論じ商売の法を一変したるはマダム・スミスの功なり。この諸大家はいわゆる「ミッツルカラス」なる者にて、国の執政に非ず、また力役の小民に非ず、正に国人の中等に位し、智力をもつて一世を指揮したる者なり。その工夫発明、先ず一人の心に成れば、これを公にして実地に施すには私立の社友を結び、益*その事を盛大にして人民無量の幸福を万世に遺すなり。この間に当り政府の義務は、ただその事を妨げずして適宜に行われしめ、人心の向かうところを察してこれを保護するのみ。故に文明の事を行う者は私立の人民にして、その文明を護する者は政府なり。これをもつて一国の人民あたかもその文明を私有し、これを競いこれを争い、これを羨みこれを誇り、国に一の美事あれば全国の人民手を拍つて快と称し、ただ他国に先鞭を着けられんことを恐るのみ。故に文明の事物悉皆人民の気力を増すの具となり、一事一物も国の独立を助けざるものなし。その事情正しく我国の有様に相反すと言ふも可なり。

今我国において彼の「ミッツルカラス」の地位に居り、文明を首唱して国の独立を維持すべきはただ一種の学者のみなれども、この学者なるもの、時勢につき眼を着すること高からざるか、或いは国を患うること身を患うるが如く切ならざるか、或いは世の気風に

酔い只管政府に依頼して事を成すべきものと思うか、概ね皆その地位に安んぜずして去つて官途に赴き、些末の事務に奔走して徒に心身を勞し、その拳動笑うべきもの多しと雖ども、自らこれを甘んじ人もまたこれを怪しまず、甚だしきは野に遺賢なしと言つてこれを悦ぶ者あり。固より時勢の然らしむるところにて、その罪一個の人に在らずと雖ども、国の文明のためには一大災難と言ふべし。文明を養う成すべき任に当りたる学者にして、その精神の日に衰うるを傍觀してこれを患うる者なきは、実に長大息すべきなり、また痛哭すべきなり。独り我慶応義塾の社中は、僅にこの災難を免れて、数年独立の名を失わず、独立の塾に居て独立の氣を養い、その期するところは全国の独立を維持するの一事に在り。然りと雖ども、時勢の世を制するや、その力急流の如くまた大風の如し。この勢いに激して屹立するは固より易きに非ず、非常の勇力あるに非ざれば知らずして流れ識らずして靡き、動もすればその脚を失するの恐あるべし。そもそも人の勇力は、ただ読書のみによつて得べきものに非ず。読書は学問の術なり、学問は事をなすの術なり。実地に接して事に慣るるに非ざれば、決して勇力を生ずべからず。我社中既にその術を得たる者は、貧苦を忍び艱難を冒して、その所得の知見を文明の事實に施さざるべからず。その科は枚挙に遑あらず。商売勤めざるべからず、法律議せざるべからず、工業起さざるべからず、農業勤めざるべからず、著者訳術新聞の出版、凡そ文明の事件は尽く取つて我私有となし、国民の先をなして政府と相助け、官の力と私の力と互いに平均して一國全体の力を増し、かの薄弱な独立を移して動かすべからざるの基礎に置き、外国と銜を争つて毫も譲ることなく、今より数十の新年を経て顧みて今月今日の有様を回想し、今日の独立を悦ばずして却つてこれを愨笑するの勢いに至るは、豈一大快事ならずや。学者宜しくその方向を定めて期することあるべきなり。

(明治七年一月出版)

国法の貴きを論ず

政府は国民の名代にて、国民の思うところに従い事をなすものなり。その職分は罪ある者を取押えて罪なき者を保護するより外ならず。即ちこれ国民の思うところにして、この趣意を達すれば一国内の便利となるべし。元来罪ある者とは悪人なり、罪なき者とは善人なり。いま悪人来りて善人を害せんとすることあらば、善人自らこれを防ぎ、我父母妻子を殺さんとする者あらば捕えてこれを殺し、我家財を盗まんとする者あらば捕らえてこれを笞ち、差支なき理なれども、一人の力にて多勢の悪人を相手に取り、これを防がんとするも逆も叶うべきことにあらず。仮令い或いはその手当をなすも莫大の入費にて益もなきことなるゆえ、右の如く国民の総代として政府を立て、善人保護の職分を勤めしめ、その代として役人の給料は勿論、政府の諸入用をば悉皆国民より賄うべしと約束せしことなり。且つまた政府は既に国民の総名代となりて事をなすべき権を得たるものなれば、政府のなす事は即ち国民のなす事にて、国民は必ず政府の法に従わざるべからず。これまた国民と政府との約束なり。故に国民の政府に従うは、政府の作りし法に従うに非ず、自ら作りし法に従うなり。国民の法を破るは、政府の作りし法を破るに非ず、自ら作りし法を破るなり。その法を破つて刑罰を被るは、政府に罰せらるるに非ず、自ら定めし法に由つて罰せらるるなり。この趣きを形容して言えば、国民たる者は一人にて二人前の役目を勤むるが如し。即ちその一の役目は、自分の名代として政府を立て一国内の悪人を取押えて善人を保護することなり。その二の役目は、固く政府の約束を守りその法に従つて保護を受くることなり。右の如く、国民は政府と約束して政令の権柄を政府に任せたる者なれば、かりそめにもこの約束を違えて法に背くべからず。人を殺す者を捕えて死

刑に行うも政府の権なり、盜賊を縛つて獄屋に繋ぐも政府の権なり、公事訴訟を捌くも政府の権なり、乱妨喧嘩を取押うるも政府の権なり。これらの事につき、国民は少しも手を出すべからず。もし心得違ひして私に罪人を殺し、或いは盜賊を捕えてこれを笞つ等のことあれば、即ち国の法を犯し、自ら私に他人の罪を裁決する者にて、これを私裁と名づけ、その罪免すべからず。この一段に至つては、文明諸国の法律甚だ嚴重なり。いわゆる威ありて猛からざるもの乎。我日本にては政府の威権盛んなるに似たれども、人民ただ政府の貴きを恐れてその法の貴きを知らざる者あり。いまここに私裁の宜しからざる由縁と国法の貴き由縁とを記すこと左の如し。

譬えば我家に強盜の入り来りて家内の者を威し金を奪わんとすることあらん。この時に当り家の主人たる者の職分は、この事の次第を政府に訴え政府の処置を待つべき筈なれども、事火急にして出訴の間合もなく、彼是する中にかの強盜は既に土蔵へ這入りて金を持ち出さんとするの勢いあり。これを止めんとすれば主人の命も危き場合なるゆえ、止むを得ず家内申合せて私にこれを防ぎ、当座の取計にてこの強盜を捕え置き、然る後に政府へ訴え出るなり。これを捕うるについては、或いは棒を用い、或いは刃物を用い、或いは賊の身に疵付ることもあるべし、或いはその足を打折ることもあるべし、事急なるときは鉄砲をもつて打殺すこともあるべしと雖ども、結局主人たる者は我生命を護り我家財を守るために一事の取計いになしたるのみにて、決して賊の無礼を咎めその罪を罰するの趣意に非ず。罪人を罰するは政府に限たる権なり、私の職分に非ず。故に私の力にて既にこの強盜を取押え我手に入りし上は、平人の身としてこれを殺しこれを打擲すべからざるは勿論、指一本を賊の身に加うることをも許さず、ただ政府に告げて政府の裁判を待つのみ。もしも賊を取押えし上にて、怒りに乗じてこれを殺しこれを打擲することあれば、その罪は無罪の人を殺し無罪の人を打擲するに異ならず。譬えば某国の律に、金十円を盗む者はその刑笞一百、また足をもつて人の面を蹴る者もその刑笞一百とあり。然るにここに盜賊あ

りて、人の家に入り金十円を盗み得て出でんとするとき、主人に取押えられ既に縛られし上にて、その主人なおも怒りに乗じ足をもつて賊の面を蹴ることあらん、然るときその国の律をもつてこれを論ずれば、賊は金十円を盗みし罪にて一百の笞を被り、主人もまた平人の身をもつて私に賊の罪を裁決し足をもつてその面を蹴りたる罪に由り笞たるること一百なるべし。国法の嚴なること斯の如し。人々恐れざるべからず。右の理をもつて考うれば、敵討の宜しからざることも合点すべし。我親を殺したる者は即ちその国にて一人の人を殺したる公の罪人なり。この罪人を捕えて刑に処するは、政府に限りたる職分にて、平人の関わるる所に非ず。然るにその殺されてる者の子なればとて、政府に代りて私にこの公の罪人を殺すの理あらんや。差出がましき挙動と言ふべきのみならず、国民たるの職分を誤り、政府の約束に背くものと言ふべし。もしこの事につき、政府の処置宜しからずして罪人を贖する等のことあらば、その不筋なる次第を政府に訴ふべきのみ。何らの事故あるも決して自ら手を出すべからず。仮令い親の敵は目の前に徘徊するも、私にこれを殺すの理なし。

昔徳川の時代に、浅野家の家来、主人の敵討とて吉良上野介を殺したることあり。世にこれを赤穂の義士と唱えり。大なる間違いならずや。このとき日本の政府は徳川なり、浅野内匠頭も吉良上野介も浅野家の家来も皆日本の国民にて、政府の法に従いその保護を蒙るべしと約束したるものなり。然るに一朝の間違ひにて上野介なる者内匠頭へ無礼を加えしに、内匠頭これを政府に訴うることを知らず、怒りに乗じて私に上野介を切らんとして遂に双方の喧嘩となりしかば、徳川政府の裁判にて内匠頭へ切腹を申付け、上野介へは刑を加えず、この一条は実に不正なる裁判と言ふべし。浅野家の家来共この裁判を不正なりと思わば、何が故にこれを政府へ訴えざるや。四十七士の面々申合せて、各*その筋に由り法に従つて政府に訴え出でなば、固より暴政府のことゆえ最初はその訴訟を取上げず、或いはその人を捕えてこれを殺すこともあるべしと雖ども、仮令い一

人は殺さるるもこれを恐れず、また代りて訴え出で、随つて殺され随つて訴え、四十七人の家来理を訴えて命を失い尽すに至らば、如何なる悪政府にても遂には必ずその理に伏し、上野介へも刑を加えて裁判を正しうすることあるべし。かくありてこそ始めて眞の義士とも称すべき筈なるに、嘗てこの理を知らず、身は国民の地位に居ながら国法の重きを顧みずして妄に上野介を殺したるは、国民の職分を誤り政府の権を犯して私に人の罪を裁決したるものと言つべし。幸いにしてそのとき徳川の政府にてこの乱妨人を刑に処したればこそ無事に治まりたれども、もしもこれを免すことあらば、吉良家の一族また敵討とて赤穂の家来を殺すことは必定なり。然るときはこの家来の一族、また敵討とて吉良の一族を攻むるならん。敵討と敵討とにて、はてしもあらず、遂に双方の一族朋友死し尽るに至らざれば止まず。いわゆる無政無法の世の中とはこの事なるべし。私裁の国を害すること斯の如し。謹まざるべからざるなり。

古は日本にて百姓町人の輩、士分の者に対して無礼を加うれば切捨御免という法あり。こは政府より公に私裁を許したるものなり。けしからぬことならずや。すべて一国の法は唯一政府にて施行すべきものにて、その法の出る処愈*多ければその権力もまた随つて愈*弱し。譬えば封建の世に三百の諸侯各*生殺の権ありし時は、政法の力もその割合にて弱かりし筈なり。

私裁の最も甚だしくして政を害するの最も大なるものは暗殺なり。古来暗殺の事跡を見るに、或いは私怨のためにする者あり、或いは錢を奪わんがためにする者あり。この類の暗殺を企つるものは固より罪を犯す覚悟にて、自分にも罪人の積りなれども、別にまた一種の暗殺あり。この暗殺は私のために非ず、いわゆる「ポリチカルエネミ」(政敵)を悪んでこれを殺すものなり。天下の事につき銘々の見込みを異にし、私の見込みをもつて他人の罪を裁決し、政府の権を犯して恣に人を殺し、これを恥じざるのみならず却つて得意の色をなし、自ら天誅を行うと唱うれば、人またこれを称して報国の士と言つ者あり。そもそも天誅とは何事なるや。天に代りて誅罰を行

うと言う積り乎。もしその積りならば先ず自分の身の有様を考えざるべからず。元来この国に居り政府へ対して如何なる約条を結びしや。必ずその国法を守つて身の保護を被るべしとこそ約束したることとなるべし。もし国の政事につき不平の箇条を見出し、国を害する人物ありと思わば、静かにこれを政府へ討つべき筈なるに、政府を差置き自ら天に代わりて事をなすとは商売違いもまた甚だしきものと言つべし。畢竟この類の人は、性質律儀なれども物事の理に暗く、国を患うるを知つて国を患うる所以の道を知らざる者なり。試みに見よ、天下古今の実験に、暗殺をもつてよく事を成し世間の幸福を増したるものは未だ嘗てこれあらざるなり。

国法の貴きを知らざる者は、ただ政府の役人を恐れ、役人の前を程能くして、表向に犯罪の名あらざれば内実の罪を犯すもこれを恥とせず。啻にこれを恥じざるのみならず、巧みに法を破つて罪を遁るる者あれば却つてこれをその人の働きとしてよき評判を得ることあり。いま世間日常の話に、此も上の御大法なり、彼も政府の表向なれども、この事を行うに斯く私に取計えば、表向の御大法には差支もあらず、表向の内証などとして笑いながら談話して咎むるものもなく、甚だしきは小役人と相談の上、この内証事を取計い、双方共に便利を得て罪なき者の如し。実はかの御大法なるもの、あまり煩わしきに過ぎて事実には施すべからざるよりして、この内証事も行わるることなるべしと雖ども、一国の政治をもつてこれを論ずれば、最も恐るべき悪弊なり。かく国法を軽蔑するの風に慣れ、人民一般に不誠実の気を生じ、守つて便利なるべき法をも守らずして、遂には罪を蒙ることあり。譬えば、今往來に小便するは政府の禁制なり。然るに人民皆この禁令の貴きを知らずしてただ邏卒を恐るのみ。或いは日暮など邏卒の在らざるを窺つて法を破らんとし、凶らずも見咎めらるることあればその罪に伏すと雖ども、本人の心中には貴き国法を犯したるが故に罰せらるると思わずして、ただ恐ろしき邏卒に逢いしをその日の不幸と思うのみ。実に歎かわしきことならずや。故に政府にて法を立つるは勉めて簡なるを良とす。既にこれ

を定めて法となす上は、必ず蔽にその趣意を達せざるべからず。人民は政府の定めたる法を見て不便なりと思ふことあらば、遠慮なくこれを論じて訴うべし。既にこれを認めてその法の下に居るときは、私にその法を是非することなく謹んでこれを守らざるべからず。

近くは先月我慶応義塾にも一事あり。華族太田資美君一昨年より私金を投じて米国人を雇い義塾の教員に供えしが、このたび交代の期限に至り、他の米人を雇い入れんとして当人との内談既に整いしにつき、太田氏より東京府へ書面を出し、この米人を義塾に入れて文学科学の教師に供えんとの趣きを出願せしところ、文部省の規則に、私金をもつて私塾の教師を雇い私に人を教育するものにては、その教師なる者本国にて学科卒業の免状を得てこれを所持するものに非ざれば雇人を許さずとの箇条あり。然るにこのたび雇い入れんとする米人、かの免状を所持せざるにつき、ただ語学の教師とあれば兎も角もなれども、文学科学の教師としては願の趣き聞き届け難き旨、東京府より太田氏へ御沙汰なり。よつて福沢諭吉より同府へ書を呈し、この教師なる者、免状を所持せざるもその学力は当塾の生徒を教うるため十分なるゆえ、太田氏の願の通りに命ぜられたく、或いは語学の教師と申立てなば願も済むべきなれども、固より我生徒は文学科学を学積りなれば、語学と偽り官を欺くことは敢えてせざるどころなりと出願したりしかども、文部省の規則変ずべからざる由にて、諭吉の願書もまた返却したり。これがため既に内約の整いし教師を雇い入るを得ず、去年十一月下旬本人は去つて米国へ帰り、太田君の素志も一時の水の泡となり、数百の生徒も望みを失い、實に一私塾の不幸のみならず、天下文学のためにも大なる妨げにて、馬鹿らしく苦々しきことなれども、国法の貴重なる、これを如何ともすべからず、いづれ近日また重ねて出願の積りなり。今般の一条につきは、太田氏を始め社中集会してその内話に、かの文部省にて定めたる私塾教師の規則もいわゆる御大法なれば、ただ文学科学の文字を消して語学の二字に改むれば願も済み生徒のためには大幸ならんと再三商議したれども、結局のところこの度の教師を得ずし

て社中生徒の学業或いは退歩することあるも、官を欺くは士君子の恥辱べきところなれば、謹んで法を守り国民たるの分を誤らざるの方上策なるべしとて、遂にこの始末に及びしことなり。固より一私塾の処置にてその事些末に似たれども、議論の趣意は世教にも関わるべきことと思ひ、序ながらこれを巻末に記すのみ。

(明治七年二月出版)

学問のすゝめ 七編

福沢諭吉著

国民の職分を論ず

第六編に国法の貴きを論じ、国民たる者は一人にて二人前の役目を勤むるものなりと言えり。今またこの役目職分の事につき、なおその詳らかなるを説きて六編の補遺となすこと左の如し。

凡そ国民たる者は一人の身にして二箇条の勤めあり。その一の勤めは政府の下に立つ一人の民たるところにてこれを論ず、即ち客の積りなり。その二の勤めは国中の人民申し合せて一国と名づくる会社を結び社の法を立ててこれを施し行うことなり、即ち主人の積りなり。譬えばここに百人の町人ありて何とかいう商社を結び、社中相談の上にて社の法を立ててこれを施し行うところを見れば、百人の人はその商社の主人なり。既にこの法を定めて、社中の人何れもこれに従い違背せざるところを見れば、百人の人は商社の客なり。故に一国はなお商社の如く、人民はなお社中の人如く、一人にて主客二様の職を勤むべき者なり。

第一 客の身分をもつて論ずれば、一国の人民は国法を重んじ人間

同等の趣意を忘るべからず。他人の来りて我権義を害するを欲せざれば、我もまた他人の権義を妨ぐべからず。我樂しむところのものは他人もまたこれを楽しむが故に、他人の樂しみを奪つて我樂しみを増すべからず、他人の物を盗んで我富となすべからず、人を殺すべからず、人を讒すべからず、正しく国法を守つて彼我同等の大義に従ふべし。また国の政体に由つて定まりし法は、仮令い或いは愚なるも或いは不便なるも、妄にこれを破るの理なし。師を起すも外国と条約を結ぶも政府の権にある事にて、この権はもと約束にて人民より政府へ与えたるものなれば、政府の政に關係なき者は決してその事を評議すべからず。人民もしこの趣意を忘れて、政府の処置につき我意に叶わずとて恣に議論を起し、或いは条約を破らんとし、或いは師を起さんとし、甚だしきは一騎先駆け白刃を携えて飛び出すなどの挙動に及ぶことあらば、国の政は一日も保つべからず。これを譬えば、かの百人の商社兼ねて申し合せの上、社中の人物十人を撰んで会社の支配人と定め置き、その支配人の処置につき残り九十人の者共我意に叶わずと銘々に商法を議し、支配人は酒を売らんとすれば九十人の者は牡丹餅を仕入れんとし、その評議区々にて、甚だしきは一了簡をもつて私に牡丹餅の取引をはじめ、商社の法に背きて他人と争論に及ぶなどのことあらば、会社の商売は一日も行わるべからず。遂にその商社の分散するに至らば、その損亡は商社百人一様の引受なるべし。愚もまた甚だしきものと言ふべし。故に国法は不正不便なりと雖ども、その不正不便を口実に設けてこれを破るの理なし。もし事実において不正不便の箇条あらば、一国の支配人たる政府に説き勤めて静かにその法を改めしむべし。政府もし我説に従わずんば、且つ力を尽し且つ堪忍して時節を待つべきなり。

第二 主人の身分をもつて論ずれば、一国の人民は即ち政府なり。その故は一國中の人民悉皆政をなすべきものに非ざれば、政府なるものを設けてこれに国政を任せ、人民の名代として事務を取扱わしむべしとの約束を定めたればなり。故に人民は家元なり、また主人なり。政府は名代人なり、また支配人なり。譬えば商社百人の内よ

り撰ばれたる十人の支配人は政府にて、残り九十人の社中は人民なるが如し。この九十人の社中は自分にて事務を取扱うことなしと雖ども、己が代人として十人の者へ事を任せたるゆえ、己の身分を尋ぬればこれを商社の主人と言わざるを得ず。また彼の十人の支配人は現在の事を取扱うと雖ども、もと社中の頼みを受けその意に従つて事をなすべしと約束したる者なれば、その実は私に非ず商社の公務を勤むる者なり。今世間にて政府に関わることとを公務と言つても、その字の由つて来るところを尋ぬれば、政府の事は役人の私事に非ず、国民の名代となりて一国を支配する公の事務という義なり。

右の次第をもつて、政府たるものは人民の委任を引き受け、その約束に従つて一国の人をして貴賤上下の別なく何れもその権義を逞しうせしめざるべからず、法を正しうし罰を厳にして一点の私曲あるべからず。今ここに一群の賊徒来りて人の家に乱入するとき、政府これを見てこれを制すること能わざれば政府もその賊の徒党と言つて可なり。政府もし国法の趣意を達すること能わずして人民に損亡を蒙らしむることあらば、その高の多少を論ぜずその事の新旧を問わず、必ずこれを償わざるべからず。譬えば役人の不行届にて国内の人かまたは外国人へ損亡を掛け、三万円の償金を払うことあらん。政府には固より金のあるべき理なければ、その償金が出る所は必ず人民なり。この三万円を日本國中凡そ三千万人の人口に割付くれば、一人前十文ずつに当る。役人の不行届十度を重ねれば、人民の出金一人前百文に当り、家内五人の家なれば五百文なり。田舎の小百姓に五百文の錢あれば、妻子打寄り山家相應の馳走を設けて一夕の愉快を尽すべき筈なるに、ただ役人の不行届のみに由り、全日本國中無辜の小民をしてその無上の歡樂を失わしむるは実に気の毒の至りならずや。人民の身としてはかかる馬鹿らしき金を出すべき理なきに似たれども、如何せん、その人民は国の家元主人にて、最初より政府へこの国を任せて事務を取扱わしむるの約束をなし、損徳共に家元にて引き受くべき筈のものなれば、ただ金を失いしときのみ当つて役人の不調法を彼是と議論すべからず。故に人民たる

者は平生よりよく心を用い、政府の処置を見て不安心と思うことあらば、深切にこれを告げ遠慮なく穏やかに論ずべきなり。

人民は既に一国の家元にて国を護るための入用を払うは固よりその職分なれば、この入用を出すにつき決して不平の顔色を見わすべからず。国を護るためには役人の給料なかるべからず、海陸の軍費なかるべからず、裁判所の入用もあり、地方官の入用もあり、その高を集めてこれを見れば大金のように思われるれども、一人前の頭に割付けて何程なるや。日本にて歳入野高を全国の人口に割付けなば、一人前に一円か二円なるべし。一年の間に僅か一、二円の金を払うて政府の保護を被り、夜盗押込の患もなく、独旅行に山賊の恐れもなくして、安穩にこの世を渡るは大なる便利ならずや。凡そ世の中に割合よき商売ありと雖ども、運上を払うて政府の保護を買うほど安きものはなかるべし。世上の有様を見るに、普請に金を費やす者あり、美服美食に力を尽くす者あり、甚だしきは酒色のために錢を棄てて身代を傾ける者もあり、これらの費をもつて運上の高に比較しなば、固より同日の話に非ず、不筋の金なればこそ一錢をも惜しむべけれども、道理において出すべき筈のみならず、これを出して安きものを買うべき錢なれば、思案にも及ばず快く運上を払うべきなり。

右の如く人民も政府も各々その分限を尽して互いに居合うときは申分もなきことなれども、或いは然らずして政府なるものその分限を越えて暴政を行うことあり。ここに至つて人民の分としてなすべき挙動は、ただ三箇条あるのみ。即ち節を屈して政府に従うか、力をもつて政府に敵対するか、正理を守りて身を棄つるか、この三箇条なり。

第一 節を屈して政府に従うは甚だ宜しからず。人たる者は天の正道に従うをもつて職分とす。然るにその節を屈して政府人造の悪法に従うは、人たるの職分を破るものと言うべし。且つ一たび節を屈して不正の法に従うときは、後世子孫に悪例を遺して天下一般の弊風を醸し成すべし。古来日本にても愚民の上に暴政府ありて、政

府虚威を逞しうすれば人民はこれに震い恐れ、或いは政府の処置を見て現に無理とは思ひながら、事の理非を明らかに述べなば必ずその怒りに触れ、後日に至つて暗に役人等に窘めらるることあらんを恐れて言うべきことをも言うものなし。その後日の恐れとは、俗にいわゆる犬の糞でかたきなるものにて、人民は只管この犬の糞を憚り、如何なる無理にても政府の命には従うべきものと心得て、世上一般の気風を成し、遂に今日の浅ましき有様に陥りたるなり。即ちこれ人民の節を屈して禍を後世に残したる一例と言うべし。

第二 力をもつて政府に敵対するは固より一人の能するところに非ず、必ず徒党を結ばざるべからず。即ちこれ内乱の師なり。決してこれを上策と言うべからず。既に師を起して政府に敵するときは、事の理非曲直は姑らく論ぜずして、ただ力の強弱のみを比較せざるべからず。然るに古今内乱の歴史を見れば、人民の力は常に政府よりも弱きものなり。また内乱を起せば、從來その国に行われたる政治の仕組を一たび覆えすは固より論を俟たず。然るにその旧の政府なるもの、仮令如何なる悪政府にても、自ずからまた善政良法あるに非ざれば政府の名をもつて若干の年月を渡るべき理なし。故に一朝の妄動にてこれを倒すも、暴をもつて暴に代え、愚をもつて愚に代えるのみ。また内乱の源を尋ぬれば、もと人の不人情を悪みて起したるものなり。然るに凡そ人間世界に内乱ほど不人情なるものはなし。世間朋友の交わりを破るは勿論、甚だしきは親子相殺し兄弟相敵し、家を焼き人を屠り、その悪事至らざるところなし。かかる恐ろしき有様にて人の心は益々残忍に陥り、殆ど禽獣ともいうべき挙動をなしながら、却つて旧の政府よりもよき政を行い寛大なる法を施して天下の人情を厚きに導かんと欲するか。不都合なる考えと言ふべし。

第三 正理を守つて身を棄つるとは、天の道理を信じて疑わず、如何なる暴政の下に居て如何なる苛酷の法に窘めらるるも、その苦痛を忍びて我志を挫くことなく、一寸の兵器を携えず片手の力を用いず、ただ正理を唱えて政府に迫ることなり。以上三策の内、この

第三策をもつて上策の上とすべし。理をもつて政府に迫れば、その時その国にある善政良法はこれがため少しも害を被ることなし。その正論或いは用いられざることあるも、理の在るところはこの論に由つて既に明らかかなれば、天然の人心これに服せざることなし。故に今年に行われざればまた明年を期すべし。且つまた力をもつて敵対するものは、一を得んとして百を害するの患あれども、理を唱えて政府に迫るものは、ただ除くべきの害を除くのみにて他に事を生ずることなし。その目的とするところは政府の不正を止むるの趣意なるが故に、政府の処置正に帰すれば議論もまた共に止むべし。また力をもつて政府に敵すれば、政府は必ず怒りの氣を生じ、自らその悪を顧みずして却つて益*暴威を張り、その非を遂げんとするの勢いに至るべしと雖ども、静かに正理を唱うる者に対しては、仮令い暴政府と雖どもその役人もまた同国の人類なれば、正者の理を守つて身を棄つるを見て必ず同情相憐れむの心を生ずべし。既に他を憐れむの心を生ずれば自ら過を悔い、自ら胆を落して必ず改心するに至るべし。かくの如く世を患いて身を苦しめ或いは命を落すものを、西洋の語にて「マルチルドム」と言う。失うところのものはただ一人の身なれども、その効能は千万人を殺し千万両を費やしたる内乱の師よりも遙かに優れり。古来日本にて討死せし者も多く切腹せし者も多し、何れも忠臣義士として評判は高しと雖ども、その身を棄てたる由縁を尋ぬるに、多くは両主政權を争うの師に関係する者か、または主人の敵討等によつて花々しく一命を抛たる者のみ、その形は美に似たれどもその実は世に益することなし。己が主人のためと言ひ己が主人に申訳なしとて、ただ一命をさえ棄つればよきものと思うは、不文不明の世の常なれども、今文明の大義をもつてこれを論ずれば、これらの人は未だ命のすどころを知らざる者と云ふべし。元来文明とは、人の智徳を進め人々身躬からその身を支配して世間相交わり、相害することもなく害せらるることもなく、各*その権義を達して一般の安全繁昌を致すを言ふなり。されば、かの師にもせよ敵討にもせよ、果してこの文明の趣意に叶い、この

師に勝ちてこの敵を滅し、この敵討を遂げてこの主人の面目を立つれば、必ずこの世は文明に赴き、商売も行われ工業も起りて、一般の安全繁昌を致すべしとの目的あらば、討死も敵討も尤のようなれども、事柄において決してその目的あるべからず。且つかの忠臣義士にもそれ程の見込はあるまじ。ただ因果づくにて旦那へ申訳までのことなるべし。旦那へ申訳にて命を棄てたる者を忠臣義士と言わば、今日も世間にその人は多きものなり。権助が主人の使に行き、一両の金を落して途方に暮れ、旦那へ申訳なしとて思案を定め、並木の枝にふんどしを掛けて首を縊るの例は世に珍しからず。今この義僕が自ら死を決する時の心を酌んで、その情実を察すればまた憐れむべきに非ずや。使に出でて未だ返らず身まず死す。長く英雄をして涙を襟に満たしむべし。主人の委託を受けて自ら任じたる一両の金を失い、君臣の分を尽すに一死をもつてするは、古今の忠臣義士に対して毫も恥ずることなし。その誠忠は日月と共に耀き、その功名は天地と共に永かるべき筈なるに、世人皆薄情にしてこの権助を軽蔑し、碑の銘を作つてその功業を称する者もなく、宮殿を建てて祭る者もなきは何ぞや。人皆言わん、権助の死は僅に一両のためにしてその事の次第甚だ些細なりと。然りと雖ども事の軽重は、金高の大小、人数の多少をもつて論ずべからず、世の文明に益あると否とに由つてその軽重を定むべきものなり。然るに今、かの忠臣義士が一両の敵を殺して討死するも、この権助が一両の金を失うて首を縊るも、その死をもつて文明を益することなきに至つては正しく同様の訳にて、何れを軽しとし何れを重しとすべからざれば、義士も権助も共に命の棄て所を知らざる者と言つて可なり。これらの拳動をもつて「マルチルドム」と称すべからず。余輩の聞くところにて、人民の権義を主張し正理を唱えて政府に迫りその命を棄てて終りをよくし、世界中に対して恥ずることなかるべき者は、古来ただ一名の佐倉宗五郎あるのみ。但し宗五郎の伝は、俗間に伝わる草紙の類のみにて、未だその詳らかなる正史を得ず。もし得ることあらば、他日これを記してその功德を表し、もつて世人の龜鑑に供すべし。

(明治七年三月出版)

学問のすゝめ 八編

福沢諭吉著

我心をもつて他人の身を制すべからず

アメリカのウェイランドなる人の著したる「モラルサイヤンス」という書に、人の身心の自由を論じたることあり。その論の大意に云く、人の一身は、他人と相離れて一人前の全体を成し、自らその身を取扱い、自らその心を用い、自ら一人を支配して、務むべき仕事を務むる筈のものなり。故に、第一、人には各*身体あり。身体はもつて外物に接し、その物を取りて我求むるところを達すべし。譬えば、種を蒔きて米を作り、綿を取りて衣服を製するが如し。第二、人には各*智恵あり。智恵はもつて物の道理を發明し、事を成すの目途を誤ることなし。譬えば、米を作るに肥しの法を考え、木綿を織るに機の工夫をするが如し。皆智恵分別の働きなり。第三、人には各*情欲あり。情欲はもつて心身の働きを起こし、この情欲を満足して一身の幸福を成すべし。譬えば人として美服美食を好まざる者なし。されどもこの美服美食は自ずから天地の間に生ずるものに非ず。これを得んとするには人の働きなかるべからず。故に人の働きは大抵皆情欲の催促を受けて起るものなり。この情欲あらざれば働きあるべからず、この働きあらざれば安楽の幸福あるべからず。禅坊主などは働きもなく幸福もなきものと言ふべし。第四、ひとには各*至誠の本心あり。誠の心はもつて情欲を制し、その方向を正しくして止まる所を定むべし。譬えば情欲には限りなきものにて、

美服美食も何れにて十分と界を定め難し。今も働くべき仕事を捨て置き、只管我欲するもののみを得んとせば、他人を害して我身を利するより外に道なし。これを人間の所業と言うべからず。この時に當つて欲と道理とを分別し、欲を離れて道理の内に入らしむるものは誠の本心なり。第五、人には各*意思あり。意思はもつて事をなすの志を立つべし。譬えば世の事は怪我の機にて出来るものなし。善き事も悪き事も、皆、人のこれをなさんとする意ありてこそ出来るものなり。

以上五つの者は人に欠くべからざる性質にして、この性質の力を自由自在に取扱ひ、もつて一身の独立をなすものなり。さて独立と言へば、独り世の中の偏人奇物にて世間の附合もなき者のように聞ゆれども、決して然らず。人として世に居れば固より朋友なかるべからずと雖ども、その朋友もまた吾に交わりを求むること、なお我朋友を慕うが如くなれば、世の交わりは相互のことなり。ただこの五つの力を用いるに当り、天より定めたる法に従つて、分限を越えざること緊要なるのみ。即ちその分限とは、我もこの力を用い他人もこの力を用いて相互にその働きを妨げざるを言うなり。かくの如く人たる者の分限を誤らずして世を渡るときは、人に咎めらるることもなく、天に罪せらるることなかるべし。これを人間の権義と言うなり。

右の次第に由り、人たる者は他人の権義を妨げざれば自由自在に己が身体を用いるの理あり。その好む処に行き、その欲する処に止り、或いは働き、或いは遊び、或いはこの事を行い、或いはかの業をなし、或いは昼夜勉強するも、或いは意に叶わざれば無為にして終日寝るも、他人に関係なきことなれば、傍より彼是とこれを議論するの理なし。

今もし前の説に反し、人たる者は理非に拘らず他人の心に従つて事をなすものなり、我了簡を出すは宜しからずという議論を立つる者あらん。この議論果して理の当然なるか。理の当然ならば凡そ人と名の付きたる者の住居なる世界には通用すべき筈なり。仮にその

一例を挙げて言わん。禁裏様は公方様よりも貴きものなるゆえ、禁裏様の心をもつて公方様の身を勝手次第に動かし、行かんとすれば止れと言ひ、止まらんとすれば行けと言ひ、寝るも起きるも飲むも喰うも我思いのままに行わることなからん。公方様はまた手下の大名を制し、自分の心をもつて大名の身を自由自在に取扱わん。大名はまた自分の心をもつて家老の身を制し、家老は自分の心をもつて用心の身を制し、用心は徒士を制し、徒士は足輕を制し、足輕は百姓を制するならん。さて百姓に至つては最早目下の者もあらざれば少し当惑の次第なれども、元来この議論は人間世界に通用すべき当然の理に基づきたるものなれば、百万遍の道理にて、廻われば本に返らざるを得ず。百姓も人なり、禁裏様も人なり、遠慮はなしと御免を蒙り、百姓の心をもつて禁裏様の身を勝手次第に取扱ひ、行幸あらんとすれば止れと言ひ、行在に止まらんとすれば還御と言ひ、起居眠食みな百姓の思いのままにて、金衣玉食を廢して麦飯を進むるなどのことに至らば如何ん。かくの如きは即ち日本国中の人民、身躬からその身を制するの権義なくして却つて他人を制するの権あり。人の身と心とは全くその居處を別にして、その身はあたかも他人の魂を止むる旅宿の如し。下戸の身に上戸の魂を入れ、子供の身に老人の魂を止め、盜賊の魂は孔夫子の身を借用し、獵師の魂は釈迦の身に旅宿し、下戸が酒を酌んで愉快を尽せば、上戸は砂糖湯を飲んで満足を唱え、老人が樹に攀て戯るれば、子供は杖について人の世話をやき、孔夫子が門人を率いて賊をなせば、釈迦如来は鉄砲を携えて殺生に行くならん。奇なり、妙なり、また不思議なり。これを天理人情と言わんか、これを文明開化と言わんか。三歳の童子にてもその返答は容易なるべし。数千百年の古より和漢の学者先生が、上下貴賤の名分とて喧しく言いしも、詰るところは他人の魂を我身に入れんとするの趣向ならん。これを教えこれを説き、涙を流してこれを諭し、末世の今日に至つてはその功德も漸く顕れ、大は小を制し強は弱を圧するの風俗となりたれば、学者先生も得意の色をなし、神代の諸尊、周の世の聖賢も、草葉の蔭にて満足なるべし。

いまその功德の一、二を挙げて示すこと左の如し。

政府の強大にして小民を制圧するの議論は、前編にも記したるゆえ爰にはこれを略し、先ず人間男女の間をもつてこれを言わん。そもそも世に生れたる者は、男も人なり女も人なり。この世に欠くべからざる用をなすところをもつて言えば、天下一日も男なかるべからずまた女なかるべからず。その功能如何にも同様なれども、ただその異なるところは、男は強く女は弱し。大の男の力にて女と闘わば必ずこれに勝つべし。即ちこれ男女の同じからざるどころなり。今世間を見るに、力づくにて人の物を奪うか、または人を恥かしむる者あれば、これを罪人と名づけて刑にも行わるる事あり。然るに家の内にては公然と人を恥かしめ、嘗てこれを咎むる者なきは何ぞや。女大学という書に、婦人に二従の道あり、稚き時は父母に従い、嫁いる時は夫に従い、老いては子に従うべしと言えり。稚き時に父母に従うは尤なれども、嫁して後に夫に従うとは如何にしてこれに従うことなるや、その従う様を問わざるべからず。女大学の文に拠れば、亭主は酒を飲み女郎に耽り妻を罵り子を叱りて放蕩淫乱を尽すも、婦人はこれに従い、この淫夫を天の如く敬い尊み顔色を和らげ、悦ばしき言葉にてこれを異見すべしとのみありて、そのさきの始末をば記さず。さればこの教えの趣意は、淫夫にても姦夫にても既に己が夫と約束したる上は、女何なる恥辱を蒙るもこれに従わざるを得ず、ただ心にも思わぬ顔色を作りて諫むるの権義あるのみ。その諫めに従うと従らざるとは淫夫の心次第にて、即ち淫夫の心はこれを天命と思うより外に手段あることなし。仏書に罪業深き女人ということあり。実にこの有様を見れば、女は生れながら大罪を犯したる科人に異ならず。また一方より婦人を責むること甚だしく、女大学に婦人の七去とて、淫乱なれば去ると明らかにその裁判を記せり。男子のためには大いに便利なり。あまり片落なる教えならずや。畢竟男子は強く婦人は弱しということより、腕の力を本にして男女上下の名分を立てたる教えなるべし。

右は姦夫淫婦の話なれども、またここに妾の議論あり。世に生る

る男女の数は同様なる理なり。西洋人の実験に拠れば、男子の生ることは女子よりも多く、男子二十一人に女子二十人の割合なりと。されば一夫にて二、三の婦人を娶るは固より天理に背くこと明白なり。これを禽獸と言ふも妨げなし。父を共にし母を共にする者を兄弟と名づけ、父母兄弟共に住居する処を家と名づく。然るに今、兄弟、父を、共にして母を異にし、一父独立して衆母は群を成せり。これを人類の家と言ふべきか。家の字の義を成さず。仮令いその楼阁は疑々たるも、その宮室は美麗なるも、余が眼をもつてこれを見れば人の家に非ず、畜類の小屋と言わざるを得ず。妻妾家に群居して家内よく熟和するものは古今未だその例を聞かず。妾と雖ども人類の子なり。一時の欲のために人の子を禽獸の如くに使役し、一家の風俗を乱りて子孫の教育を害し、禍を天下に流して毒を後世に遺すもの、豈これを罪人と言わざるべけんや。人或いは云く、衆妾を養うもその処置宜きを得れば人情を害することなしと。こは夫子自ら言ふの言葉なり。もしそれ果して然らば、一婦をして衆夫を養わしめ、これを男妾と名づけて家族第一等親の位に在らしめなば如何ん。この如くしてよくその家を治め人間交際の大義に毫も害することなくば、余が喋々の議論をも止め口を閉じてまた言わざるべし。天下の男子宜しく自ら顧みるべし。或人また云く、妾を養うは後あらしめんがためなり、孟子の教えに不孝に三あり、後なきを大なりとすと。余答えて云く、天理戻ることを唱うる者は孟子にても孔子にても遠慮に及ばず、これを罪人と言つて可なり。妻を娶り子を生まざればとてこれを大不孝とは何事ぞ。遁辞というも余り甚だしからずや。苟も人心を具えたる者なれば、誰か孟子の妄言を信ぜん。元来不孝とは子たる者にて理に背きたる事をなし親の身心わして快からしめざることを言ふなり。勿論老人の心にて孫の生るるは悦ぶことなれども、孫の誕生が晩しとてこれをその子の不孝と言ふべからず。試みに天下の父母たる者に問わん。子に良縁ありてよき*を娶り、孫を生まずとてこれを怒り、その*を叱りその子を笞ち、或いはこれを勘当せんと欲するか。世界広しと雖ども未だかかる奇人あるを

聞かず、これらは固より空論にて弁解を費やすにも及ばず。人々自らその心に問いて自らこれに答うべきのみ。

親に孝行するは固より人たる者の当然、老人とあれば他人にてもこれを丁寧にする筈なり。まして自分の父母に対し情を尽さざるべけんや。利のために非ず、名のために非ず、ただ己が親と思ひ、天然の誠をもつてこれに孝行すべきなり。古来和漢にて孝行を勧めたる話は甚だ多く、二十四孝を始めとしてその外の著述書も計うるに遑あらず。然るにこの書を見れば、十に八、九は人間に出来難き事を勧むるか、または愚にして笑うべき事を説くか、甚だしきは理に背きたる事を誉めて孝行とするものあり。寒中に裸体にて氷の上に臥しその解くるを待たんとするも人間に出来ざることなり。夏の夜に自分の身に酒を漉ぎて蚊に喰われ親に近づく蚊を防ぐより、その酒の代をもつて紙帳を買つこそ智者ならずや。父母を養うべき働きもなく途方に暮れて罪もなき子を生きながら穴に埋めんとするその心は、鬼とも言うべし蛇とも言うべし、天理人情を害するの極度と言ふべし。最前は不孝に三ありとて、子を生まざるをさえ大不孝と言ひながら、今ここには既に生れたる子を穴に埋めて後を絶たんとせり。何れをもつて孝行とするか、前後不都合なる妄説ならずや。畢竟この孝行の説も、親子の名を糺し上下の分を明らかにせんとして、無理に子を責むるものならん。そのこれを責むる箇条を聞けば、妊娠中に母を苦しめ、生れて後は三年父母の懐を免かれず、その洪恩は如何と言えり。されども子を生みて子を養うは人類のみに非ず、禽獸皆然り。ただ人の父母の禽獸に異なるところは、子に衣食を与うるの外に、これを教育して人間交際の道を知らしむるの一事に在るのみ。然るに世間の父母たる者、よく子を生めども子を教うるの道を知らず、身は放蕩無頼を事として子弟に悪例を示し、家を汚し産を破つて貧困に陥り、気力漸く衰えて家産既に尽くりに至れば放蕩変じて頑愚となり、乃ちその子に向かつて孝行を責むるとは、果して何の心ぞや。何の鉄面皮あればこの破廉恥の甚だしきに至るや。父は子の財を貪らんとし、姑は*の心を悩ましめ、父母の心をもつ

て子供夫婦の身を制し、父母の無理屈は尤にして子供の申分は少しも立たず、*はあたかも餓鬼の地獄に落ちたるが如く、起居眠食自由なるものなし。一も舅姑の意に戻れば即ちこれを不孝者と称し、世間の人もこれを見て心に無理とは思いながら、己が身に引き受けざることなれば先ず親の不利屈に左袒して理不尽にその子を咎むるか、或いは通用の説に従えば、理非を分たず親を欺けとて偽計を授くる者あり。豈これを人間家内の道と言うべけんや。余嘗て言えることあり。姑の鑑遠からず*の時に在りと。姑もし*を窘めんと欲せば、己が嘗て*たりし時を想うべきなり。

右は、上下貴賤の名分より生じたる悪弊にて、夫婦親子の二例を示したるなり。世間にこの悪弊の行わるるは甚だ広く、事々物々、人間の交際に浸潤せざるはなし。なおその例は、次編に記すべし。

(明治七年四月出版)

学問のすゝめ 九編

福沢諭吉著

学問の旨を二様に記して中津の旧友に贈る文

人の心身の働きを細かに見れば、これを分ちて二様に區別すべし。第一は一人たる身についての働きなり。第二は人間交際の仲間に居りその交際の身についての働きなり。

第一 心身の働きをもって衣食住の安楽を致すもの、これを一人の身についての働きという。然りと雖ども天地間の万物、一として人の便利たらざるものなし。一粒の種を蒔けば二、三百倍の実を生じ、深山の樹木は培養せざるもよく成長し、風はもって車を動かす

べし、海はもつて運送の便をなすべし、山の石炭を掘り、河海の水を汲み、火を点じて蒸気を造れば重大なる舟車を自由に進退すべし。この他造化の妙工を計うれば枚挙に遑あらず。人はただこの造化の妙工を藉り僅にその趣を変じてもつて自ら利するなり。故に人間の衣食住を得るは、既に造化の手をもつて九十九分の調理を成したるものへ、人力にて一分を加うるのみのことなれば、人はこの衣食住を造ると言うべからず、その実は路傍に棄てたるものを拾い取るが如きのみ。

故に人として自ら衣食住を給するは難き事に非ず。この事を成せばとて敢えて誇るべきに非ず。固より独立の活計は人間の一大事、汝の額の汗をもつて汝の食を喰らえとは古人の教えなれども、余が考えには、この教えの趣旨を達したればとて未だ人たるものの務を終れりとするに足らず。この教えは僅に人をして禽獣に劣ること莫らしむるのみ。試みに見よ。禽獣魚虫、自ら食を得ざるものなし。畜にこれを得て一時の満足を取るのみならず、蟻の如きは遙かに未来を図り、穴を掘つて居処を作り、冬日の用意に食料を貯うるに非ずや。然るに世の中にはこの蟻の所業をもつて自ら満足する人あり。今その一例を挙げん。男子年長じて、或いは工に就き、或いは商に歸し、或いは官員と為りて、漸く親類朋友の厄介たるを免かれ、相応に衣食して他人へ不義理の沙汰もなく、借屋にあらざれば自分で手軽に家を作り、家什は未だ整わずとも細君だけは先ずとりあえずとて、望みの通りに若き婦人を娶り、身の治りもつきて儉約を守り、子供は沢山に生れとれども教育も一通りの事なればさしたる銭もいらす、不時病氣等の入用に三十円か五十円の金にはいつも差支なくして、細く永く長久の策に心配し、兎にも角にも一軒の家を守る者あれば、自ら独立の活計を得たりとて得意の色をなし、世の人もこれを目にして不羈独立の人物と言ひ、過分の働きをなしたる手柄ものように称すれども、その実は大なる間違ならずや。この人はただ蟻の門人と言うべきのみ。生涯の事業は蟻の右に出るを得ず。その衣食を求め家を作るの際に当っては、額に汗を流せしこともあ

らん、胸に心配せしこともあらん、古人の教えに対して恥ずることなしと雖ども、その成功を見れば万物の靈たる人の目的を達したる者と言つべからず。

右の如く一身の衣食住を得てこれに満足すべきものとせば、人間の渡世はただ生れて死するのみ、その死するときの有様は生れしときの有様に異ならず。かくの如くして子孫相伝えなば、幾百代を経るも一村の有様は旧の一村にして、世上に公の工業を起す者なく、船をも造らず橋をも架せず、一身一家の外は悉皆天然に任せて、その土地に人間生々の痕跡を遺すことなかるべし。西人言えることあり、世の人皆自ら満足するを知つて小安に安んぜなば、今日の世界は開闢のときの世界に異なることなかるべしと。この事誠に然り。固より満足にも二様の區別ありて、その界を誤るべからず。一を得てまた二を欲し、随つて不足を覚え、遂に飽くことを知らざるものはこれを慾と名づけ或いは野心と称すべしと雖ども、我心身の働きを拡めて達すべきことの目的を達せざるものはこれを蠢愚と言つべきなり。

第二 人の性は群居を好み決して独歩孤立するを得ず。夫婦親子にては未だこの性情を満足せしむるに足らず、必ずしも広く他人に交わり、その交わり愈々ひろければ一身の幸福愈々大なるを覚ゆるものにて、即ちこれ人間交際の起こる由縁なり。既に世間に居てその交際中の一人となれば、また随つてその義務なかるべからず。凡そ世に学問といい工業といい政治といい法律というも、皆人間交際のためにするものにて、人間の交際あらざれば何れも不用のものたるべし。政府何の由縁をもつて法律を設くるや、悪人を防ぎ善人を保護しもつて人間の交際を全からしめんがためなり。学者何の由縁をもつて書を著述し人を教育するや、後進の智見を導きてもつて人間の交際を保たんがためなり。往古或るシナ人の言に、天下を治むること肉を分つが如く公平ならんと言ひ、また庭前の草を除くよりも天下を掃除せんと言ひしも、皆人間交際のために益をなさんとするの志を述べたるものにて、凡そ何人にもいささか身に所得あれ

ばこれに由つて世の益をなさんと欲するは人情の常なり。或いは自分には世のためにするの意なきも、知らず識らずして後世子孫自ずからその功德を蒙ることあり。人にこの性情あればこそ人間交際の義務を達し得るなり。古より世に斯かる人物なかりせば、我輩今日に生れて今の世界中にある文明の徳沢を蒙るを得ざるべし。親の身代を譲り受くればこれを遺物と名づくとも、この遺物は僅に地面家財等のみにて、これを失えば失うて跡なかるべし。世の文明は則ち然らず。世界中の古人を一体に視做し、この一体の古人より今の世界中の人なる我輩へ譲渡したる遺物なれば、その洪大なること地面家財の類に非ず。されども今、誰に向かつて現にこの恩を謝すべき相手を見ず。これを譬えば人生に必用なる日光空気を得るに錢を須いざるが如し。その物は貴しと雖ども、所持の主人あらばただこれを古人の陰徳恩賜と言うべきのみ。

開闢の初には人智未だ開けず。その有様を形容すれば、あたかも初生の小児に未だ智識の発生を見ざる者の如し。譬えば麦を作つてこれを粉にするには、天然の石と石とをもつてこれを搗碎きしことならん。その後或人の工夫にて二の石を円く平たき形に作り、その中心に小さき孔を掘りて、一の石の孔に木か金の心棒をさし、この石を下に据えてその上に一の石を重ね、下の石の心棒を上石の孔にはめ、この石と石との間に麦を入れて上の石を廻わし、その石の重さにて麦を粉にする趣向を設けたることならん。即ちこれ挽碓なり。古はこの挽碓を人の手にて廻わすことなりしが、構成に至つては碓の形をも次第に改め、或いはこれを水車風車に仕掛け、或いは蒸氣の力を用いることとなりて、次第に便利を増したるなり。何事もこの通りにて、世の中の有様は次第に進み、昨日便利とせしものも今日は迂遠となり、去年の新工夫も今年には陳腐に属す。西洋諸国日新の勢いを見るに、電信、蒸氣、百般の器械、随つて出れば随つて面目を改め、日に月に新奇ならざるはなし。啻に有形の器械のみ新奇なるに非ず、人智愈々開くれば交際愈々広く、交際愈々広ければ人情愈々和らぎ、万国公法の説に権を得て、戦争を起すこと軽

率ならず、經濟の議論盛んにして政治商売の風を一変し、学校の制度、著書の体裁、政府の商議、議院の政談、愈々改むれば愈々高く、その至るところの極を期すべからず。試みに西洋文明の歴史を読み、開闢の時より紀元千六百年代に至って巻を閉ざし、二百年の間を超えて頓に千八百年代の巻を開きてこれを見れば、誰かその長足の進歩に驚駭せざるものあらんや。殆ど同国の史記とは信じ難かるべし。然り而してその進歩をなせし所以の本を尋ねれば、皆これ古人の遺物、先進の賜なり。

我日本の文明も、その初は朝鮮シナより来り、爾来我国人の力にて切磋琢磨、もつて近世の有様に至り、洋学の如きはその源遠く宝曆年間に至り。蘭学事始という版本を見るべし。輒近外国の交際始まりしより、西洋の説漸く世上に行われ、洋学を教える者あり、洋書を訳する者あり、天下の人心更に方向を変じて、これがため政府をも改め、諸藩をも廢して、今日の勢いになり、重ねて文明の端を開きしも、これまた古人の遺物、先進の賜と言ふべし。

右所論の如く、古の時代より有力の人物、心身を勞して世のため事に事なす者少なからず。今この人物の心事を想うに、豈衣食住の饒なるをもつて自ら足れりとする者ならんや。人間交際の義務を重んじて、その志すところ蓋し高遠に在るなり。今の学者はこの人物より文明の遺物を受けて、正しく進歩の先鋒に立ちたるものなれば、その進むところに極度あるべからず。今より数十の星霜を経て後の文明の世に至れば、また後人をして我輩の徳沢を仰ぐこと、今我輩が古人を崇むが如くならしめざるべからず。概してこれを言えば、我輩の職務は、今日この世に居り我輩の生々したる痕跡を遺して、遠くこれを後世子孫に伝うるの一事に在り。その任また重しと言ふべし。豈ただ数巻の学校本を読み、商となり工となり、小吏となり、年に数百の金を得て僅に妻子を養いもつて自ら満足すべけんや。こはただ他人を害せざるのみ、他人を益する者に非ず。且つ事をなすには時に便不便あり、苟も時を得ざれば有力の人物もその力を逞しうすること能わず。古今その例少なからず。近くは我旧里にも俊英

の士君子ありしは明らかに我輩の知るところなり。固より今の文明の眼をもつてこの士君子なり者を評すれば、その言行或いは方向を誤るもの多しと雖ども、こは時論の然らしむるところにて、その人の罪に非ず、その実は事をなすの気力に乏しからず。ただ不孝にして時に遇わず、空しく宝を懐にして生涯を渡り、或いは死し或いは老し、遂に世上の人をして大いにその徳を蒙らしむるを得ざりしは遺憾と言ふべきのみ。今や則ち然らず。前にも言える如く、西洋の説漸く行われて遂に旧政府を倒し諸藩を廃止たるは、ただこれを戦争の変動と見做すべからず。文明の功能は、僅に一場の戦争をもつて止むべきものに非ず。故にこの変動は戦争の変動に非ず、文明に促されたる人心の変動なれば、かの戦争の変動は既に七年前に止みてその跡なしと雖ども、人心の変動は今なお依然たり。凡そ物動かざればこれを導くべからず。学問の道を首唱して天下の人心を導き、推してこれを高尚の域に進ましむるには、特に今の時をもつて好機会とし、この機会に逢う者は即ち今の学生なれば、学者世のために勉強せざるべからず。

以下十編に続く。

(明治七年五月出版)

学問のすゝめ 十編

福沢諭吉著

前編の続、中津の旧友に贈る

前編に学問の旨を二様に分ちてこれを論じ、その議論を概すれば、人たるものはただ一身一家の衣食を給しもつて自ら満足すべからず、

人の天性にはなおこれよりも高き約束あるものなれば、人間交際の仲間に入り、その仲間たる身分をもつて世のために勉むるところなかるべからずとの趣意を述べたるなり。

学問するにはその志を高遠にせざるべからず。飯を炊き風呂の火を焚くも学問なり。天下の事を論ずるもまた学問なり。されども一家の世帯は易くして天下の経済は難し。凡そ世の事物これを得るに易きものは貴からず。物の貴き所以はこれを得るの手段難ければなり。私に案ずるに、今の学者或いはその難を棄てて易きに就くの弊あるに似たり。昔封建の世においては、学者或いは所得あるも天下の事皆きりつめたる有様にて、その学問を施すべき場所なければ、止むを得ずして学びし上にもまた学問を勉め、その学風は宜しからずと雖ども、読書に勉強してその博識なるは今人の及ぶところに非ず。今の学者は則ち然らず。随つて学べば随つてこれを實地に施すべし。譬えば洋学生、三年の執行をすれば一通りの歴史窮理書を知り、乃ち洋学教師と称して学校を開くべし、また人に雇われて教授すべし、或いは政府に仕えて大いに用いらるべし。なおこれよりも易きことあり。当時流行の訳書を読み世間に奔走して内外の新聞を聞き、機に投じて官に就けば則ち嚴然たる官員なり。かかる有様をもつて風俗を成さば、世の学問は遂に高尚の域に進むことなかるべし。筆端少しく卑劣に互り学者に向かつて言うべきことに非ずと雖ども、錢の勘定をもつてこれを説かん。学塾に入りて執行するには一年の費百円に過ぎず、三年の間に三百円の元入を卸し、乃ち一月に五、七十円の利益を得るは、洋学生の商売なり。かの耳の学問にて官員となる者はこの三百円の元入をも費やさざれば、その得るところの月給は正味手取の利益なり。世間諸商売の内に斯かる割合の大利を得るものあるべきや、高利貸と雖どもこれに三舎を譲るべし。固より物価は世の需用の多寡に由り高低あるものにて、方今政府を始め諸方にて洋学者流を求むること急なるがため、この相場の景気をも生じたるものなれば、敢えてその人を奸なりとて咎むるに非ず、またこれを買う者を愚なりとて謗るに非ず、ただ我輩の存意には、

この人をしてなお三、五年の艱苦を忍び真に実学を勉強して後に事に就かしめなば、大いに成すこともあらんと思うのみ。かくありてこそ、日本全国に分賦せる智徳に力を増して、始めて西洋諸国の文明と鋒を争うの場合に至るべきなり。

今の学者何を目的として学問に従事するや。不羈独立の大義を求むると言い、自主自由の権義を恢復すると言ふに非ずや。既に自由独立と言ふときは、その字義の中に自ずからまた義務の考えなかるべからず。独立とは一軒の家に住居して他人へ衣食を仰がずとの義のみに非ず。こはただ内の義務なり。なお一步を進めて外の義務を論ずれば、日本国に居て日本人たるの名を恥しめず、国中の人と共に力を尽し、この日本国をして自由独立の地位を得せしめ、始めて内外の義務を終えたりと言ふべし。故に一軒の家に居て僅に衣食する者は、これを一家独立の主人と言ふべし、未だ独立の日本人と言ふべからず。試みに見よ、方今天下の形勢、文明はその名あれども未だその実を見ず、外の形は備われども内の精神は耗し。今の我海陸軍をもつて西洋諸国の兵と戦うべきや、決して戦うべからず。今の我学術をもつて西洋人に教ゆべきや、決して教ゆべきものなし。却つてこれを彼に学んで、なおその及ばざるを恐るのみ。外国に留学生あり、内国に雇の教師あり、政府の省、寮、学校より、諸府諸港に至るまで、大概皆外国人を雇わざるものなし。或いは私立の会社学校の類と雖ども、新たに事を企つるものは必ず先ず外国人を雇い、過分の給料を与えてこれに依頼するもの多し。彼の長を取りて我短を補うとは人の口吻なれども、今の有様を見れば我は悉皆短にして、彼は悉皆長なるが如し。固より数百年来の鎖国を開きて頼に文明の人に交わることなれば、その状あたかも火をもつて水に接するが如く、この交際を平均せしめんがためには、或いは彼の人物を雇い、或いは彼の器品を買いて、もつて急須の欠を補い、水火相触るるの動乱を鎮静するは必ず止むを得ざるの勢いなれば、一時の供給を彼に仰ぐも国の失策と言ふべからず。然りと雖ども他国の物を仰いで自国の用を便ずるは、固より永久の計に非ず、ただこれを

一時の供給と視做して強いて自ら慰むるのみなれども、その一時なるものは何れの時に終るべきや。その供給を他に仰がずして自ら供するの法は如何して得べきや。これを期すること甚だ難し。ただ今の学者の成業を待ち、この学者をして自国の用を便せしむるの外、更に手段あるべからず。即ちこれ学者の身に引請けたる職分なれば、その責急なりと言うべし。今我国内に雇い入れたる外国人は、我学者未熟なるが故に暫くその名代を勤めしむる者なり。今我国内に外国の器品を買い入るるは、我国の工業拙なるが故に暫く銭と交易して用を便ずる者なり。この人を雇いこの品をかうがために金を費やすは、我學術の未だ彼に及ばざるがために日本の財貨を外国へ棄つることなり。国のためには惜しむべし。学者の身となりては慚ずべし。且つ人として前途の望みなかるべからず、望みあらざれば世に事を勉むる者なし。明日の幸を望んで今日の不孝をも慰むべし、来年の樂を望んで今年の苦をも忍ぶべし。昔日は世の事物皆旧格に制せられて有志の士と雖ども望みを養うべき目的なかりしが、今や然らず、この制限を一掃せしより後は、あたかも学者のために新世界を開きしが如く、天下、処として事をなすの地位あらざるはなし。農となり、商となり、学者となり、官員となり、書を著し、新聞紙を書き、法律を講じ、芸術を学び、工業も起すべし、議院も開くべし、百般の事業行うべからざる者なし。然もこの事業を成し得て国中の兄弟相闘ぐに非ず、その智恵の鋒を争うの相手は外国人なり。この智戦に利あれば則ち我国の地位を高くすべし、これに敗すれば我地位を落すべし、その望み、大にして期するところ明らかなりと言うべし。固より天下の事を現に施行するには前後緩急あるべしと雖ども、到底この国に欠くべからざるの事業は、人々の所長に由つて今より研究せざるべからず。苟も処世の義務を知る者は、この時に當つてこの事情を傍觀するの理なし。学者勉めざるべからず。

これに由つて考うれば、今の学者たる者は決して尋常学校の教育をもつて満足すべからず、その志を高遠にして學術の真面目に達し、不羈独立もつて他人に依頼せず、或いは同志の朋友なくば一人にて

この日本国を維持するの氣力を養い、もつて世のために尽さざるべからず。余輩固より和漢の古学者流が人を治むるを知つて自ら修むるを知らざる者を好まず。これを好まざればこそ、この書の初編より人民同権の説を主張し、人々自らその責に任じて自らその力に食むの大切なるを論じたれども、この自力に食むの一事にては未だ我学問の趣意を終れりとするに足らず。これを譬えば、ここに沈湎冒色放蕩無頼の子弟あらん。これを御するの法如何すべきや。これを導きて人となさんとするには、先ずその飲酒を禁じ遊治を制し、然る後に相当の業に就かしむることなるべし。その飲酒遊治を禁ぜざるの間は、未だ共に家業の事を語るべからず。されども人にして酒色に耽らざればとて、これをその人の徳義と言つべからず。ただ世の害をなさざるのみにて、未だ無用の長物たるの名は免かれ難し。その飲酒遊治を禁じたる上、また随つて業に就き身を養い家に益することありて、始めて十人並の少年と言つべきなり。自食の論もまたかくの如し。我国士族以上の人、数千百年の旧習に慣れて、衣食の何物たるを知らず、富有の由つて来るところを弁せず、傲然自ら無為に食してこれを天然の権義と思ひ、その状あたかも沈湎冒色前後を忘却する者の如し。この時に当り、この輩の人に告ぐるに何事をもつてすべきや。ただ自食の説を唱えてその酔夢を驚かすの外手段なかるべし。是流の人に向かつて豈高尚の学を勧むべけんや。世を益するの大義を説くべけんや。仮令いこれに説き勧むるも、夢中学に入ればその学問もまた夢中の夢のみ。即ちこれ我輩が専ら自食の説を主張して、未だ真の学問を勧めざりし由縁なり。故にこの説は周ねく徒食の輩に告ぐるものにて、学者に諭すべき言に非ず。然るに聞く、近日中津の旧友、学問に就く者の内、稀には学業未だ半ならずして早く既に生計の道を求むる人ありと。生計固より軽んずべからず。或いはその人の才に長短もあることなれば、後來の方向を定むるは誠に可なりと雖ども、もしこの風を互いに有倣い、ただ生計をこれ争うの勢いに至らば、俊英の少年はその実を未熟に残うの恐れなきに非ず。本人のためにも悲しむべし、天下のためにも惜

しむべし。且つ生計難しと雖ども、よく一家の世帯を計れば、早く一時に銭を取りこれを費やして小安を買わんより、力を労して儉約を守り大成の時を待つに若かず。学問に入らば大いに学問すべし。農たれば大農となれ、商たれば大商となれ。学者小安に安んずるなかれ。粗衣粗食、寒暑を憚らず、米も搗くべし、薪も割るべし。学問は米を搗きながら出来るものなり。人間の食物は西洋料理に限らず、麦飯を喰い味噌汁を啜り、もって文明の事を学ぶべきなり。

(明治七年六月出版)

学問のすゝめ 十一編

福沢諭吉著

名分をもつて偽君子を生ずるの論

第八編に上下貴賤の名分よりして夫婦親子の間に生じたる弊害の例を示し、その害の及ぶところはこの外にもなお多しとの次第を記せり。そもそもこの名分の由つて起るところを案ずるに、その形は強大の力をもつて小弱を制するの義に相違なしと雖ども、その本意は必ずしも悪念より生じたるに非ず。畢竟世の中の人をば悉皆愚にして善なるものと思ひ、これを救いこれを導き、これを教えこれを助け、只管目上の人の命に従つて、かりそめにも自分の了簡を出さしめず、目上の人は大抵自分に覚えたる手心にて、よきように取計い、一国の政事も一村の支配も、店の始末も家の世帯も、上下心を一にして、あたかも世の中の人間交際を親子の間柄の如くになさんとする趣意なり。

譬えば十歳前後の子供を取扱うには固よりその了簡を出さしむべきに非ず、大抵両親の身計いにて衣食を与え、子供はただ親の言に戻らずしてその差図にさえ従えば、寒き時には丁度綿入の用意あり、

腹のへる時には既に飯の支度調い、飯と着物はあたかも天より降り来るが如く、我思う時刻にその物を得て何一つの不自由なく安心して家に居るべし。両親は己が身にも易えられぬ愛子なれば、これを教えこれを諭し、これを誉むるもこれを叱るも、皆眞の愛情より出ざるはなく、親子の間一体の如くして、その快きこと譬えん方なし。即ちこれ親子の交際にして、その際には上下の名分も立ち、嘗て差支あることなし。世の名分を主張する人は、この親子の交際をそのまま人間の交際に写し取らんとする考えにて、随分面白き工夫のよくなれども、爰に大なる差支あり。親子の交際はただ智力の熟したる実の父母と十歳ばかりの実の子供との間に行わるべきのみ、他人の子供に対しては固より叶い難し。仮令い実の子供にても最早二十歳以上に至れば次第にその趣きを改めざるを得ず。況んや年既に長じて大人となりたる他人と他人との間においてをや。逆もこの流儀にて交際の行わるべき理なし。いわゆる願うべくして行われ難き者とはこのことなり。さて今一国といい一村といい、政府といい会社といい、すべて人間の交際と名づくるものは皆大人と大人との仲間なり、他人と他人との附合なり。この仲間附合に実の親子の流儀を用いんとするもまた難きに非ずや。されども仮令い実に行われ難きことにても、これを行つて極めて都合よからんと心に想像するものは、その想像を實に施したく思うもまた人情の常にて、即ちこれ世に名分なり者の起りて専制の行わるる由縁なり。故に云く、名分の本は悪念より生じたるに非ず、想像に由つて強いて造りたるものなり。

アジヤ諸国においては国君のことを民の父母と言い、人民のことを臣子または赤子と言い、政府の仕事を牧民の職と唱えて、シナには地方官のことを何州の牧と名づけたることあり。この牧の字は獸類を養うの義なれば、一州の人民を牛羊の如くに取扱う積りにて、その名目を公然と看板に掛けたるものなり。あまり失礼なる仕方には非ずや。かく人民を子供の如く牛羊の如く取扱うと雖ども、前段にも言える通り、その初の本意は必ずしも悪念に非ず、かの実の父

母が実の子供を養うが如き趣向にて、第一番に国君を聖明なるものと定め、賢良方正の士を挙げてこれを輔け、一片の私心なく半点の我欲なく、清きこと水の如く直きこと矢の如く、己が心を推して人に及ぼし、民を撫するに情愛を主とし、饑饉には米を給し、家事には錢を与え、扶助救育して衣食住の安樂を得せしめ、上の徳化は南風の薰ずるが如く、民のこれに従うは草の靡くが如く、その柔らかなるは綿の如く、その無心なるは木石の如く、上下合体共に太平を謡わんとするの目論見ならん。実に極樂の有様を模写したるが如し。されどもよく事実を考うれば、政府と人民とはもと骨肉の縁あるに非ず、実に他人の附合なり。他人と他人との附合には情実を用ゆべからず、必ず規則約束する物を作り、互いにこれを守つて厘毛の差を争い、双方共に却つて円く治まるものにて、これ乃ち国宝の起りし由縁なり。且つ右の如く聖明の君と賢良の士と柔順なる民とその注文はあれども、何れの学校に入ればかく無疵なる聖賢を造り出すべきやね何らの教育を施せばかく結構なる民を得べきや、唐人も周の世以来頻に爰に心配せしことならんが、今日まで一度も注文通りに治まりたる時はなく、度々詰りは今の通りに外国人に押付けられるに非ずや。然るにこの意味を知らずして、きかぬ薬を再三飲むが如く、小刀細工の仁政を用い、紙ならぬ身の聖賢が、その仁政に無理を調合して強いて御恩を蒙らしめんとし、御恩は変じて迷惑となり、仁政は化して苛法となり、なおも太平を謡わんとするか。謡わんと欲せば独り謡いて可なり。これを和する者はなかるべし。その目論見こそ迂遠なれ。実に隣かながらも捧復に堪えざる次第なり。

この風儀は独り政府のみに限らず、商家にも学塾にも宮にも寺にも行われざる所なし。今その一例を挙げて言わん。店中に旦那が一番の物知りにて、元帳を扱う者は旦那一人、従つて番頭あり手代ありて各々その職分を勤むれども、番頭手代は商売全体の仕組を知ることなく、ただ喧しき旦那の指図に任せて、給金も指図次第、仕事も指図次第、商売の損徳は元帳を見て知るべからず、朝夕旦那の顔を窺い、その顔に笑を含むときは商売の中り、眉の上に皺をよす

るときは商売の外れと推量する位のことにて、何の心配もあることなし。ただ一つの心配は己が預りの帳面に筆の働きをもつて極内の仕事を行わんとするの一事のみ。鷲に等しき旦那の眼力もそれまでには及び兼ね、律儀一片の忠助と思いの外に、欠落かまたは頓死のその跡にて帳面を改むれば、洞の如き大穴を明け、始めて人物の頼み難きを歎息するのみ。されどもこは人物の頼み難きに非ず、専制の頼み難きなり。旦那と忠助とは赤の他人の大人に非ずや。その忠助に商売の割合を約束もせずして、子供の如くにこれを扱わんとせしは旦那の不了簡と言うべきなり。

右の如く上下貴賤の名分を正し、ただその名のみを主張して専制の権を行わんとするの源因よりして、その毒の吹出すところは人間に流行する欺詐術策の容体なり。この病に罹る者を偽君子と名づく。譬えば封建の世に大名の家来は表向皆忠臣の積りにて、この形を見れば君臣上下の名分を正し、辞儀をするにも鋪居一筋の内外を争い、亡君の逮夜には精進を守り、若殿の誕生には上下を着し、年頭の祝儀、菩提所の参詣、一人も欠席あることなし。その口吻に云く、貧は士の常、尽忠報国、また云く、その食を食む者はその事に死すなどと、大造らしく言い触らし、すわといわば今にも討死せん勢いで、一通りの者はこれに欺かるべき有様なれども、窃に一方より窺えば果して例の儀君子なり。大名の家来によき役儀を勤むる者あらばその家に銭の出来るは何故ぞ。定めたる家禄と定めたる役料にて一銭の余財も入るべき理なし。然るに出入差引して余あるは甚だ怪しむべし。いわゆる役徳にもせよ、賄賂にもせよ、旦那の物をせしめたるに相違はあらず、その最も著しきものを挙げて言えば、普請奉行が大工に割善を促し、会計の役人が出入の町人より附届を取るが如きは、三百諸侯の家に殆ど定式の法の如し。旦那のためには御馬前に討死させんといいと忠臣義士が、その買物の棒先を切るとは余り不都合ならずや。金箔付の偽君子と言うべし。或いは稀に正直なる役人ありて賄賂の沙汰も聞えざれば、前代未聞の名臣とて一藩中の評判なれども、その実は僅に銭を盗まざるのみ。人に盗心な

ければとて、さまで誉むべき事に非ず、ただ偽君子の群集するその中に十人並の人が雑るゆえ、格別目立つまでのことなり。畢竟この偽君子の多きもその本を尋ねれば古人の妄想にて、世の人民をば皆結構人にして御し易きものと思ひ込み、その弊遂に専制抑圧に至り、詰る所は飼犬に手を噛まるるものなり。返す返すも世の中に頼みなきものは名分なり、毒を流すの大なるものは専制抑圧なり、恐るべきに非ずや。

或人云く、かくの如く人民不実の悪例のみを挙ぐれば際限もなくことなれども、悉皆然るにも非ず、我日本は義の国にて、古来義士の身を棄てて君のためにしたる例は甚だ多しと。答云く、誠に然り、古来義士なきに非ず、ただその数少なくして算当に合わぬなり。元禄年中は義気の花盛りともいうべき時代なり、この時に赤穂七万石の内に義士四十七名あり。七万石の領分には凡そ七万の人口あるべし。七万の内に四十七あれば、七百万の内には四千七百あるべし。物換り星移り、人情は次第に薄く、義気も落下の時節となりたるは、世人の常に言うところにて相違もあらず。故に元禄年中より人の義気に三割を減じて七掛けにすれば、七百万に付三千二百九十の割合なり。今、日本の人口を三千万となし義士の数は一万四千百人なるべし。この人数にて日本国を保護するに足るべきや。三歳の童子にも勘定は出来ることならん。

右の議論に拠れば名分は丸つぶれの話なれども、念のため爰に一言を足さん。名分とは虚飾の名目を言うなり。虚名とあれば上下貴賤悉皆無用のものなれども、この虚飾の名目と実の職分とを入替にして、職分をさえ守ればこの名分も差支あることなし。即ち政府は一国の帳場にして人民を支配するの職分あり。人民は一国の金主にして国用を給するの職分あり。文官の職分は政法を議定するに在り。武官の職分は命ずるところに赴きて戦うに在り。このほか学者にも町人にも各*定めたる職分あらざるはなし。然るに半解半知の飛揚りものが、名分は無用と聞きて早く既にその職分を忘れ、人民の地位に居て政府の法を破り、政府の命をもって人民の産業に手を出し、

兵隊が政を議して自ら師を起し、文官が腕の力に負けて武官の差図に任ずる等のことあらば、これこそ国の大乱ならん。自主自由のなま嚙にて無政無法の騒動なるべし。名分と職分とは文字こそ相似たれ、その趣意は全く別物なり。学者これを誤り認むることなかれ。

(明治七年七月出版)

学問のすゝめ 十二編

福沢諭吉著

演説の法を勧むるの説

演説とは英語にて「スピーチ」と言い、大勢の人を会して説を述べ、席上にて我思うところを人に伝うるの法なり。我国には古よりその法あるを聞かず、寺院の説法などは先ずこの類なるべし。西洋諸国にては演説の法最も盛んにして、政府の議院、学者の集会、商人の会社、市民の寄合より、冠婚葬祭、開業開店等の細事に至るまでも、僅に十数名の人を会することあれば、必ずその会につき、或いは会したる趣意を述べ、或いは人々平生の持論を吐き、或いは即席の思付を説きて、衆客に披露するの風なり。この法の大切なるは固より論をまたず。譬えばいま世間にて議院などの説あれども、仮令い院を聞くも第一に説を述ぶるの法あらざれば、議院もその用をなさざるべし。

演説をもつて事を述べればその事柄の大切なると否とは姑く擱き、ただ口上をもつて述ぶるの際に自ずから味を生ずるものなり。譬えば文章に記せばさまで意味なき事にて、言葉をもつて述べればこれを了解すること易くして人を感じしむるものあり。古今に名高き名詩名歌というものもこの類にて、この詩歌を尋常の文に訳すれば絶えて面白き味もなきが如くなれども、詩歌の法に従つてその体裁

を備うれば限りなき風致を生じて衆心を感動せしむべし。故に一人の意を衆人に伝うるの速やかなると否とは、そのこれを伝うる方法に關すること甚だ大なり。学問はただ読書の一科に非ずとのことは、既に人の知るところなれば今これを論弁するに及ばず。学問の要は活用に在るのみ。活用なき学問は無学に等し。在昔或る朱子学の書生、多年江戸に執行して、その学流に就き諸大家の説を写し取り、日夜怠らずして数年の間にその写本数百卷を成し、最早学問も成業したるが故に故郷へ歸るべしとて、その身は東海道を下り、写体は葛籠に納めて大廻しの船に積み出せしが、不幸なる哉、遠州洋において難船に及びたり。この災難に由つて、かの書生もその身は歸国したれども、学問は悉皆海に流れて心身に附したるものとは何一物もあることなく、いわゆる本来無一物にて、その愚は正しく前日に異なることなかりしという話あり。今の洋学者にもまたこの掛念なきに非ず。今日都会の学校に入りて読書講論の様子を見れば、これを評して学者と言わざるを得ず。されども今俄にその原書を取上げてこれを田舎に放逐することあらば、親戚朋友に逢うて我輩の学問は東京に残し置きたりと言訳けするなどの奇談もあるべし。

故に学問の本趣意は読書のみならずして精神の働きに在り。この働きを活用して実地に施すには様々の工夫なかるべからず。「ヨブセルウエーション」とは事物を視察することなり。「リーゾニング」とは事物の道理を推究して自分の説を付ることなり。この二箇条にては固より未だ学問の方便を尽したりと言つべからず。なおこの外に書を読まざるべからず、書を著さざるべからず、人と談話せざるべからず、人に向かつて言を述べざるべからず、この諸件の術を用い尽して始めて学問を勉強する人と言つべし。即ち、視察、推究、読書はもつて智見を集め、談話はもつて智見を交易し、著書演説はもつて智見を散ずるの術なり。然り而してこの諸術の中に、或いは一人の私をもつて能すべきものありと雖ども、談話と演説とに至つては必ずしも人と共にせざるを得ず。演説会の要用なること、もつて知るべきなり。

方今我國民において最も憂うべきは、その見識の賤しき事なり。これを導きて高尚の域に進めんとするは、固より今の学者の職分なれば、苟もその方便あるを知らば力を尽してこれに従事せざるべからず。然るに学問の道において談話演説の大切なるは既に明白にして、今日これを実に行つ者なきは何ぞや。学者の*情と言つべし。人間の事には内外両様の別ありて、両ながらこれを勉めざるべからず。今の学者は内の一方に身を委して外の務めを知らざる者多し。これを思わざるべからず。私に沈深なるは淵の如く、人に接して活潑なるは飛鳥の如く、その密なるや内なきが如く、その蒙大なるや外なきが如くして、始めて真の学者と称すべきなり。

人の品行は高尚ならざるべからざるの論

前条に、方今我国において最も憂うべきは、人民の見識未だ高尚ならざるの一事なりと言えり。人の見識品行は、微妙なる理を談ずるのみにて高尚なるべきに非ず。禅家に悟道などの事ありて、その理頗る玄妙なる由なれども、その僧侶の所業を見れば迂遠にして用に適せず、事実においては漠然として何らの見識もなき者に等し。

また人の見識品行はただ聞見の博きのみにて高尚なるべきに非ず。万巻の書を読み天下の人に交わりなお一己の定見なき者あり。古習を墨守する漢儒者の如きこれなり。ただ儒者のみならず、洋学者と雖どもこの弊を免かれず。今、西洋日新の学に志し、或いは經濟書を読み或いは修身論を講じ、或いは理学或いは智学、日夜精神を學問に委ねて、その状あたかも荆棘の上に坐して刺衝に堪ゆべからざるの筈なるに、その人の私についてこれを見れば決して然らず、眼に經濟書を見て一家の産を営むを知らず、口に修身論を講じて一身の徳を修むるを知らず、その所論とその所行とを比較するときには、正しく二個の人あるが如くして、更に一定の見識あるを見ず。

必竟この輩の学者と雖ども、その口に講じ眼に見るところの事をば敢えて非となすには非ざれども、事物の是を是とするの心と、その是を是としてこれを事実に行うの心とは、全く別のものにて、この二つ心なるもの或いは並び行われることあり、或いは並び行われざることあり。医師の不養生といい、論語読みの論語知らずという諺もこれらの謂ならん。故に云く、人の見識品行は玄理を談じて高尚なるべきに非ず、また聞見を博くするのみにて高尚なるべきに非ざるなり。然らば則ち人の見識を高尚にしてその品行を提起するの法如何すべきや。その要訣は事物の有様を比較して上流に向かい、自ら満足することなきの一事に在り。但し有様を比較するとはただ一事一物を比較するに非ず、この一体の有様と彼の一体の有様と並べて、双方の得失を残らず察せざるべからず。譬えば今少年の生徒、酒色に溺るるの沙汰もなくして謹慎勉強すれば、父兄長老に咎めらるることなく或いは得意の色をなすべきに似たれども、その得色はただ他の無頼生に比較してなすべき得色のみ、謹慎勉強は人類の常なり、これを賞するに足らず、人生の約束は別にまた高きものなかるべからず。広く古今の人物を計え、誰に比較して誰の功業に等しきものをなさばこれに満足すべきや、必ず上流の人物に向かわざるべからず。或いは我に一得あるも彼に二得あるときは、我はその一得に安んずるの理なし。いわんや後進は先進に優るべき約束なれば、古を空しうして比較すべき人物なきにおいてをや。今人の職分は大にして重しと言うべし。然るに今僅に謹慎勉強の一事をもって人類生涯の事となすべきや、思わざるの甚だしき者なり。人として酒色に溺るる者はこれを非常の怪物と言うべきのみ。この怪物に比較して満足する者は、これを譬えば双眼を具するをもって得意となし、盲人に向かつて誇るが如し。徒に愚を表するに足るのみ。故に酒色云々の談をなして或いはこれを論破し或いはこれを是非するの間は、到底議論の賤しき者と言わざるを得ず。人の品行少しく進むときは、これらの醜談は既に已に経過し了して、言に発するも人に厭るるに至るべき筈なり。

方今日本にて学校を評するに、この学校の風俗はかくの如し、彼の学塾の取締は云々として、世の父兄は専らこの風俗取締の事に心配せり。そもそも風俗取締とは、何らの箇条を指して言うか。熟法厳にして生徒の放蕩無頼を防ぐにつき、取締の行届きたることを言うならん。これを学問所の美事と称すべきか。余輩は却つてこれを羞るなり。西洋諸国の風俗決して美なるに非ず、或いはその醜見るに忍びざるもの多しと雖ども、その国の学校を評するに、風俗の正しきと取締の行届きたるとのみに由つて名誉を得るものあるを聞かず。学校の名誉は、学科の高尚なるとその教法の巧みなりと、その人物の品行高くして議論の賤しからざるとに由るのみ。故に今の学校を支配して今の学校に学ぶ者は、外の賤しき学校に比較せずして、世界中上流の学校を見て得失を弁ぜざるべからず。風俗の美にして取締の行届きたるも、学校の一得と言うべしと雖ども、その得は学校たるものの最も賤しむべき部分の得なれば、毫もこれを誇るに足らず。上流の学校に比較せんとするには、別に勉むるところなかるべからず。故に学校の急務としていわゆる取締の事を談ずるの間は、仮令いその取締はよく行届くも決してその有様に満足すべからざるなり。

一 国の有様をもつて論ずるもまたかくの如し。譬えば爰に一政府あらん。賢良方正の士を挙げて政を任し、民の苦樂を察して適宜の処置を施し、信賞必罰、恩威行われざるところなく、万民腹を鼓して太平を謡うが如きは、誠に誇るべきに似たり。然りと雖ども、その賞罰といい恩威といい、万民といい太平というも、悉皆一国内の事なり、一人或いは数人の意に成りたるものなり。その得失はその国の前代に比較するか、または他の悪政府に比較して誇るべきのみにて、決してその国悉皆の有様を詳らかにして他国と相對し、一より十に至るまで比較したるものに非ず。もし一国を全体の一物と視做して他の文明の一国に比較し、数十年の間に行わるる双方の得失を察して互いに加減乗除し、その実際に見われたるところの損益を論ずることあらば、その誇るところのものは決して誇るに足らざる

ものならん。

譬えばインドの国体、旧ならざるに非ず、その文物の開けたるは西洋紀元の前数千年にありて、理論の精密にして玄妙なるは、恐らくは今の西洋諸国の理学に比して恥ずるなきもの多かるべし。また在昔トルコの政府も威権最も強盛して、礼樂征伐の法、齊整ならざるはなし、君長賢明ならざるに非ず、廷臣方正ならざるに非ず、人口の衆多なること兵士の武勇なること近国に比類なくして、一時はその名譽を四方に耀かしたることあり。故にインドとトルコとを評すれば、甲は有名の文国にして、乙は武勇の大国と言わざるを得ず。然るに方今この二大国の有様を見るに、インドは既に英国の所領に歸してその人民は英政府の奴隸に異ならず、今のインド人の業はただ阿片を作りてシナ人を毒殺し、独り英商をしてその間に毒薬売買の利を得せしむるのみ。トルコの政府も名は独立と言つと雖ども、商売の権は英仏の人に占められ、自由貿易の功德をもつて国の物産は日に衰微し、機を織る者もなく器械を製する者もなく、額に汗して土地を耕すか、または手を袖にして徒に日月を消するのみにて、一切の製作品は英仏の輸入を仰ぎ、また国の經濟を治むるに由なく、さすがに武勇なる兵士も貧乏に制せられて用をなさずという。

右の如くインドの文もトルコの武も、嘗てその国の文明に益せざるは何ぞや。その人民の所見僅に一国内に止り、自国の有様に満足し、その有様の一部分をもつて他国に比較し、その間に優劣なきを見てこれに欺かれ、議論も爰に止り、徒党も爰に止り、勝敗栄辱共に他の有様の全体を目的とすることを知らずして、万民太平を謡うか、または兄弟墻に鬩ぐのその間に、商売の権威に圧しられて国を失うたる者なり。洋商の向かうところはアジアに敵なし。恐れざるべからず。もしこの勁敵を恐れて兼ねてまたその国の文明を慕つことあらば、よく内外の有様を比較して勉むるところなかるべからず。

(明治七年十二月出版)

怨望の人間に害あるを論ず

凡そ人間に不徳の箇条多しと雖ども、その交際に害あるものは怨望より大なるはなし。貪吝奢侈誹謗の類は、何れも不徳の著しきものなれども、よくこれを吟味すればその働きの素質において不善なるにあらず。これを施すべき場所柄と、その強弱の度と、その向かう所の方角とに由つて、不徳の名を免かるることあり。譬えば錢を好んで飽くことを知らざるを貪吝という。されども錢を好むは人の天性なれば、その天性に従つて十分にこれを満足せしめんとするも決して咎むべきに非ず。ただ理外の錢を得んとしてその場所を誤り、錢を好むの心に限度なくして理の外に出で、錢を求むるの方向に迷うて理に反するときは、これを貪吝の不徳と名づくるのみ。故に錢を好む心の働きの見て直ちに不徳の名を下すべからず。その徳と不徳との分界には一片の道理なる者ありて、この分界の内にある者は即ちこれを節儉といひまた経済と称して、当に人間の勉むべき美德の一箇条なり。奢侈もまたかくの如し。ただ身の分限を越ゆると否とに由つて徳不徳の名を下すべきのみ。軽暖を着て安宅に居るを好むは人の性情なり。天理に従つてこの情欲を慰むるに、何ぞこれを不徳と言ふべけんや。積んでよく散じ、散じて則を踏えざる者は、人間の美事と称すべきなり。

また、誹謗と弁駁と、その間に髪を容るべからず。他人に曲を誣うるものを誹謗といい、他人の惑を解きて我真理と思うところを弁駁するものを弁駁と名づく。故に世に未だ眞実無妄の公道を發明せざるの間は、人の議論もまた何れを是とし何れを非とすべきやこれを定むべからず。是非未だ定まらざるの間は、仮に世界の衆論をもつて公道となすべしと雖ども、その衆論の在るところを明らかに知る

こと甚だ易からず。故に他人を誹謗する者を目して、直ちにこれを不徳者と言うべからず。その果して誹謗なるか、または真の弁駁なるかを区別せんとするには、先ず世界中の公道を求めざるべからず。

右の外、驕傲と勇敢と、粗野と率直と、固陋と実着と、浮薄と穎敏と、相對するが如く、何れも皆働きの場所と、強弱の度と、向かう所の方角とに由つて、或いは不徳ともなるべく、或いは徳ともなすべきのみ。独り働きの素質において全く不徳の一方に偏し、場所にも方向にも拘わらずして不善の不善なる者は怨望の一箇条なり。怨望は働きの陰なるものにて、進んで取ることなく、他の有様によつて我に不平を抱き、我を顧みずして他人に多を求め、その不平を満足せしむるの術は、我を益するに非ずして他人を損ずるに在り。譬えば他人の幸と我の不幸とを比較して、我に不足するところあれば、我有様を進めて満足するの法を求めずして、却つて他人を不幸に陥れ、他人の有様を下して、もつて彼我の平均をなさんと欲するが如し。いわゆるこれを悪んでその死を欲するとはこの事なり。故にこの輩の不幸を満足せしむれば、世上一般の幸福をば損ずるのみにて少しも益するところあるべからず。

或人云く、欺詐虚言の悪事も、その実質において悪なるものなれば、これを怨望に比して孰か軽重の別あるべからずと。答えて云く、誠に然るが如しと雖ども、事の原因と事の結果とを區別すれば、自ずから軽重の別なしと言うべからず。欺詐虚言は固より大悪事たりと雖ども、必ずしも怨望を生ずるの原因には非ずして、多くは怨望に由つて生じたる結果なり。怨望はあたかも衆悪の母の如く、人間の悪事これに由つて生ずべからざるものなし。疑猜、嫉妬、恐怖、卑怯の類は、皆怨望より生ずるものにて、その内形に見られるところは、私語、密話、内談、秘計、その外形に破裂するところは、徒党、暗殺、一揆、内乱、秋毫も国に益することなくして、禍の全国に波及するに至つては主客共に免かることを得ず。いわゆる公利の費をもつて私を逞しうする者と言うべし。

怨望の人間交際に害あることかくの如し。馬その原因を尋ぬるに、

ただ窮の一事に在り。但しその窮とは困窮貧窮等の窮に非ず、人の言路を塞ぎ人の業作を妨ぐる等の如く、人類天然の働きを窮せしむることなり。貧窮困窮をもつて怨望の源とせば、天下の貧民は悉皆不平を訴え、富貴は恰も怨の府にして、人間の交際は一日も保つべからざる筈なれども、事実において決して然らず、如何に貧賤なる者にてても、その貧にして賤しき所以の源因を知り、その源因の己が身より生じたることを了解すれば、決して妄に他人を怨望するものに非ず。その証拠は故さらに揭示するに及ばず、今日世界中に貧富貴賤の差ありて、よく人間の交際を保つを見て、明らかにこれを知るべし。故に云く、富貴は怨の府に非ず、貧賤は不平の源に非ざるなり。

これに由つて考うれば、怨望は貧賤に由つて生ずるものに非ず。ただ人類天然の働きを塞ぎて、禍福の来去、皆偶然に係るべき地位において甚だしく流行するのみ。昔孔子が、女子と小人とは近づけ難し、さてさて困り入たる事哉とて歎息したることあり。今をもつて考うるに、これ夫子自ら事を起して、自らその弊害を述べたるものと云うべし。人の心の性は、男子も女子も異なるの理なし。また小人とは下人ということならんか、下人の腹から出たる者は必ず下人と定めたるに非ず。下人も貴人も、生れ落ちたる時の性に異同あらざるは固より論を俟たず。然るにこの女子と下人とに限りて取扱いに困るとは何故ぞ。平生卑屈の旨をもつて周なく人民に教え、小弱なる婦人下人の輩を束縛して、その働きに毫も自由を得せしめざるがために、遂に怨望の気風を醸成し、その極度に至つてさすがに孔子様も歎息せられたることなり。元来人の性情において働きに自由を得ざれば、その勢い必ず他を怨望せざるを得ず。因果応報の明らかなるは、麦を蒔きて麦の生ずるが如し。聖人の名を得たる孔夫子が、この理を知らず、別に工夫もなくして、徒に愚痴をこぼすとは余り頼母しからぬ話なり。そもそも孔子の時代は、明治を去ること二千有余年、野蛮草昧の世の中なれば、教えの趣意もその時代の風俗人情に従い、天下の人心を維持せんがためには、知つて故さら

に束縛するの権道なかるべからず。もし孔子をして眞の聖人ならしめ、万世の後を洞察するの明識あらしめなば、当時の権道をもつて必ず心に慊しとしたることはなかるべし。故に後世の孔子を学ぶ者は、時代の考えを勘定の内に入れて取捨せざるべからず。二千年前に行われたる教えをそのままに、しき写しして明治年間に行わんとする者は、共に事物の相場を談ずべからざる人なり。

また近く一例を挙げて示さんに、怨望の流行して交際を害したるものは、我封建の時代に沢山なる大名の御殿女中をもつて最とす。そもそも御殿の大略を言えば、無識無学の婦女子群居して無知無徳の一主人に仕え、勉強をもつて賞せらるるに非ず、*情に由つて罰せらるるに非ず、諫めて叱らるることもあり諫めずして叱らるることもあり、言つても善し言わざるも善し、詐るも悪し詐らざるも悪し、ただ朝夕臨機応変にて主人の寵愛を僥倖するのみ。その状あたかも的なきに射るが如く、中たるも巧みなるに非ず、中たらざるも拙なるに非ず、正にこれを人間外の一乾坤と言つても可なり。この有様の内に居れば、喜怒哀楽の心情必ずその性を変じて、他の人間世界に異ならざるを得ず。偶*朋輩に立身する者あるも、その立身の方法を学ぶに由なければただこれを羨むのみ。これを羨むの余りにはただこれを嫉むのみ。朋輩を嫉み主人を怨望するに忙わしければ、何ぞ御家の御ためを思うに違あらん。忠信節義は表向の挨拶のみにて、その実は畳に油をこぼしても、人の見ぬ所なれば拭いもせず捨て置く流儀となり、甚だしきは主人の一命に掛る病の時にも、平生朋輩の睨合いにからまりて、思うままに看病をもなし得ざる者多し。なお一步を進めて怨望嫉妬の極度に至つては、毒害の沙汰も稀にはなきに非ず。古来もしこの大悪事につきその数を記したる「スタチスチク」の表ありて、御殿に行われたる毒害の数と、世間に行われたる毒害の数とを比較することあらば、御殿に悪事の盛んなること断じて知るべし。怨望の禍、豈恐怖すべきに非ずや。

右御殿女中の一例を見ても、大抵世の中の有様は推して知るべし。人間最大の禍は怨望に在りて、怨望の源は窮より生ずるものなれば、

妨ぐべからず。試みに英亞諸国の有様と我日本の有様とを比較して、その人間の交際において孰かよく彼の御殿の趣きを脱したるやと問う者あらば、余輩は今の日本を目して全く御殿に異ならずというには非ざれども、その境界を去るの遠近を論ずれば、日本はなおこれに近く、英亞諸国はこれを去ること遠しと言わざるを得ず。英亞の人民、貪吝驕奢ならざるに非ず、粗野乱暴ならざるに非ず、或いは詐る者あり、或いは欺く者ありて、その風俗決して善美ならずと雖ども、ただ怨望隱伏の一事に至つては必ず我国と趣きを異にするところあるべし。今世の識者に民撰議院の説あり、また出版自由の論あり。その得失は姑く擱き、もとこの論説の起る由縁を尋ぬるに、識者の所見は蓋し今の日本國中をして古の御殿の如くならしめず、今の人民をして古の御殿女中の如くならしめず、怨望に易るに活動をもつてし、嫉妬の念を絶ちて相競うの勇氣を励まし、禍福譏譽悉く皆自力をもつてこれを取り、満天下の人をして自業自得ならしめんとするの趣意なるべし。

人民の言路を塞ぎその業作を妨ぐるは専ら政府上に関して、遽にこれを聞けばただ政治に限りたる病の如くなれども、この病は必ずしも政府のみに流行するものに非ず、人民の間にも行われて毒を流すこと最も甚だしきものなれば、政治のみを改革するもその源を除くべきに非ず。今また数言を巻末に附し政府の外につきてこれを論ずべし。

元來人の性は交わりを好むものなれども、習慣に由れば却つてこれを嫌うに至るべし。世に変人奇物とて、故さらに山村僻邑に居り世の交際を避くる者あり。これを隱者と名づく。或いは眞の隱者に非ざるも、世間の附合を好まずして一家に閉居し、俗塵を避くるなどとして得意の色をなす者なきに非ず。この輩の意を察するに、必ずしも政府の所置を嫌うのみにて身を退くるに非ず、その心志怯弱にして物に接するの勇なく、その度量狭小にして人を容るること能わず、人を容ること能わざれば人もまたこれを容れず、彼も一步を

退け我もまた一步を退け、歩々相遠ざかりて遂に異類の者の如くなり、後には讐敵の如くなりて、互いに怨望するに至ることあり。世の中に大なる禍と言うべし。

また人間の交際において、相手の人を見ずしてそのなしたる事を見るか、もしくははその人の言を遠方より伝え聞きて、少しく我意に叶わざるものあれば、必ず同情相憐れむの心をば生ぜずして、却つてこれを忌み嫌うの念を起し、これを悪んでその実に過ぐることも多し。これまた人の天性と習慣とに由つて然るものなり。物事の相談に伝言文通にて整わざるものも、直談にて円く治まることあり。また人の常の言に、実は斯くの訳なれども面と向かつてはまさか左様にも、ということあり。即ちこれ人類の至情にて、堪忍の心の在るところなり。既に堪忍の心を生ずるときは、情実互いに相通じて怨望嫉妬の念は忽ち消散せざるを得ず。古今に暗殺の例少なからずと雖ども、余常に言えることあり、もし好機会ありてその殺すものと殺さるる者とをして数日の間同処に置き、互いに隠すところなくしてその実の心情を吐かしむることあらば、如何なる讐敵にても必ず相和するのみならず、或いは無二の朋友たることもあるべしと。

右の次第をもつて考うれば、言路を塞ぎ業作を妨ぐるの事は、独り政府のみの病に非ず、全国人民の間に流行するものにて、学者と雖ども或いはこれを免かれ難し。人生活澆の気力は、者に接せざれば生じ難し。自由に言わしめ、自由に働かしめ、富貴も貧賤もただ本人の自ら取るに任して、他よりこれを妨ぐべからざるなり。

(明治七年十二月出版)

学問のすゝめ 十四編

福沢諭吉著

心事の棚卸

人の世を渡る有様を見るに、心に思うよりも案外に悪をなし、心に思うよりも案外に愚を働き、心に企つるよりも案外に功を成さざるものなり。如何なる悪人にて生涯の間勉強して悪事のみをなさんとする者はなけれども、物に当り事に接して不図悪念を生じ、我身躬から悪と知りながら色々に身勝手なる説を付けて、強いて自ら慰むる者あり。また或いは物事に当って行うときは決してこれを悪事と思わず、毫も心に恥ずるところなきのみならず、一心一向に善き事と信じて、他人の異見などあれば却ってこれを怨む程にありしことにても、年月を経て後に考うれば大いに我不行届にて心に恥入ることあり。

また人の性に智愚強弱の別ありと雖ども、自ら禽獸の智恵にも叶わぬと思う者はあるべからず。世の中にある様々の仕事を見分けて、この事なれば自分の手にも叶うことと思ひ、自分相応にこれを引受くることなれども、その事を行うの間に思ひの外に失策多くして最初の目的を誤り、世間にも笑われ自分にも後悔すること多し。世に功業を企てて誤る者を傍観すれば、実に捧腹にも堪えざる程の愚を働きたるように見ゆれども、そのこれを企てたる人は必ずしも左ままで愚なるに非ず、よくその情実を尋ぬればまた尤なる次第あるものなり。必竟世の事変は活物にて、容易にその機変を前知すべからず。これがために智者と雖ども案外に愚を働くもの多し。

また人の企ては常に大なるものにて、事の難易大小と時日の長短とを比較すること甚だ難し。フランキリン言えることあり、十分と思ひし時も事に当れば必ず足らざるを覚ゆるものなりと。この言真に然り。大工に普請を言い付け、仕立屋に衣服を注文して、十に八、九は必ずその日限を誤らざる者なし。こは大工仕立屋の故さらに企てたる不埒に非ず、その初に仕事と時日とを精密に比較せざりしより、図らずも違約に立ち至りたるのみ。さて、世間の人は大工仕立屋に向かつて違約を責むることは珍しからず、これを責むるにまた理屈なきに非ず。大工仕立屋は常に恐れ入り、旦那はよく道理の分

りたる人物のように見ゆれども、その旦那なる者が自ら自分の請合いたる仕事につき、果して日限の通りに成したることあるや。田舎の書生、国を出るときは、難苦を嘗めて三年の内に成業と自ら期したる者、よくその心の約束を践みたるや。無理な才覚をして渴望したる原書を求め、三箇月の間にこれを読み終らんと約したる者、果してよくその約の如くしたるや。有志の士君子某が政府に出れば、この事務もかくの如く処し、この改革もかくの如く処し、半年の間に政府の面目を改むべしとて、再三建白の上漸く本望を達して出仕の後、果してその前日の心事に背かざるや。貧書生が、我れに万両の金あれば明日より日本国中の門並に学校を設けて家に不学の輩なからしめんと云う者を、今日良縁に由つて三井、鴻ノ池の養子たらしむることあらば、果してその言の如くなるべきや。この類の夢想を計うれば枚挙に遑あらず。みな事の難易と時の長短とを比較せずして、時を計ること寛やかに過ぎ、事を視ること易きに過ぎたる罪なり。

また世間に事を企つる人の言を聞くに、生涯の内または十年の内これにこれを成すと言う者は最も多く、三年の内一年の内にと云う者はやや少なく、一月の内或いは今日この事を企てて今正にこれを行うと言う者は殆ど稀にして、十年前に企てたる事を今既に成したりというが如きは余輩未だその人を見ず。かくの如く期限の長き未来を言うときには大造なる事を企つるようなれども、その期限漸く近くして今月今日と迫るに従つて、明らかにその企ての次第を述ぶること能わざるは、必竟事を企つるに当つて時日の長短を勘定に入れざるより生ずる不都合なり。

右所論の如く、人生の有様は徳義の事についても思ひの外に悪事をなし、智恵の事についても思ひの外に愚を働き、思ひの外に事業を遂げざるものなり。この不都合を防ぐの方便は様々なれども、今爰に人のあまり心付かざる一箇条あり。その箇条とは何ぞや。事業の成否得失に付き、時々自分の胸中に差引の勘定を立つることなり。商売にて言えば、棚卸の総勘定の如きものこれなり。

凡そ商売において最初より損亡を企つる者あるべからず。先ず自分の才力と元金とを顧み、世間の景氣を察して事を始め、千状万態の変に應じて或いは中たり或いは外れ、この仕入に損を蒙りかの売捌に益を取り、一年または一箇月の終りに総勘定をなすときは、或いは見込みの通りに行われたることもあり、或いは大いに相違したることもあり、また或いは売買繁劇の際にこの品につきては必ず益あることなりと思ひしものも、棚卸に出来たる損益平均の表を見れば案に相違して損亡なることあり、或いは仕入のときは品物不足と思ひしものも、棚卸のときに残品を見れば、売捌に案外の時日を費やしてその仕入却つて多きに過ぎたるものもあり。故に商売に一大緊要なるは、平日の帳合を精密にして、棚卸の期を誤らざるの一事なり。

他の人事もまたかくの如し。人間生々の商売は、十歳前後人心の出来し時より始めたるものなれば、平生智徳事業の帳合を精密にして、勉めて損亡を引請けざるように心掛けざるべからず。過ぐる十年の間には何を損し何を益したるや、現今は何らの商売をなしてその繁昌の有様は如何なるや、今は何品を仕入れて何れの時何れの処に売捌く積りなるや、年来心の店の取締は行届きて遊治*情など名づくる召使のために穴を明けられたる事はなきや、来年も同様の商売にて慥なる見込みあるべきや、最早別に智徳を益すべき工夫もなきやと、諸帳面を点検して棚卸の総勘定をなすことあらば、過去現在身の行状につき必ず不都合なることも多かるべし。その一、二を挙ぐれば、

貧は士の常、尽忠報国などとして、妄に百姓の米を喰い潰して得意の色をなし、今日に至りて事実にくる者は、舶来の小銃あるを知らずして刀剣を仕入れ、一時の利を得て残品に後悔するが如し。和漢の古書のみを研究して西洋日新の学を顧みず古を信じて疑わざりし者は、過ぎたる夏の景氣を忘れずして冬の差入りに蚊帷を買い込むが如し。青年の書生未だ学問も熟せずして遽に小官を求め一生の間等外に徘徊するは、半ば仕立たる衣服を質に入れて流すが如し。地

理歴史の初歩をも知らず日用の手紙を書くこともむつかしくして妄に高尚の書を読まんとし、開卷五、六葉を見てまた他の書を求むるは、元手なしに商売を初めて日に業を変ずるが如し。和漢洋の書を読めども天下国家の形勢を知らず一身一家の生計にも苦しむ者は、十露盤を持たずして万屋の商売をなすが如し。天下を治むるを知つて身を修むるを知らざる者は、隣家の帳合に助言して自家に盜賊の入るを知らざるが如し。口に流行の日新を唱えて心に見るところなく、我一身の何物たるをも考えざる者は、売品の名を知りて値段を知らざるものの如し。これらの不都合は現に今の世に珍しからず。その原因は、ただ流れ渡りにこの世を渡りて、嘗てその身の有様に注意することなく、生来今日に至るまで我身は何事をなしたるや、今は何事をなせるや、今後は何事をなすべきやと、自らその身を点検せざるの罪なり。故に云く、商売の有様を明らかにして後日の見込を定むるものは帳面の総勘定なり、一身の有様を明らかにして後日の方向を立つるものは智徳事業の棚卸なり。

世話の字の義

世話の字に二つの意味あり、一は保護の義なり、一は命令の義なり。保護とは人の事につき傍より番をして防ぎ護り、或いはこれに財物を与え或いはこれがために時を費やし、その人をして利益をも面目をも失わしめざるように世話をすることなり。命令とは人のために考えて、その人の身に便利ならんと思うことを差図し、不便利ならんと思うことには異見を加え、心の丈けを尽して忠告することにて、これまた世話の義なり。

右の如く世話の字に保護と差図と両様の義を備えて人の世話をするときには、真によき世話にて世の中は円く治まるべし。譬えば父母の子供におけるが如く、衣食を与えて保護の世話をすれば、子供は

父母の言うことを聞きて差図を受け、親子の間柄に不都合あることなし。また政府にては法律を設けて国民の生命と面目と私有とを大切に取扱い、一般の安全を謀つて保護の世話をなし、人民は政府の命令に従つて差図の世話に戻ることにあらざれば、公私の間、円く治まるべし。故に保護と差図とは、両ながらその至る処を供にし、寸分も境界を誤るべからず。保護の至る処は即ち差図の及ぶ処なり。差図の及ぶ処は必ず保護の至る処ならざるを得ず。もし然らずして、この二者の至り及ぶ所の度を誤り、僅に齟齬することあれば、忽ち不都合を生じて禍の原因となるべし。世間にその例少なからず。蓋しその由縁は、世の人々常に世話の字の義を誤りて、或いは保護の意味に解し、或いは差図の意味に解し、ただ一方にのみ偏して文字の全き義を尽すことなく、もつて大なる間違に及びたるなり。

譬えば父母の差図を聴かざる道楽息子へ漫に銭を与えてその遊治放蕩を逞しうせしむるは、保護の世話は行届きて差図の世話は行われざるものなり。子供は謹慎勉強して父母の命に従うと雖ども、この子供に衣食をも十分に給せずして無学文盲の苦界に陥らしむるは、差図の世話のみをなして保護の世話を怠るものなり。甲は不孝にして乙は不慈なり。共にこれを人間の悪事と言うべし。

古人の教えに朋友に屢*すれば疎んぜらるるとあり。その訳けは、我忠告をも用いざる朋友に向かつて余計なる深切を尽し、その気前をも知らずして厚かましく異見をすれば、遂には却つてあいそつかしとなりて、先きの人に嫌われ、或いは怨まれ或いは馬鹿にせられて事実利益なきゆえ、大概に見計うて此方から寄付かぬようにすべしとの趣意なり。この趣意も即ち差図の世話の行届かぬ所には保護の世話をなすべからずということなり。

また昔かたぎに、田舎の老人が旧き本家の系図を持出して別家の内を掻きまわし、或いは銭もなき叔父様が実家の姪を呼び付けてその家事を差図し、その薄情を責めその不行届を咎め、甚だしきに至つては知らぬ祖父の遺言などとして姪の家の私有を奪い去らんとするが如きは、差図の世話は厚きに過ぎて保護の世話の痕跡もなきも

のなり。諺にいわゆる大きに御世話とはこの事なり。

また世に貧民救助とて、人物の良否を問わずその貧乏の源因を尋ねず、ただ貧乏の有様を見て米錢を与うることあり。鰥寡孤独、実に頼るところなき者へは救助も尤なれども、五升の御救米を貰うて三升は酒にして飲む者なきに非ず。禁酒の差図も出来ずして漫に米を与うるは、差図の行届かずして保護の度を越えたるものなり。諺にいわゆる大きに御苦労とはこの事なり。英国などにも救窮の法に困却するはこの一条なりという。

この理を拡めて一国の政治上に論ずれば、人民は租税を出して政府の入用を給し、その世帯向を保護するものなり。然るに専制の政にて、人民の助言をば少しも用いず、またその助言を述べべき場所もまきは、これまた保護の一方は達して差図の路は塞りたるものなり。人民の有様は大きに御苦労なりと言うべし。

この類を求めて例を挙ぐれば一々計うるに違あらず。この世話の字義は経済論の最も大切なる箇条なれば、人間の渡世において、その職業の異同事柄の軽重に拘わらず常にこれに注意せざるべからず。或いはこの議論は全く十露盤づくにて薄情なるに似たれども、薄くすべきところを無理に厚くせんとし、或いはその実の薄きを顧みずしてその名を厚くせんとし、却つてにんげんの至情を害して世の交際を苦々しくするが如きは、名を買わんとして実を失うものと言うべし。

右の如く議論は立てたれども、世人の誤解を恐れて念のため爰に数言を附せん。修心道德の教えにおいては、或いは経済の法と相戻るが如きものあり。蓋し一身の私徳は悉皆天下の経済に差響くものに非ず、見ず知らずの乞食に錢を投与し、或いは貧人の憐れむべき者を見れば、その人の来歴をも問わずして多少の財物を給することあり。そのこれを投与しこれを給するは即ち保護の世話なれども、この保護は差図と共に行わるるものに非ず、考えの領分を窮屈にしてただ経済上の公をもつてこれを論ずれば不都合なるに似たれども、一身の私徳において恵与の心は最も貴ぶべく最も好みすべきものな

り。譬えば天下に乞食を禁ずるの法は固より公明正大なるものなれども、人々の私において乞食に物を与えんとするの心は咎むべからず。人間万事十露盤を用いて決定すべきものに非ず、ただその用ゆべき場所と用ゆべからざる場所とを区別すること緊要なるのみ。世の学者、経済の公論に酔いて仁恵の私徳を忘るるなかれ。

(明治八年二月出版)

学問のすゝめ 十五編

福沢諭吉著

事物を疑つて取捨を断ずる事

信の世界に偽詐多く、疑の世界に真理多し。試みに見よ、世間の愚民、人の言を信じ、人の書を信じ、小説を信じ、風聞を信じ、神仏を信じ、卜筮を信じ、父母の大病に按摩の説を信じて草根木皮を用い、娘の縁談に家相見の指図を信じて良夫を失い、熱病に医師を招かずして念仏を申すは阿弥陀如来を信ずるがためなり。三七日の断食に落命するは不動明王を信ずるが故なり。この人民の仲間に行わるる真理の多寡を問わば、これに答えて多しと言うべからず。真理少なければ偽詐多からざるを得ず。蓋しこの人民は事物を信ずると雖ども、その信は偽を信ずる者なり。故に云く、信の世界に偽詐多し。

文明の進歩は、天地の間にある有形の物にても無形の人事にても、その働きの趣きを詮索して真実を發明するに在り西洋諸国の人民が今日の文明に達したるその源を尋ねれば、疑の一点より出でざるものなし。ガリレヲが天文の旧説を疑つて地動を發明し、ガルハニが蟻の脚の*搦するを疑つて動物のエレキを發明し、ニウトンが林檎の落つるを見て重力の理に疑いを起し、ワットが鉄瓶の湯気を弄ん

で蒸気の働きに疑いを生じたるが如く、何れも皆疑いの路に由つて真理の奥に達したるものと言ふべし。格物窮理の域を去つて、顧みて人事進歩の有様を見るもまたかくの如し。売奴法の当否を疑つて天下後世に惨毒の源を絶ちたる者は、トーマス・クラレクソンなり。ローマ宗教の妄誕を疑つて教法に一面目を改めたる者はマルチン・ルーザなり。フランスの人民は貴族の跋扈に疑いを起して騒乱の端を開き、アメリカの州民は英国の成法に疑いを容れて独立の功を成したり。今日においても、西洋の諸大家が日新の説を唱えて人を文明に導くものを見るに、その目的はただ古人の確定して駁すべからざるの論説を駁し、世上に普通にして疑いを容るべからざるの習慣に疑いを容るるに至るのみ。今の人事において男子は外を務め婦人は内を治むるとしてその関係殆ど天然なるが如くなれども、スチュアルト・ミルは婦人論を著して、万古一定動かすべからざるのこの習慣を破らんことを試みたり。英国の経済家に自由法を悦ぶ者多くして、これを信ずる輩はあたかもつて世界普通の定法の如くに認むれども、アメリカの学者は保護法を唱えて自国一種の経済論を主張する者あり。一議随つて出れば一説随つてこれを駁し、異説争論その極まる所を知るべからず。これをかのアジア諸州の人民が、虚誕妄説を軽信して巫蠱神仏に惑溺し、或いはいわゆる聖賢者の言を聞きて一時にこれに和するのみならず、万世の後に至つてなおその言の範圍を脱すること能わざるものに比すれば、その品行の優劣、心志の勇怯、固より年を同じうして語るべからざるなり。異説争論の際に事物の真理を求むるは、なお逆風に向かつて舟を行るが如し。その舟路を右にしましたこれを左にし、浪に激し風に逆らい、数十百里の海を経過するも、その直達の路を計れば進むこと僅に三、五里に過ぎず。航海にはしばしば順風の便ありと雖ども、人事においては決してこれなし。人事の進歩して真理に達するの路は、ただ異説争論の際にまぎるの一法あるのみ。而してその説論の生ずる源は、疑の一点に在りて存するものなり。疑の世界に真理多しとは、蓋しこれの謂なり。

然りと雖ども、事物の軽々信ずべからざること果して是ならば、またこれを軽々疑うべからず。この信疑の際につき必ず取捨の明なかるべからず。蓋し学問の要は、この明智を明らかにするに在るものならん。我日本においても開国以来頓に人心の趣きを変じ、政府を改革し、貴族を倒し、学校を起し、新聞局を開き、鉄道、電信、兵制、工業等、百般の事物一時に旧套を改めたるは、何れも皆数千百年以来の習慣に疑いを容れ、これを变革せんことを試みて功を奏したるものと言ふべし。然りと雖ども、我人民の精神においてこの数千年の習慣に疑いを容れたるその原因を尋ねれば、初めて国を開きて西洋諸国に交わり、かの文明の有様を見てその美を信じ、これに倣わんとして我旧習に疑いを容れたるものなれば、あたかもこれを自発の疑いと言ふべからず。ただ旧を信ずるの信をもって新を信じ、昔日は人心の信、東に在りしもの、今日はその処を移して西に転じたるのみにして、その信疑の取捨如何に至つては果して的当の明あるを保すべからず。余輩未だ浅学寡聞、この取捨の疑問に至り一々当否を論じてその箇条を枚挙する能わざるは固より自ら懺悔するところなれども、世事転遷の大勢を察すれば、天下の人心この勢いに乗ぜられて、信ずるものは信に過ぎ、疑うものは疑に過ぎ、信疑共にその止まる所の適度を失するものあるは明らかに見るべし。左にその次第を述べん。

東西の人民、風俗を別にし情意を殊にし、数千百年の久しき、各*その国土に行われたる習慣は、仮令い利害の明らかなるものと雖ども、頓にこれを彼に取りてこれに移すべからず、況やその利害の未だ詳らかならざるものにおいてをや。これを採用せんとするには千思万慮歲月を積み、漸くその性質を明らかにして取捨を判断せざるべからず。然るに近日世上の有様を見るに、苛も中人以上の改革者流、或いは開化先生と称する輩は、口を開けば西洋文明の美を称し、一人これを唱うれば万人これに和し、凡そ智識道德の教えより治国、経済、衣食住の細事に至るまでも、悉皆西洋の風を慕つてこれに倣わんとせざるものなし。或いは未だ西洋の事情につきその一

班をも知らざる者にて、只管旧物を廃棄してただ新をこれ求むるもの如し。何ぞそれ事物を信ずるの軽々にして、またこれを疑うの疎忽なるや。西洋の文明は我国の右に出ること必ず数等ならんと雖ども、決して文明の十全なるものに非ず。その欠典を計うれば枚挙に遑あらず。彼の風俗悉く美にすて信ずべきに非ず、我の習慣悉く醜にして疑うべきに非ず。譬えば爰に一少年あらん。学者先生に接してこれに心酔し、その風に倣わんとして俄に心事を改め、書籍を買い文房の具を求めて、日夜机に倚りて勉強するは固より咎むべきに非ず。これを美事と言うべし。然りと雖どもこの少年が先生の風を擬するの余りに、先生の夜話に耽つて朝寝するの僻をも学び得て、遂に身体を健康を害することあらば、これを智者と言つべきか。蓋しこの少年は先生を見て十全の学者と認め、その行状の得失を察せずして悉皆これに倣わんとし、もつてこの不幸に陥りたるものなり。シナの諺に、西施の顰に倣うということあり。美人の顰はその顰の間に自ずから趣きありしが故にこれに倣いしことなれば未だ深く咎むるに足らずと雖ども、学者の朝寝に何の趣きあるや。朝寝は則ち朝寝にして*情不養生の悪事なり。人を慕うの余りにその悪事に倣うとは笑うべきの甚だしきに非ずや。されども今の世間の開化者流にはこの少年の輩甚だ少なからず。仮に今、東西の風俗習慣を交易して開化先生の評論に附し、その評論の言葉を想像してこれを記さん。西洋人は日に浴湯して日本人の浴湯は一月僅に一、二次ならば、開化先生これを評して言わん、文明開化の人民はよく浴湯して皮膚の蒸発を促しもつて衛生の法を守れども、不文の日本人は則ちこの理を知らずと。日本人は寢屋の内に尿瓶を置いてこれに小便を貯え、或いは便所より出でて手を洗うことなく、洋人は夜中と雖ども起きて便所に行き、何ら事故あるも必ず手を洗うの風ならば、論者評して言わん、開化の人は清潔を貴ぶの風あれども不開化の人民は不潔の何物たるを知らず、蓋し小児の智識未だ発生せずして汚潔を弁ずること能わざる者に異ならず、この人民と雖ども次第に進んで文明の域に入らば遂には西洋の美風に倣うことあるべしと。洋

人は鼻汁を拭うに毎次紙を用いて直ちにこれを投棄し、日本人は紙に代るに布を用い随つて洗濯して随つてまた用いるの風ならば、論者忽ち頓智を運らし細事を推して経済論の大義に附会して言わん、資本に乏しき国土においては人民自ら知らずして節儉の道に従うことあり、日本全国の人民をして鼻紙を用いること西洋人の如くならしめなば、その国財の幾分を浪費すべき筈なるに、よくその不潔を忍んで布を代用するは自ずから資本の乏しきに迫られて節儉に赴くものと言ふべしと。日本の婦人その耳に金還を掛け小腹を束縛して衣裳を飾ることあらば、論者人身窮理の端を持出して鬻蹙して言わん、甚だしい哉不開化の人民、理を弁じて天然に従うことを知らざるのみならず、故らに肉体を傷つけて耳に荷物を掛け、婦人の体において最も貴要部たる小腹を束ねて蜂の腰の如くならしめ、もつて妊娠の機を妨げ分娩の危難を増し、その禍の小なるは一家の不幸を致し、大なるは全国の人口生々の源を害するものなりと。西洋人は家の内外に錠を用いること少なく、旅中に人足を雇つて荷物を持たしめ、その行李に慥なる錠前なきものと雖ども常に物を盗まるることなく、或いは大工左官等の如き職人に命じて普請を受負わしむるに約条書の密なるものを用いずして、後日に至りその約条につき公事訴訟を起すこと稀なれども、日本人は家内の一室毎に締りを設けて坐右の手箱に至るまでも錠を卸し、普請受負の約条書等には一字一句を争つて紙に記せども、なお且つ物を盗まれ、或いは違約等の事につき裁判所に訴うること多き風ならば、論者また歎息して言わん、難有哉耶蘇の聖教、気の毒なる哉パガン外教の人民、日本の人はあたかも盜賊と雑居するが如し、これをかの西洋諸国自由正直の風俗に比すれば万々同日の論に非ず、実に聖教の行わるる国土こそ道に遺を拾わずと言ふべけれど。日本人が煙草を咬み巻煙草を吹かして西洋人が煙管を用いることあらば、日本人は器械の術に乏しくして未だ煙管の發明もあらずと言わん。日本人が靴を用いて西洋人が下駄をはくことあらば、日本人は足の指の用法を知らずと言わん。味噌も舶来品ならば、かくまでに輕蔑を受くることもなからん。豆

腐も洋人のテーブルに上らば一層の声価を増さん。鰻の蒲焼、茶碗蒸等に至つては世界第一美味の飛切りとて評判を得ることなるべし。これらの箇条を枚挙すれば際限あることなし。今少しく高尚に進みて宗旨の事に及ばん。四百年前西洋に親鸞上人を生じ、日本にマルチン・ルーザを生じ、上人は西洋に行わるる仏法を改革して浄土真宗を弘め、ルーザは日本のローマ宗教に敵してプロテスタントの教えを開きたることあらば、論者必ず評して言わん、宗教の大趣意は衆生済度に在りて人を殺すに在らず、苛もこの趣意を誤ればその余は見るに足らざるなり、西洋の親鸞上人はよくこの旨を体し、野に臥し石を枕にし、千辛万苦、生涯の力を尽して遂にその国の宗教を改革し、今日に至つては全国人民の大半を教化したり、その教化の広大なることかくの如しと雖ども、上人の死後、その門徒なる者、宗教の事につき敢えて他宗の人を殺したることなくまた殺されたることもなきは、専ら宗徳をもつて人を化したるものと言ふべし、顧みて日本の有様を見れば、ルーザーたび世に出でてローマの旧教に敵対したりと雖ども、ローマの宗徒容易にこれに服するに非ず、旧教は虎の如く新教は狼の如く、虎狼相闘い食肉流血、ルーザの死後、宗教のために日本の人民を殺し日本の国財を費やし、師を起し国を滅したるその禍は、筆もつて記すべからず、口もつて語るべからず、殺伐なる哉野蛮の日本人は、衆生済度の教えをもつて生霊を塗炭に陥れ、敵を愛するの宗旨に由つて無辜の同類を屠り、今日に至つてその成跡如何を問えば、ルーザの新教は未だ日本人民の半を化すること能わずと言えり、東西の宗教その趣きを殊にすることかくの如し、余輩ここに疑いを容ること日既に久しと雖ども、未だその原因の確かなるものを得ず、窃に按ずるに日本の耶蘇教も西洋の仏法も、その性質は同一なれども、野蛮の国土に行わるれば自ずから殺伐の気を促し、文明の国に行わるれば自ずから温厚の風を存するに由つて然るものか、或いは東方の耶蘇教と西方の仏法とは初よりその元素を殊にするに由つて然るものか、或いは改革の始祖たる日本のルーザと西洋の親鸞上人とその徳義に優劣ありて然るものか、漫に

浅見をもつて臆断すべからず、ただ後世博識家の確説を待つのみと。然らば則ち今の改革者流が日本の旧習を厭うて西洋の事物を信ずるは、全く軽信軽疑の譏を免るべきものと言つべからず。いわゆる旧を信ずるの信をもつて新を信じ、西洋の文明を慕うの余りに兼ねてその鬻蹙朝寝の僻をも学ぶものと言つべし。なお甚だしきは未だ新の信ずべきものを探り得ずして早く既に旧物を放却し、一身あたかも空虚なるが如くにして安心立命の地位を失い、これがため遂には発狂する者あるに至れり。憐れむべきに非ずや。医師の話を聞くに、近来は神経病及び発狂の病人多しという。西洋の文明固より慕つべし、これを慕いこれに倣わんとして日もまた足らずと雖ども、軽々これを信ずるは信ぜざるの優に若かず。彼の富強は誠に羨むべしと雖ども、その人民の貧富不平均の弊をも兼ねてこれに倣うべからず、日本の租税寛なるに非ざれども、英国の小民が地主に虐せらるるの苦痛を思えば、却つて我農民の有様を祝せざるべからず。西洋諸国、婦人を重んずるの風は人間世界の一美事なれども、無頼なる細君が跋扈して良人を窘め、不順なる娘が父母を軽蔑して醜行を逞しうするの俗に心酔すべからず。されば今の日本に行わるところの事物は、果して今の如くにしてその当を得たるものか、商売会社の法今の如くにして可ならんか、政府の体裁今の如くにして可ならんか、教育の制今の如くにして可ならんか、著書の風今の如くにして可ならんか、加之現に余輩学問の法も今日の路に従つて可ならんか、これを思えば百疑並び生じて殆ど暗中に物を探るが如し。この雑沓混乱の最中に居て、よく東西の事物を比較し、信すべきを信じ、疑うべきを疑い、取るべきを取り、捨つべきを捨て、信疑取捨その宜しきを得んとするはまた難きに非ずや。然り而して今この責に任ずる者は、他なし、ただ一種我党の学者あるのみ。学者勉めざるべからず。蓋しこれを思うはこれを学ぶに若かず、幾多の書を読み幾多の事物に接し、虚心平気活眼を開き、もつて眞実の在るところを求めなば、信疑忽ち処を異にして、昨日の所信は今日の疑団となり、今日の所疑は明日氷解することもあらん。学者勉めざるべか

らざるなり。

(明治九年七月出版)

学問のすゝめ 十六編

福沢諭吉著

手近く独立を守る事

不羈独立の語は近來世間の話にも聞くとところなれども、世の中の話には随分間違もあるものゆえ、銘々にてよくその趣意を弁えざるべからず。

独立に二様の別あり、一は有形なり、一は無形なり。なお手近く言えば品物につきての独立と、精神につきての独立と、二様に區別あるなり。

品物につきての独立とは、世間の人々が銘々に身代を持ち銘々に家業を勤めて他人の世話厄介にならぬよう、一身一家内の始末をする事にて、一口に申せば人に物を貰わぬという義なり。

有形の独立は右の如く目にも見えて弁じ易けれども、無形の精神の独立に至つてはその意味深くその関係広くして、独立の義に縁なきように思われる事にもこの趣意を存して、これを誤るもの甚だ多し。細事ながら左にその一箇条を撮つてこれを述べん。

一杯、人、酒を呑み、三杯、酒、人を呑むという諺あり。今この諺を解けば、酒を好むの慾をもつて人の本心を制し、本心をして独立を得せしめずという義なり。今日世の人々の行状を見るに、本心を制するものは酒のみならず、千状万態の事物ありて本心の独立を妨ぐる事甚だ多し。この着物に不似合なりとて、かの羽織を作り、この衣裳に不相当なりとて、かの煙草人を買ひ、衣服既に備われば屋宅の狭きも不自由となり、屋宅の普請初めて落成すれば宴席を開

かざるもまた不都合なり、鰻飯は西洋料理の媒妁となり、西洋料理は金の時計の手引となり、此より彼に移り、一より十に進み、一進また一進、段々限りあることなし。この趣きを見れば一家の内には主人なきが如く、一身の内には精神なきが如く、物よく人をして物を求めしめ、主人は品物の支配を受けてこれに奴隷使せらるるものと言ふべし。

なおこれより甚だしきものあり。前の例は品物の支配を受くる者なりと雖ども、その品物は自家の物なれば、一身一家の内にて奴隷の堺界に居るまでのことなれども、爰にまた他人の物に使役せらるるの例あり。かの人がこの洋服を作りたるゆえ我もこれを作ると言い、隣に二階の家を建てたるがゆえに我は三階を建つると言い、朋友の品物は我買物の見本となり、同僚の噂咄は我注文書の腹稿となり、色の黒き大の男が節くれ立つたるその指に金の指輪は些と不似合と自分も心に知りながら、これも西洋人の風なりとて無理に了簡を取直して銭を奮発し、極暑の晩景浴後には浴衣に団扇と思えば、西洋人の真似なれば我慢を張つて筒袖に汗を流し、只管他人の好尚に同じからんことを心配するのみ。他人の好尚に同じうするはなお且つ許すべし、その笑うべきの極度に至っては他人の物を誤り認め、隣の細君が御召縮緬に純金の簪をと聞きて大いに心を悩まし、急に我もと注文して後によくよく吟味すれば、豈計らんや、隣家の品は綿縮緬に鍍金なりしとぞ。かくの如きは則ち我本心を支配するものは自分の物に非ずまた他人の物にも非ず、煙の如き夢中の妄想に制せられて、一身一家の世帯は妄想の往来に任ずるものと言ふべし。精神独立の有様とは多少の距離あるべし。その距離の遠近は銘々にて測量すべきものなり。

かかる夢中の世渡りに心を勞し身を役し、一年千円の歳入も一月百円の月給も遣い果してその跡を見ず、不幸にして家産歳入の路を失うか、または月給の縁に離れることあれば、気抜の如く、間拔の如く、家に残るものは無用の雑物、身に残るものは奢侈の習慣のみ、憐れと言ふも尚おろかならずや。産を立つるは一身の独立を求むる

の基なりとて心身を勞しながら、その家産を処置するの際に、却つて家産のために制せられて独立の精神を失い尽すとは、正にこれを求むるの術をもつてこれを失うものなり。余輩敢えて守銭奴の行状を称誉するに非ざれども、ただ錢を用いるの法を工夫し、錢を制して錢に制せられず、毫も精神の独立を害すること勿らんを欲するのみ。

心事と働きと相当すべきの論

議論と実業と両ながらその宜しきを得ざるべからずとのことは普く人の言うところなれども、この言うところなるものもまたただ議論となるのみにして、これを実地に行う者甚だ少なし。そもそも議論とは心に思うところを言に発し書に記すものなり。或いは未だ言と書に発せざれば、これをその人の心事といいまたはその人の志という。故に議論は外物に縁なきものと言うも可なり。必竟内に存するものなり、自由なるものなり、制限なきものなり。実業とは心に思うところを外に顕わし、外物に接して処置を施すことなり。故に実業には必ず制限なきを得ず、外物に制せられて自由なるを得ざるものなり。古人がこの両様を区別するには、或いは言と行といい、或いは志と功といえり。また今日俗間にて言うところの説と働きなるものも即ちこれなり。

言行齟齬するとは議論に言うところと実地に行うところと一様ならずと言うことなり。功に食ましめて志に食ましめずとは、実地の仕事次第に由りてこそ物をも与うべけれ、その心に何と想うとも形もなき人の心事をば賞すべからずとの義なり。また俗間に、某の説は兎も角も元來働きのなき人物なりとてこれを輕蔑することあり。何れも議論と実業と相当せざるを咎めたるものならん。

さればこの議論と実業とは、寸分も相齟齬せざるよう正しく平均

せざるべからざるものなり。今初学の人の了解に便ならしめんがため、人の心事と働きという二語を用いて、その互いに相助けて平均をなしもつて人間の益を致す所以と、この平均を失うよりして生ずるところの弊害を論ずること左の如し。

第一 人の働きには大小軽重の別あり。芝居も人の働きなり、学問も人の働きなり、人力車を挽くも、蒸気船を運用するも、鋤を執りて農業するも、筆を揮つて著述するも、等しく人の働きなれども、役者たるを好まずして学者たるを勤め、車挽の仲間に入らずして航海の術を学び、百姓の仕事を不満足なりとして著者の業に従事するが如きは、働きの大小軽重を弁別し、軽小を捨てて重大に従うものなり。人間の美事と言うべし。然り而してそのこれを弁別せしむるものは何ぞや。本人の心なり、また志なり。かかる心志ある人を名づけて心事高尚なる人物という。故に云く、人の心事は高尚ならざるべからず、心事高尚ならざれば働きもまた高尚なるを得ざるなり。

第二 人の働きはその難易に拘わらずして用をなすの大なるものと小なるものとあり。囲碁商議等の技芸も易き事に非ず、これらの技芸を研究して工風を運らすの難きは、天文、地理、器械、数学等の諸件に異ならずと雖ども、その用をなすの大小に至つては固より同日の論に非ず。今この有用無用を明察して有用の法に就かしむるものは、即ち心事の明らかなる人物なり。故に云く、心事明らかならざれば人の働きをして徒に勞して功なからしむることあり。

第三 人の働きには規則なかるべからず、その働きをなすに場所と時節とを察せざるべからず。譬えば道德の説法は難有ものなれども、宴樂の最中に突然とこれを唱うれば徒に人の嘲りを取るに足るのみ。書生の激論も時には面白からざるに非ずと雖ども、親戚児女子団坐の席にこれを聞けば発狂人と言わざるを得ず。この場所柄と時節柄とを弁別して規則あらしむるは即ち心事の明らかなるものなり。人の働きのみ活潑にして明智なきは、蒸気に機関なきが如く、船に楫なきが如し。啻に益をなさざるのみならず却つて害を致すこと多し。

第四 前の条々は人に働きありて心事の不行届なる弊害なれども、今これに反して心事のみ高尚遠大にして事実の働きなきもまた甚だ不都合なるものなり。心事高大にして働きに乏しき者は常に不平を抱かざるを得ず。世間の有様を通覧して仕事を求むるに当り、己が手に叶う事は悉皆己が心事より以下の事なればこれに従事するを好まず、去迎己が心事を逞しうせんとするには実の働きに乏しくして事に当るべからず、是においてかその罪を己に責めずして他を咎め、或いは時に遇わずといい或いは天命至らずといい、あたかも天地の間になすべき仕事なきものの如くに思い込み、ただ退きて、私に煩悶するのみ。口に怨言を発し面に不平を顕わし、身外皆敵の如く天下皆不深切なるが如し。その心中を形容すれば、嘗て人に金を貸さずして返金の遅きを怨む者と言うも可なり。儒者は己を知る者なきを憂い、書生は己を助くる者なきを憂い、役人は立身の手掛りなきを憂い、町人は商売の繁昌せざるを憂い、廃藩の士族は活計の路なきを憂い、非役の華族は己を敬する者なきを憂い、朝々暮々憂いありて楽しみあることなし。今日世間にこの類の不平甚だ多きを覚う。その証を得んと欲せば、日常交際の間によく人の顔色を窺い見て知るべし。言語容貌活潑にして胸中の快樂外に溢るるが如き者は、世上にその人甚だ稀なるべし。余輩の實驗にては、常に人の憂うるを見て悦ぶを見ず、その面を借用したらば不幸の見舞などに至極宜しからんと思わるるものこそ多けれ、気の毒千万なる有様ならずや。もしこれらの人をして各々その働きの分限に従つて勤むることあらしめなば、自ずから活潑為事の樂地を得て次第に事業の進歩をなし、遂に心事と働きと相平均する場合にも至るべき筈なるに、嘗て爰に心附かず、働きの位は一に居り、心事の位は十に止まり、一に居て十を望み、十に居て百を求め、これを求めて得ずして徒らに憂いを買つ者と言うべし。これを譬えば石の地蔵に飛脚の魂を入れたるが如く、中風の患者に神経の穎敏を増したるが如し。その不平不如意は推して知るべきなり。

また心事高尚にして働きに乏しき者は、人に厭われて孤立すること

あり。己が働きと他人の働きとを比較すれば固より及ぶべきに非ざれども、己が心事をもつて他の働きを見ればこれに満足すべからずして自ら私に軽蔑の念なきを得ず。妄に人を軽蔑する者は、必ずまた人の軽蔑を免かるべからず。互いに相不平を抱き互に相蔑視して、遂には変人奇物の嘲りを取り、世間に齒すべからざるに至るものなり。今日世の有様を見るに、或いは傲慢不遜にして人に厭わるる者あり、或いは人に勝つことを欲して人に厭わるる者あり、或いは人に多きを求めて人に厭わるる者あり、或いは人を誹謗して人に厭わるる者あり。何れも皆、人に対して比較するところを失い、己が高尚なる心事をもつて標的となし、これに照らすに他の働きをもつてして、その際に恍惚たる想像を造り、もつて人に厭わるるの端を開き、遂に自ら人を避けて独歩孤立の苦界に陥る者なり。試みに告ぐ、後進の少年輩、人の仕事を見て心に不満足なりと思わば、自らその事を執つてこれを試むべし、人の商売を見て拙なりと思わば、自らその商売に當つてこれを試むべし。隣家の世帯を見て不取締と思わば、自らこれを自家に試むべし。人の著書を評せんと欲せば、自ら筆を執つて書を著わすべし。学者を評せんと欲せば学者たるべし。医者を評せんと欲せば医者たるべし。至大の事より至細の事に至るまで、他人の働きに喙を入れんと欲せば、試みに身をその働きの地位に置いて躬自から顧みざるべからず。或いは職業の全く相異なるものあらば、よくその働きの難易軽重を計り、異類の仕事にてもただ働きと働きとをもつて自他の比較をなさば大なる謬なかるべし。

(明治九年八月出版)

学問のすゝめ 十七編

福沢諭吉著

人望論

十人の見るところ、百人の指すところにて、何某は慥なる日となり、頼母しき人物なり、この始末を託しても必ず間違なからん、この仕事を任しても必ず成就することならんと、預めその人柄を当にして世上一般より望みを掛けらるる人を称して、人望を得る人物という。凡そ人間世界に人望の大小軽重はあれども、苟にも人に当てにせらるる人に非ざれば何の用にも立たぬものなり。その小なるを言えば、十銭の銭を持たせて町使に遣る者も、十銭丈けの人望ありて十銭丈けは人に当てにせらるる人物なり。十銭より一円、一円より千円万円、ついには幾百万円の元金を集めたる銀行の支配人となり、または一府一省の長官となりて、啻に金銭を預かるのみならず、人民の便不便を預かり、その貧富を預かり、その栄辱をも預かることあるものなれば、かかる大任にあたる者は必ず平生より人望を得て人に当てにせらるる人に非ざれば、逆も事をなすことは叶い難し。人を当てにせざるはその人を疑えばなり。人を疑えば際限もあらず。目付に目を付くるがために目付を置き、監察を監察するがために監察を命じ、結局何の取締にもならずして徒に人の気配を損じたるの奇談は、古今にその例甚だ多し。また三井大丸の雛は正札にて大丈夫なりとて品柄をも改めずしてこれを買ひ、馬琴の作なれば必ず面白しとて表題ばかりを聞きて注文する者多し。故に三井大丸の店は益々繁昌し、馬琴の著書は益々流行して、商売にも著述にも甚だ都合よきことあり。人望を得るの大切なることもって知るべし。

十六貫目の力量ある者へ十六貫目の物を負わせ、千円の身代ある者へ千円の金を貸すべしというときは、人望も栄名も無用に属し、ただ実物を当てにして事をなすべきようなれども、世の中の人事は斯く簡易にして淡泊なるものに非ず、十貫目の力量なき者も坐して数百万貫の物を動かすべし、千円の身代なき者も数十万の金を運用すべし。試みに今富豪の聞えある商人の帳場に飛び込み、一時に諸帳面の精算をなさば、出入差引して幾百幾千円の不足する者あらん。この不足は即ち身代の零点より以下の不足なるゆえ、無一銭の乞食

に劣ること幾百幾千なれども、世人のこれを視ること乞食の如くせざるは何ぞや。他なし、この商人に人望あればなり。されば人望は固より力量に由つて得べきものに非ず、また身代の富豪なるのみに由つて得べきものにも非ず、ただその人の活潑なる才知の働きと正直なる本心の徳義とをもつて次第に積んで得べきものなり。

人望は智徳に属すること当然の道理にして、必ず然るべき筈なれども、天下古今の事実において或いはその反対を見ること少なからず。數医者が玄関を廣大にして盛んに流行し、売薬師が看板(板)を金にして大いに売り弘め、山師の帳場に空虚なる金箱を据え、学者の書齋に読めぬ原書を飾り、人力車中に新聞紙を読みて宅に歸つて午睡を催す者あり、日曜日の午後に禮拜堂になきて月曜日の朝に夫婦喧嘩する者あり、滔々たる天下、真偽雜駁、善惡混同、孰を是とし孰を非とすべきや、甚だしきに至つては人望の属するを見て本人の不智不徳をトすべき者なきに非ず、ここにおいてか、やや見識高き士君子は世間に榮譽を求めず、或いはこれを浮世の虚名なりとして殊更に避くる者あるもまた無理からぬことなり。士君子の心掛けにおいて称すべき一箇条と言つべし。

然りと雖ども、凡そ世の事物につきその極度の一方のみを論ずれば弊害あらざるものなし。かの士君子が世間の榮譽を求めざるは大いに称すべきに似たれども、そのこれを求むると求めざるを決するの前に、先ず榮譽の性質を詳らかにせざるべからず。その榮譽なるもの果たして虚名の極度にして、医者の玄関、売薬の看板の如くならば、固よりこれを遠ざけこれを避くべきは論を俟たずと雖ども、また一方より見れば社会の人事は悉皆虚をもつて成るものに非ず。人の智徳はなお花樹の如く、その榮譽人望はなお花の如し。花樹を培養して花を開くに、何ぞ殊更にこれを避くることをなさんや。榮譽の性質を詳らかにせずして概してこれを投棄せんとするは、花を払つて樹木の所在を隠すが如し。これを隠してその効用を増すに非ず、あたかも活物を死用するに異ならず、世間の為を謀つて不便利の大なるものと言つべし。

然らば即ち榮譽人望はこれを望むべきものか。云く、然り、勉めてこれを求めざるべからず、ただこれを求むるに當つて分に適すること緊要なるのみ。心身の働きをもつて世間の人望を収むるは、コメを計つて人に渡すが如し。升取りの巧みなる者は一斗のコメを一斗三合に計り出し、その拙なる者は九升七合に計り込むことあり。余輩のいわゆる分に適するとは、計り出しもなくまた計り込みもなく、正に一斗の米を一斗に計ることなり。升取りには巧拙あるも、これに由つて生ずるところの差は僅に内外の二、三分なれども、才徳の働きを升取りするに至つてはその差決して三分に止まるべからず、巧みなるは正味の二倍三倍にも計り出し、拙なるは半分にも計り込む者あらん。この計り出しの法外なる者は世間に法外なる妨げをなして固より悪むべきなれども、姑くこれを擱き、今ここには正味の働きを計り込む人の為に少しく論ずるところあらんとす。

孔子の云く、君子は人の己を知らざるを憂いず、人を知らざるを憂うと。この教えは当時世間に流行する弊害を矯めんとして述べたる言ならんと雖ども、後生無氣無力の腐儒はこの言葉を真ともに受けて、引込み思案にのみ心を凝らし、その悪弊漸く増長して遂には奇物変人、無言無情、笑うことも知らず泣くことも知らざる木の切れのごとき男を崇めて奥ゆかしき先生なぞと称するに至りしは、人間世界の一奇談なり。今この陋しき習俗を脱して活潑なる境界に入り、多くの事物に接し博く世人に交わり、人をも知り己をも知られ、一身に持前正味の働きを逞しうして自分の為にし、兼ねて世の為にせんとするには、

第一 言語を学ばざるべからず。文字に記して意を通ずるは固より有力なるものにして、文通または著述等の心掛けも等閑にすべからざるは無論なれども、近く人に接して直ちに我思うところを人に知らしむるには、言葉の外に有力なるものなし。故に言葉は成る丈け流暢にして活潑ならざるべからず。近来世上に演説会の設けあり、この演説にて有益なる事柄を聞くは固より利益なれども、この外に言葉の流暢活潑を得るの利益は、演説者も聴聞者も共にするとこ

るなり。また今日不弁なる人の言を聞くに、その言葉の数甚だ少なくして如何にも不自由なるが如し、譬えば学校の教師が訳書の講義なぞをするときに、円き水晶の玉とあれば、分かり切つたる事と思ふゆえか、少しも弁解をなさず、ただむつかしき顔をして子どもを睨みつけ、円き水晶の玉というばかりなれども、もしこの教師が言葉に富みて言い舞しのよき人物にして、円とは角の取れて団子のようなどということ、水晶とは山から掘り出す硝子のような物で甲州なずから幾らもでます、この水晶で拵えたごろごろする団子のような玉と説き聞かせたらば、婦人にも子供にも腹の底からよく分かるべき筈なるに、用いて不自由な言葉を用いずして不自由するは、必竟演説を学ばざるの罪なり。或いは書生が日本の言語は不便利にして文章も演説も出来ぬゆえ、英語を使い英文を用いるなぞと、取るにも足らぬ馬鹿を言う者あり。按ずるにこの書生は日本に生れて未だ十分に日本語を用いたることなき男ならん。国の言葉は、その国に事物の繁多なる割合に従つて次第に増加し、毫も不自由なき筈のものなり。何はさておき、今の日本人は今の日本語を巧みに用いて弁舌の上達せんことを勉むべきなり。

第二 顔色容貌を快くして、一見、直ちに人に厭われること無きを要す。肩を聳やかして諂い笑い、巧言令色、太鼓持の媚を献ずるが如くするは固より厭うべしと雖ども、苦虫を嚙潰して熊の胆を啜りたるが如く、黙して誉められて笑つて損をしたがるが如く、終歳胸痛を患うるが如く、生涯父母の喪に居るが如くなるもまた甚だ厭うべし。顔色容貌の活潑愉快なるは人の徳義の一箇条にして、人間交際において最も大切なるものなり。人の顔色は、なお家の門戸の如し、博く人に交わりて客来を自由にせんには、先ず門戸を開けて入口を洒掃し、兎に角に寄り付きを好くすることこそ緊要なれ。然るに今、人に交わらんとして顔色を和するに意を用いざるのみならず、却つて偽君子を学んで殊更に渋き風を示すは、戸の入口に骸骨をぶら下げて門の前に棺桶を安置するが如し。誰かこれに近づく者あらんや。世界中にフランスを文明の源と言ひ智識分布の中心と称

するも、その由縁を尋ねれば、国民の拳動常に活潑気軽にして言語容貌は人々の天性に存するものなれば、勉めてこれを如何ともすべからず、これを論ずるも詰まるところは無益に属するのみと。この言或いは是なるが如くなれども、人智発育の理を考えなばその当らざるを知るべし。凡そ人心の働き、これを進めて進まざるものあることなし。その趣は人身の手足を役してその筋を強くするに異ならず。されば言語容貌も人の心身の働きなれば、これを放却して上達するの理あるべからず。然るに古来日本国中の習慣において、この大切なる心身の働きを捨てて顧みる者なきは大なる心得違いに非ずや。故に余輩の望むところは、改めて今日より言語容貌の学問と云うには非ざれども、この働きを人の徳義の一箇条として等閑にすることなく、常に心に留めて忘れざらんことを欲するのみ。

或人また云く、容貌を快くするとは表を飾ることなり。表を飾るをもつて人間交際の要となすときは、啻に容貌顔色のみならず、衣服も飾り飲食も飾り、氣に叶わぬ客をも招待して、身分不相応の馳走するなぞ、全く虚飾をもつて人に交わるの弊あらんと。この言もまた一理あるが如くなれども、虚飾は交際の弊にしてその本色に非ず。事物の弊害は動もすればその本色に反対するもの多し。過ぎたるはなお及ばざるが如しとは、即ち弊害と本色と相反するを評したる語なり。譬えば食物の要は身体を養うに在りと雖ども、これを過食すれば却つてその栄養を害するが如し。栄養は食物の本色なり、過食はその弊害なり。弊害と本色を背反對するものというべし。されば人間交際の要も和して真率なるに在るのみ、その虚飾に流るるものは決して交際の本色に非ず。凡そ世の中に夫婦親子より親しき者あらず、これを天下の至親と称す。而してこの至親の間を支配するは何物なるや、ただ和して真率なる丹心あるのみ。表面の虚飾を却けまたこれを掃い、これを却掃し尽して初めて至親の存するものを見るべし。然らば即ち交際の親睦は真率の中に存して虚飾と並び立つべからざるものなり。余輩固より今の人民に向かつて、その交際、親子夫婦の如くならんことを望むに非ざれども、ただその赴くべ

きの方向を示すのみ。今日俗間の言に人を評して、あの人は気軽な人といい、気のおけぬ人といい、遠慮なきひといい、さっぱりした人といい、男らしき人といい、或いは多言なれども程のよき人といい、騒々しけれども悪からぬ人といい、無言なれども親切らしき人といい、可恐ようなれども浅さりした人というが如きは、あたかも家族交際の有様を表し出して、和して真率なるを称したるものなり。

第三 道同じからざれば相与に謀らずと。世人またこの教えを誤解して、学者は学者、医者は医者、少しくその業を異にすれば相近づくことなし、同塾同窓の懇意にても塾を巣立ちしたる後に、一人が町人となり一人が役人となれば千里隔絶、呉越の觀をなす者なきに非ず。甚だしき無分別なり。人に交わらんとするには啻に旧友を忘れざるのみならず、兼ねてまた新友を求めざるべからず。人類相接せざれば互いにその意を尽くすこと能わず、意を尽くすこと能わざればその人物を知るに由なし。試みに思え、世間の士君子、一旦の偶然に人に遭うて生涯の親友たる者あるに非ずや。十人に遭うて一人の偶然に当たれば、二十人に接して二人の偶然を得べし。人を知り人に知らるるの始源は多くこの辺りに在りて存するものなり。人望栄名なぞの話は姑く擱き、今日世間に知己朋友の多きは差向きの便利に非ずや。先年宮の渡しに同船したる人を、今日銀座の往来に見掛けて双方図らず便利を得ることあり。今年出入の八百屋が来り、年奥州街道の旅籠屋にて腹痛の介抱してくれらることもあらん。人類多しと雖ども鬼にも非ず蛇にも非ず、殊更に我を害せんとする悪敵はなきものなり。恐れ憚るところなく、心事を丸出して颯々と応接すべし。故に交わりを広くするの要はこの心事を成る丈け沢山にして、多芸多能一色に偏せず、様々の方向に由つて人に接するに在り。或いは学問をもつて接し、或いは商売に由つて交わり、或いは書画の友あり、或いは碁将棋の相手あり、凡そ遊治放蕩の悪事に非ざるより以上の事なれば、友を会するの方便たらざるものなし。或いは極めて芸能なき者ならば共に会食するもよし、茶を飲むもよし

な、お下がりて筋骨の丈夫なる者は腕押し、枕引き、足角力も一席の興として交際の一助たるべし。腕押しと学問とは道同じからずして相与に謀るべからざるようなれども、世界の土地は広く人間の交際は繁多にして、三、五尾の鮒が井中に日月を消するとは少しく趣を異にするものなり。人にして人を毛嫌いするなかれ。

(明治九年十一月出版)